

海老名運動公園再整備計画

基本計画書

平成30年3月15日

海老名市 市民協働部 文化スポーツ課

目 次

1. 計画の目的	1
2. 対象地の位置及び施設概要	1
2.1 位置及び範囲	1
2.2 対象施設の概要	2
3. 現況把握	4
3.1 自然環境・社会環境の概況	4
3.1.1 自然環境の概況	4
3.1.2 社会環境の概況	10
3.2 計画地の法規制	19
3.3 上位・関連計画	20
3.3.1 第2期スポーツ基本計画（平成29年3月24日文部科学省）	21
3.3.2 スポーツ・ツーリズム推進基本方針（平成23年6月14日スポーツ・ツーリズム推進連絡会議）	24
3.3.3 かながわグランドデザイン基本構想（平成24年3月神奈川県）	27
3.3.4 海老名市第四次総合計画後期基本計画（平成24年9月海老名市）	28
3.3.5 海老名市都市マスタープラン（平成22年9月海老名市）	29
3.3.6 海老名市緑の基本計画（平成20年9月海老名市）	37
3.3.7 海老名市公共施設再編（適正化）計画（平成29年3月海老名市）	39
3.3.8 海老名市地域防災計画（平成26年8月海老名市防災会議）	42
3.3.9 海老名市国民保護計画（平成23年4月）	44
3.3.10 海老名市景観基本計画（平成20年5月海老名市）	45
3.3.11 海老名市スポーツ健康推進計画（平成25年8月海老名市）	47
3.1 計画地の現況景観	49
3.2 計画地の利用・管理状況	52
3.3 関係機関及び指定管理者からみた管理運営上の問題点及び課題の把握	57
4. 再整備計画における課題及び前提条件の整理	58
5. 整備方針の設定	61
5.1 計画の位置づけ	61
5.2 計画の基本的な考え方	62

5.3 整備方針	64
6. 計画条件の検討と設定	65
6.1 野球場規模の検討	65
6.2 計画条件の設定	66
7. 導入施設及び施設配置計画	69
7.1 導入施設及び施設配置計画の検討	69
7.2 施設配置計画案の比較検討	74
7.3 再整備計画の設定	75
7.4 都市公園法との整合検討	79
8. 動線計画	85
9. 造成計画の考え方	88
10. 雨水排水計画の考え方	88
11. 施設計画	90
11.1 各施設の整備方針、規模、仕様等	90
11.1.1 総合体育館	90
11.1.2 野球場	90
11.1.3 陸上競技場	100
11.1.4 屋内プール	100
11.1.5 テニスコート	103
11.1.6 クラブハウス	103
11.1.7 多目的広場	104
11.1.8 修景池	105
11.1.9 冒険広場	105
11.1.10 芝生広場	106
11.1.11 疎林広場	106
11.1.12 自由広場	107
11.1.13 駐車場	108
11.1.14 駐輪場	110
11.1.15 スケートボードパーク	111

11.1.16 その他	112
11.2 規模検討	113
11.2.1 利用人数の検討	113
11.2.2 駐車場規模の算定	119
12. 供給処理計画の考え方	123
12.1 給水計画	123
12.2 汚水排水計画	123
12.3 電気設備計画	123
13. 植栽計画の考え方	124
14. 鳥瞰図	125
15. 事業工程案と概算事業費	128
16. 今後の課題	130

1. 計画の目的

海老名市では、平成 25 年度に策定した「海老名市スポーツ健康推進計画」等に基づき、スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実を図り、海老名運動公園を活用したまちづくり及び地域活性化を考えている。

また、海老名市は 2019 ラグビーワールドカップの公認キャンプ地に立候補している。

このような中、平成 28 年度「海老名市公共施設再編（適正化）計画」が策定され、海老名市域全体のスポーツ施設再編の方針が定められ、海老名運動公園においても体育施設ごとに短中長期の再整備の方向性が示された。

本基本計画は、これらの多様な状況をふまえたうえで、海老名運動公園の施設改修を含んだ公園全体の再整備計画を作成することを目的とする。

2. 対象地の位置及び施設概要

2.1 位置及び範囲

海老名運動公園は、海老名市社家の相模川左岸沿川に位置する。

対象範囲は海老名運動公園の都市計画公園区域の範囲である。

位置：海老名市社家 4032-1

範囲：海老名運動公園の都市計画公園区域（面積：17.52ha）

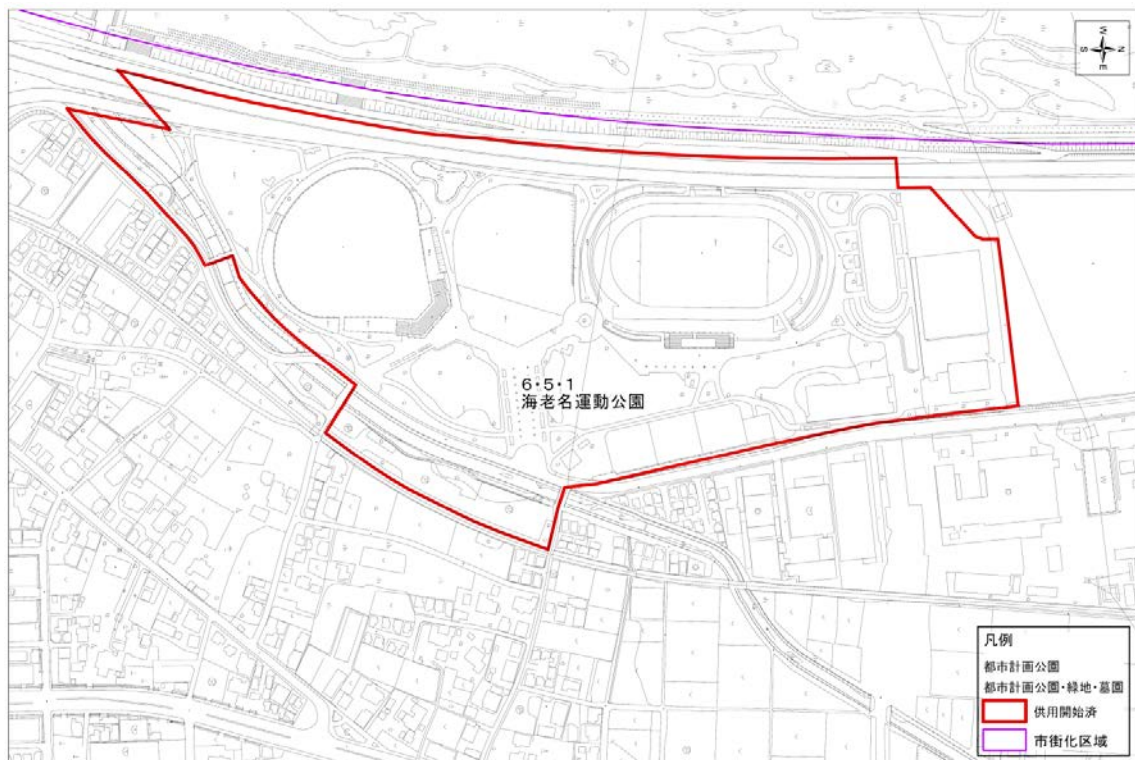


図 2.1 計画対象地の位置及び範囲（都市計画公園区域）

2.2 対象施設の概要

海老名運動公園の現況施設の種類及び規模は、以下に示すとおりである。

表 2.1 施設の現状

施設・機能	現 状
総合体育館	7,502.52 m ² （海老名運動公園都市公園台帳より）
野球場	17,885.12 m ² （海老名運動公園都市公園台帳） ○屋内設備：ダッグアウト、通路、ホール、物入れ、廊下（鉄筋コンクリート造） ○内野スタンド：2,142.08 m ² （建築面積 827.32 m ² ） ○スコアボード、給水ポンプ室
陸上競技場	24,581.66 m ² （海老名運動公園都市公園台帳より）
屋内プール	8,653.54 m ² （海老名運動公園都市公園台帳より）
テニスコート	4,595.66 m ² （2,481.13 m ² 、2,114.53 m ² ） （海老名運動公園都市公園台帳より）
クラブハウス	822.41 m ² （海老名運動公園都市公園台帳より）
多目的広場	12,778.52 m ² （海老名運動公園都市公園台帳より）
修景池	909.97 m ² （海老名運動公園都市公園台帳より）
冒険広場	7,109.91 m ² （海老名運動公園都市公園台帳より）
芝生広場	7,837.69 m ² （海老名運動公園都市公園台帳より）
疎林広場	4,315.47 m ² （海老名運動公園都市公園台帳より）
自由広場	1,982.11 m ² （海老名運動公園都市公園台帳より）
駐車場	12,648.23 m ² （6,079.47 m ² 、4,577.98 m ² 、1,990.78 m ² ） （海老名運動公園都市公園台帳より）
駐輪場	436.15 m ² （20.08 m ² 、416.07 m ² ）（現在なし：455.50 m ² ） （海老名運動公園都市公園台帳より）
その他	63,161.04 m ²
合計面積	175,220 m ² （海老名運動公園都市公園台帳より）



図 2.2 海老名運動公園の主要施設の位置及び規模

面積出典：海老名運動公園都市公園台帳

3. 現況把握

3.1 自然環境・社会環境の概況

計画地及び周辺地域における自然環境及び社会環境の概況を整理する。

3.1.1 自然環境の概況

(1) 地形・地質

海老名運動公園の敷地は、相模川の河川敷であったが、昭和 56 年以降の相模川河川堤防の造成工事に伴う埋め立ての盛土工により造成されたものである。

このため、昭和 45 年度～昭和 54 年度に調査が行われた国土庁による土地分類基礎調査の地形分類図によると、計画対象地は「低地：自然堤防・砂州・砂丘」の分類となっている。

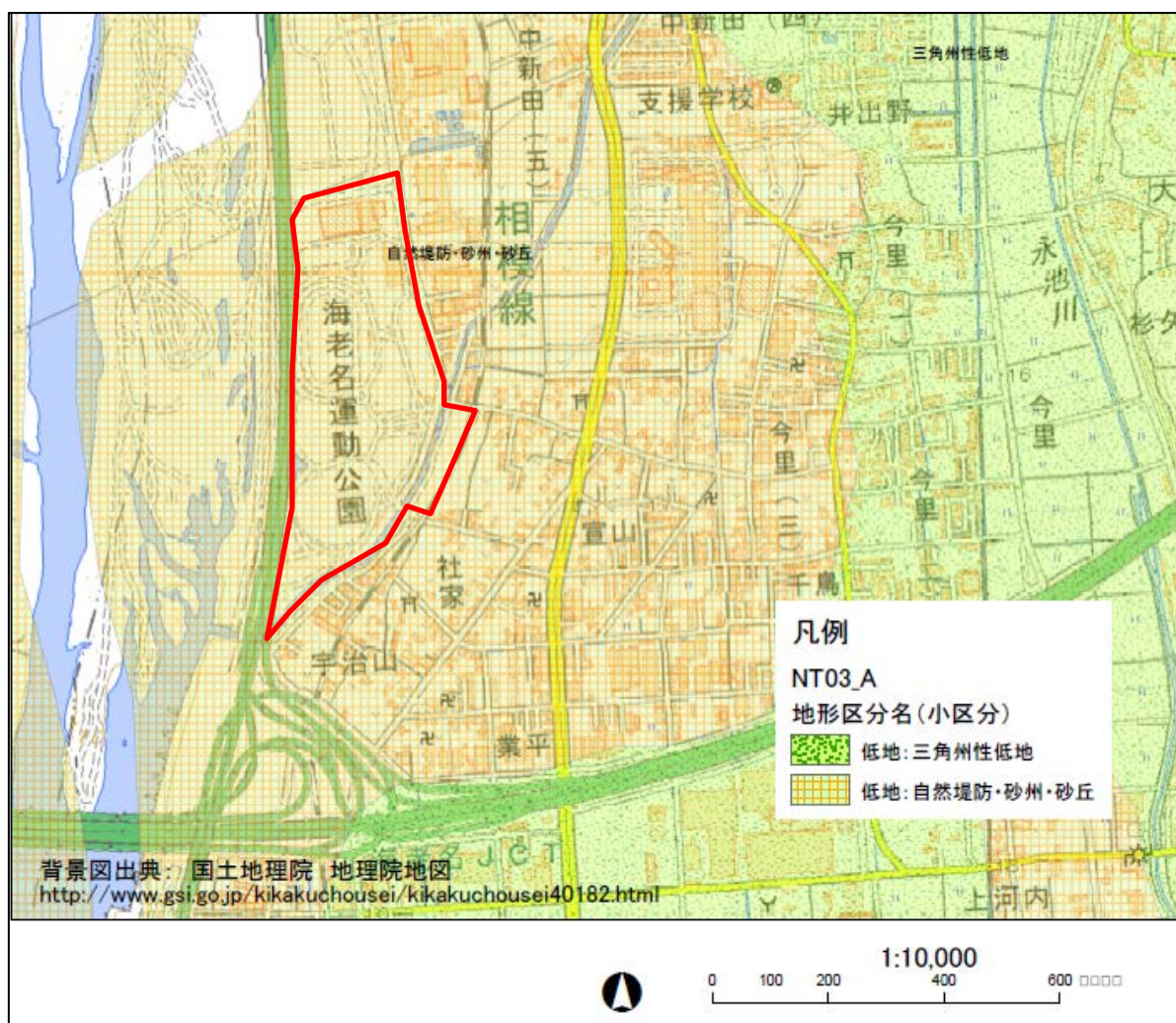


図 3.1 地形分類図

出典：国土交通省土地総合ライブラリー 20 万分の 1 土地分類基本調査 GIS データ（地形分類）シェープファイル（神奈川県）平成 16 年度／原典：20 万分の 1 土地分類基本調査（地形分類図）国土庁（当初は経済企画庁）昭和 45 年度～昭和 54 年度」

同じく、同土地分類基礎調査の表層地質図によると、未固結堆積物（礫）と表示されており、河川敷の地形であったことがうかがえる。

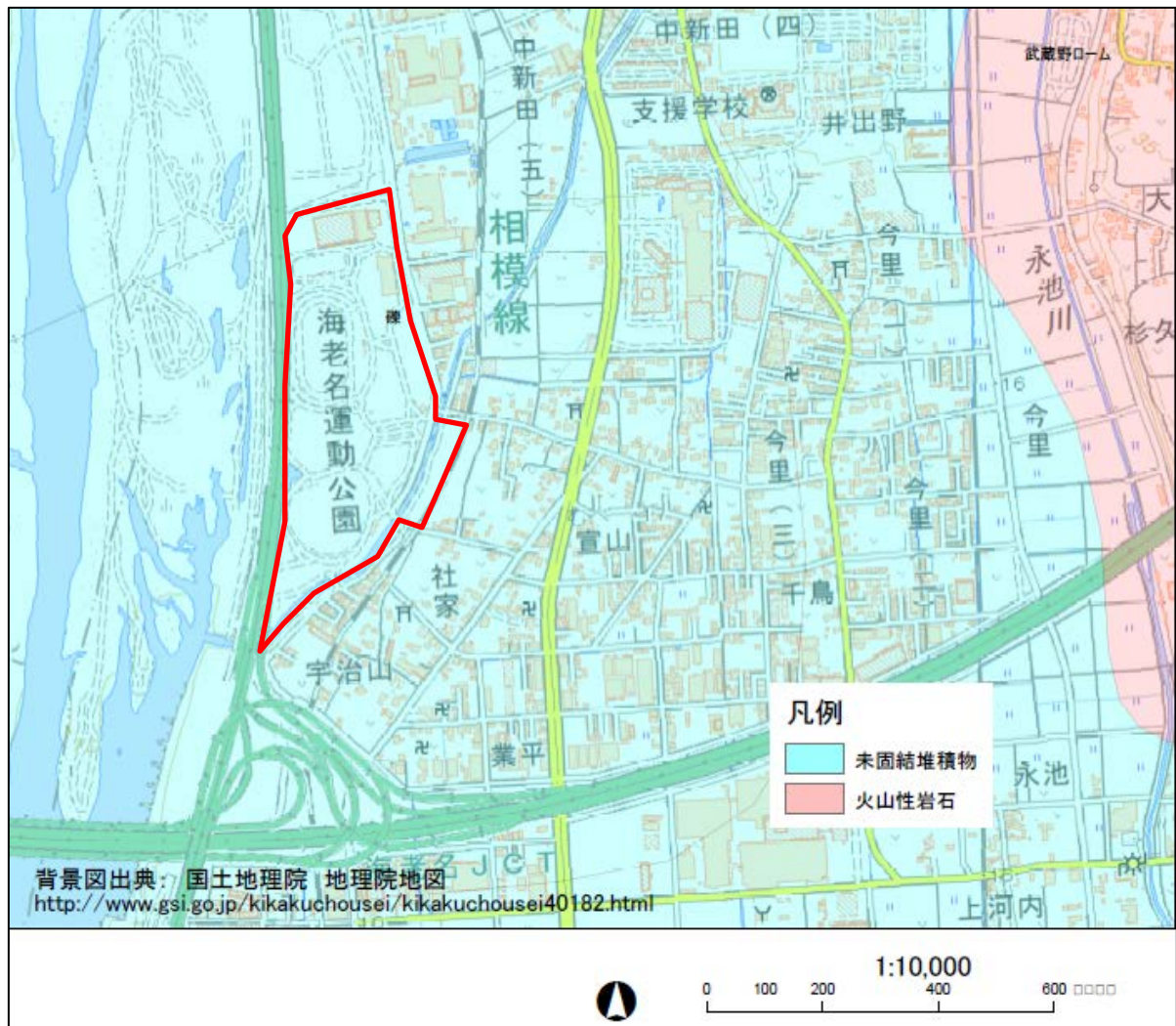


図 3.2 表層地質図

出典：国土交通省土地総合ライブラリー 20 万分の 1 土地分類基本調査 GIS データ（表層地質）シェープファイル（神奈川県）平成 16 年度／原典：20 万分の 1 土地分類基本調査（表層地質図）国土庁（当初は経済企画庁）昭和 45 年度～昭和 54 年度」

また、盛土造成工により敷地が形成されていることは、海老名運動公園基本設計の造成横断面図を見ると、その規模等を確認することができる。



図 3.3 海老名運動公園基本設計 造成断面位置図

出典：海老名運動公園 基本計画・基本設計報告書 昭和 56 年 3 月 海老名市 (社) 日本公園緑地協会

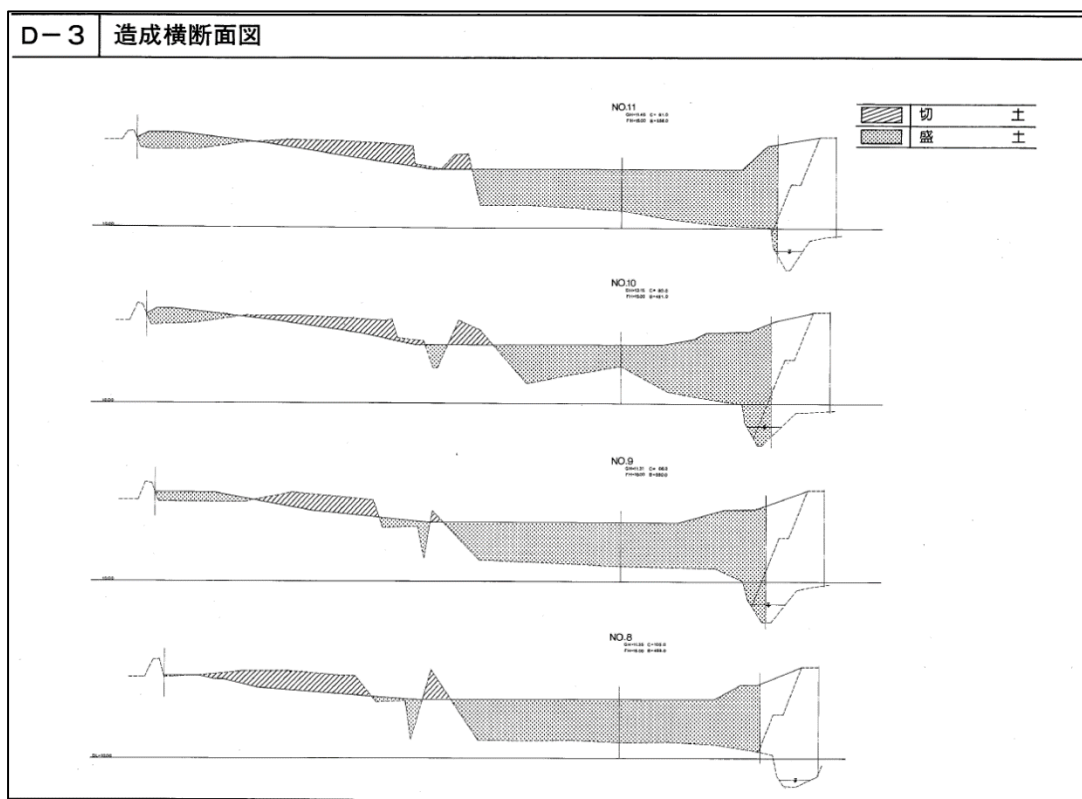


図 3.4 海老名運動公園基本設計 造成横断面図 NO. 8～NO. 11

出典：海老名運動公園 基本計画・基本設計報告書 昭和 56 年 3 月 海老名市 (社) 日本公園緑地協会

(2) 気象

海老名市の気温は概ね温暖で、平成 28 年の平均気温は 16.4℃である。

平成 28 年の月別気温についてみると、最高気温は 37.4℃（8 月）、最低気温は-4.1℃（1 月）である。

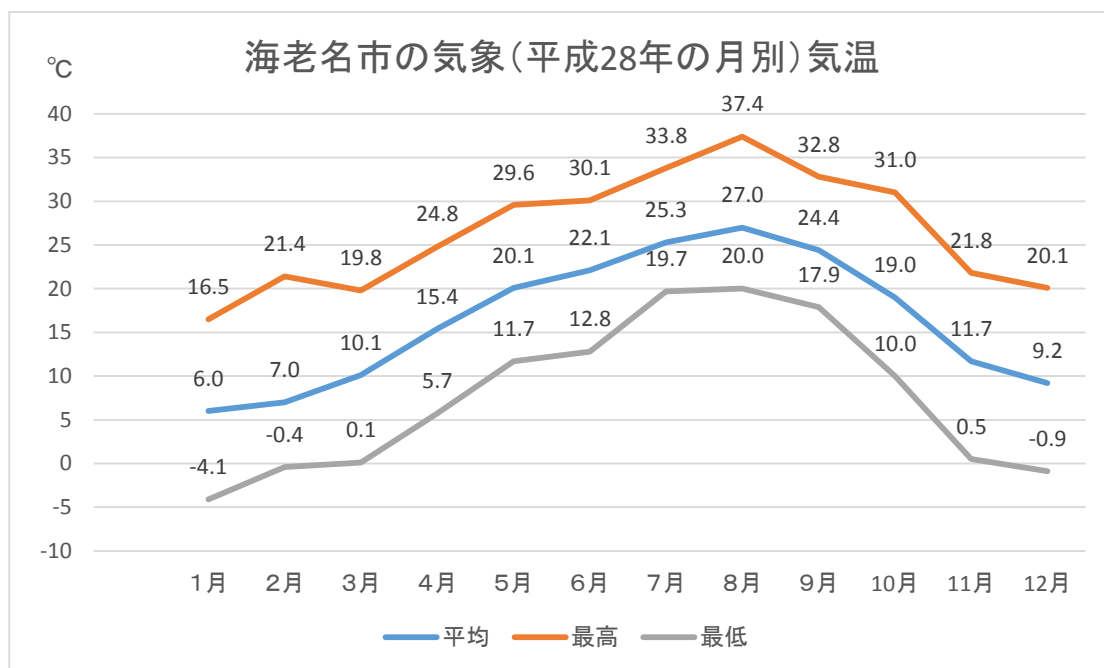
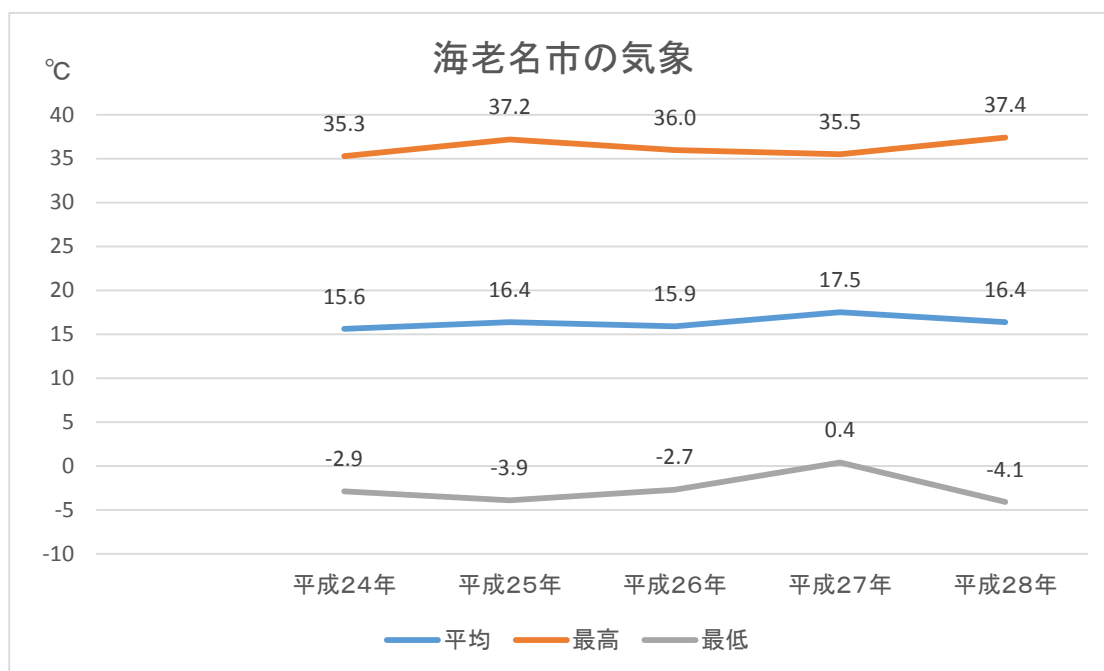


図 3.5 海老名市の気象

出典：統計えびな平成 28 年版（資料：警防課）

(3) 植生

環境省第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査 1/2万5千 現存植生図によると、海老名運動公園の敷地の植生は、「ゴルフ場・芝地」及び「残存・植栽樹群をもった公園、墓地等」の群落区分となっている。芝生広場や野球場や陸上競技場の芝地は、「ゴルフ場・芝地」の区分に相当するので、海老名運動公園の現状を表しているといえる。

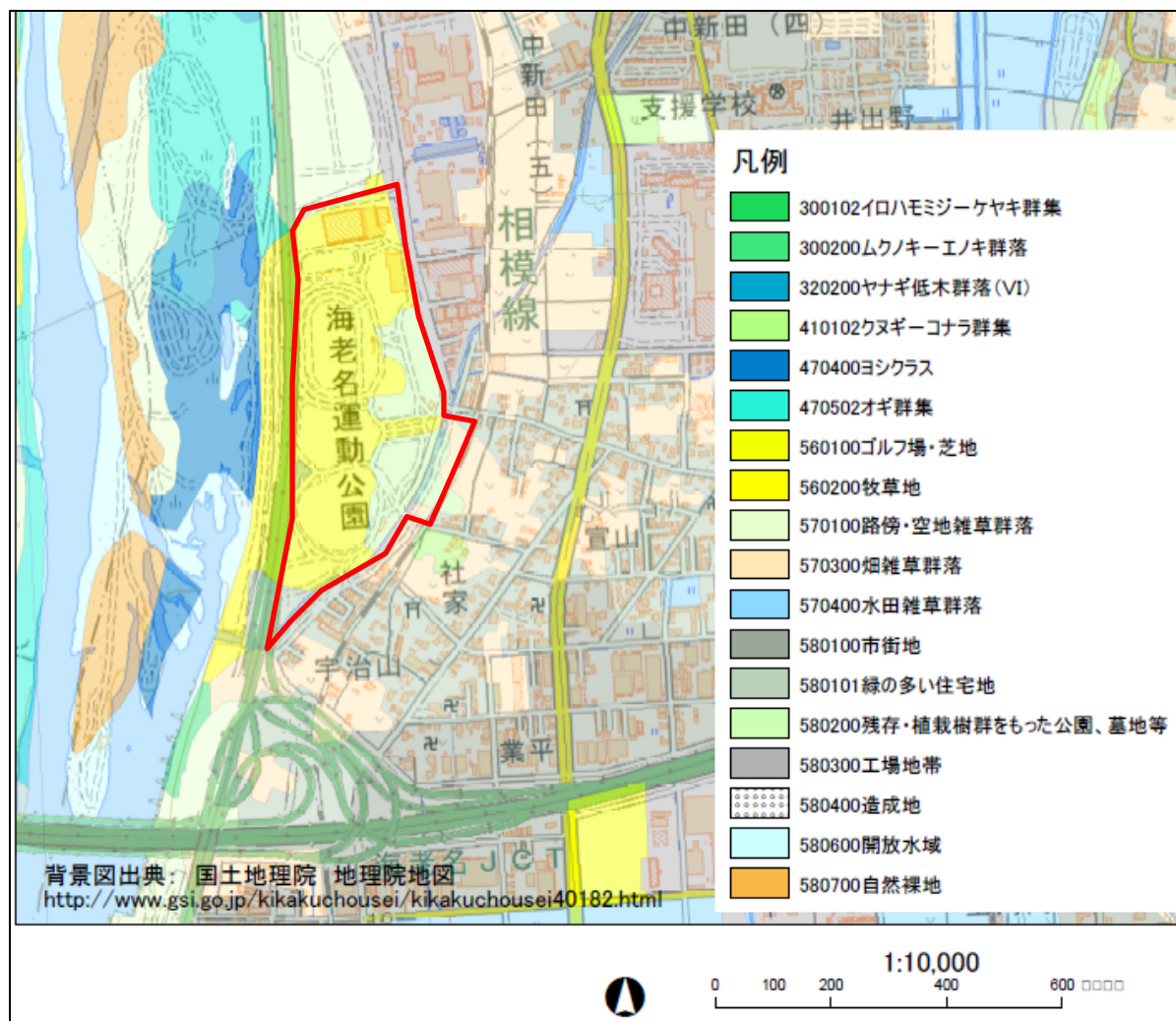


図 3.6 現存植生図

出典：環境省第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査 1/2万5千 現存植生図



図 3.7 海老名市運動公園周辺の植栽状況（撮影日平成 19 年 10 月 21 日）

出典：国土地理院地図（空中写真閲覧サービス）

3.1.2 社会環境の概況

(1) 人口・世帯数

平成 29 年 12 月時点の海老名市の人口は、131,393 人、世帯数は 55,083 世帯である。

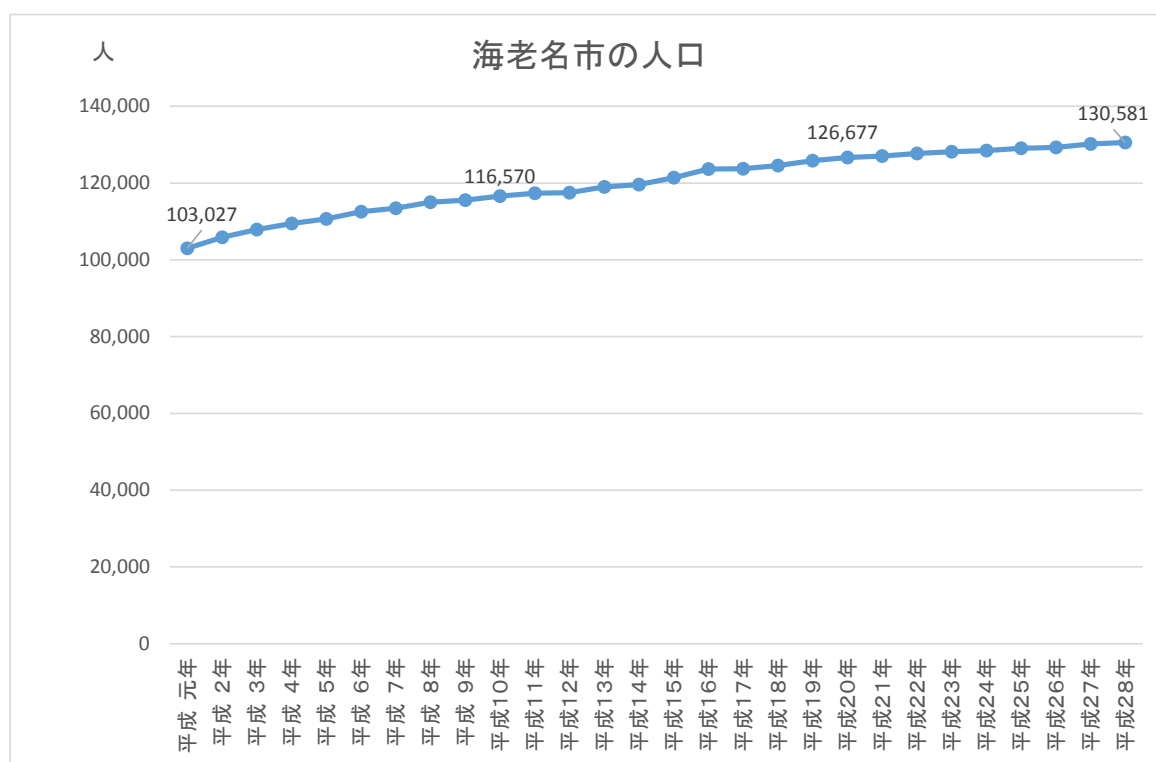
平成元年からの人口増減についてみると、ほぼ増加傾向を示している。

表 3.1 海老名市の世帯・人口

		平成 29 年 12 月 1 日
世帯	世帯数	55,083 世帯
人口	総数	131,393 人
	男	66,119 人
	女	65,274 人

注) この数値は平成 28 年 10 月 26 日付で総務省統計局より公表されました平成 27 年国勢調査の確定人口を基にした推計人口

出典：統計えびな平成 28 年版



- 注) 1. 国勢調査の確定数及び直近の国勢調査の確定数を基礎とし、住民基本台帳法及び戸籍法の定める届出等の増減を加減して推計した。
2. 人口密度は、国土地理院により毎年公表されている全国都道府県市区町村別面積調の面積値を用いており、平成 27 年分から 26.59km²、平成 6 年分から平成 26 年分まで 26.48km²、平成 5 年分まで 25.20km²。
3. 人口集中地区とは、国勢調査基本単位区の人口密度が 4,000 人/km² 以上の基本単位区が隣接する地域で、人口 5,000 人以上となる地域をいう。

図 3.8 海老名市の統計

出典：統計えびな平成 28 年版

(2) 土地利用

計画地の北側は「その他の空地」である。

北東側は、「軽工業用地」である。南東側は、「住宅用地」「畑地」である。

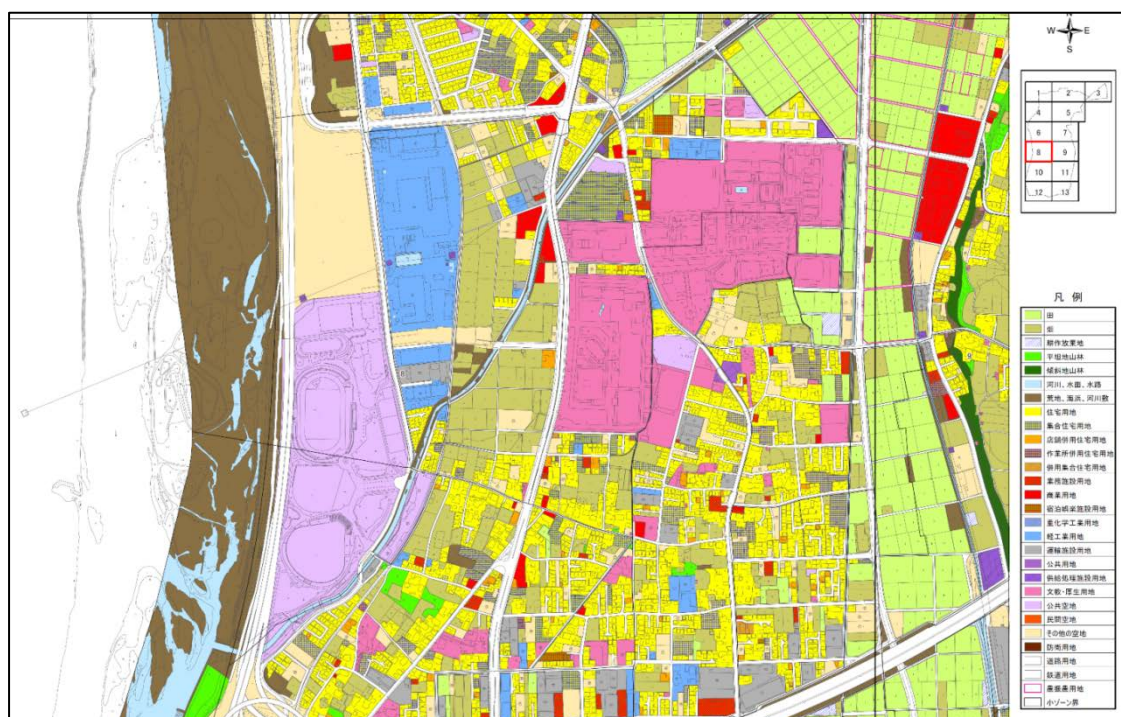


図 3.9 土地利用現況図

出典：平成27年度神奈川県都市計画基礎調査

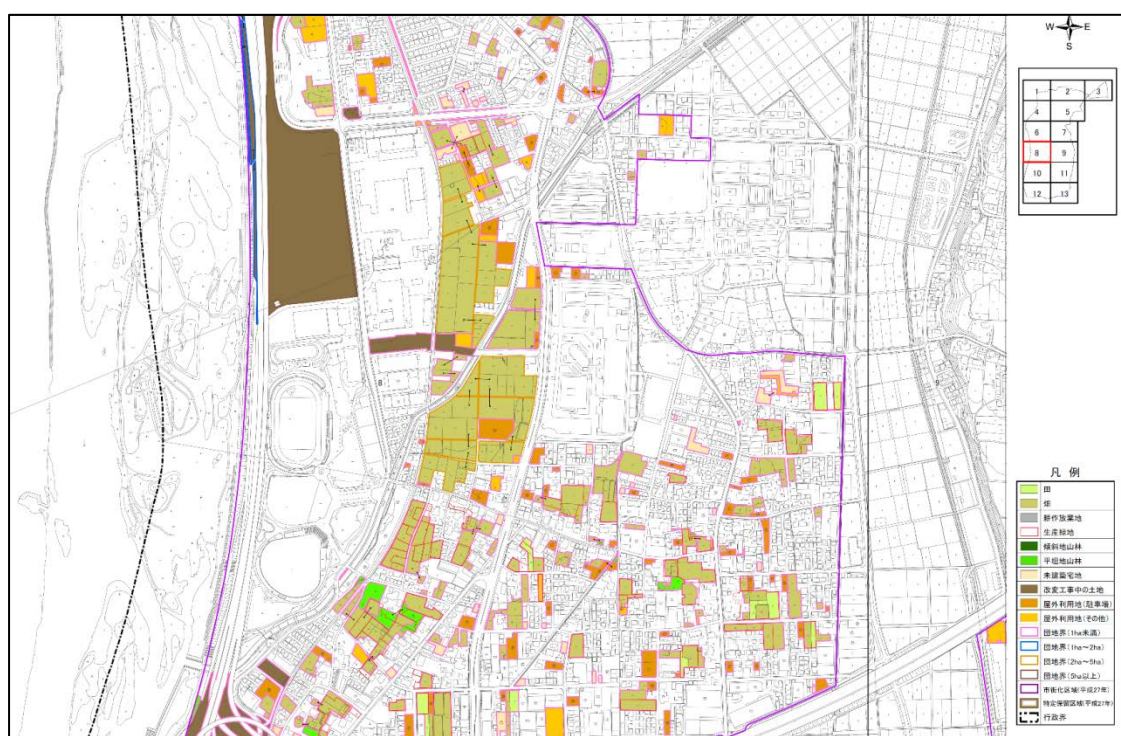


図 3.10 市街地内農地・未利用地等現況図

出典：平成27年度神奈川県都市計画基礎調査

(3) 用途地域

第1種住居専用地域、準防火地域、工業地域に指定されている。

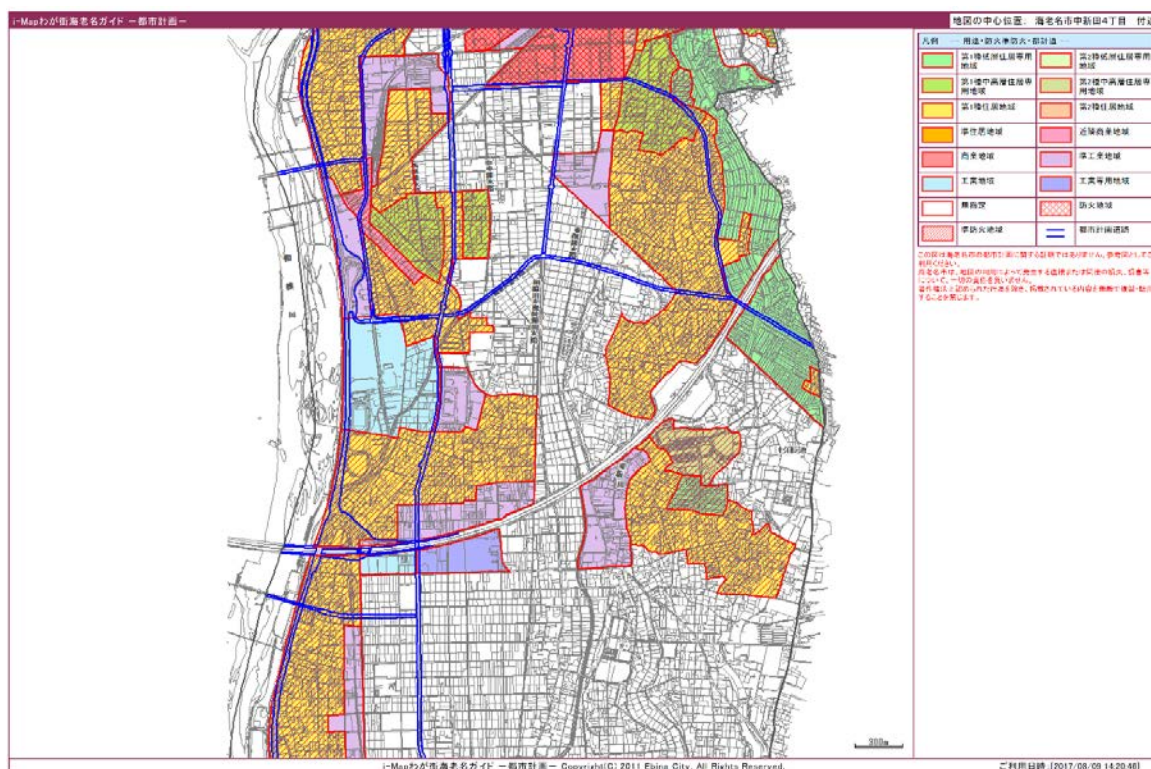


图 3.11 用途地域

出典：i-MAP わが街海老名ガイドー都市計画ー

(4) 都市計画道路

計画地周辺は、「1・4・1 さがみ縦貫道路」「3・3・3 下今泉門沢橋線」が計画地周辺に位置している。いずれも改良済みである。

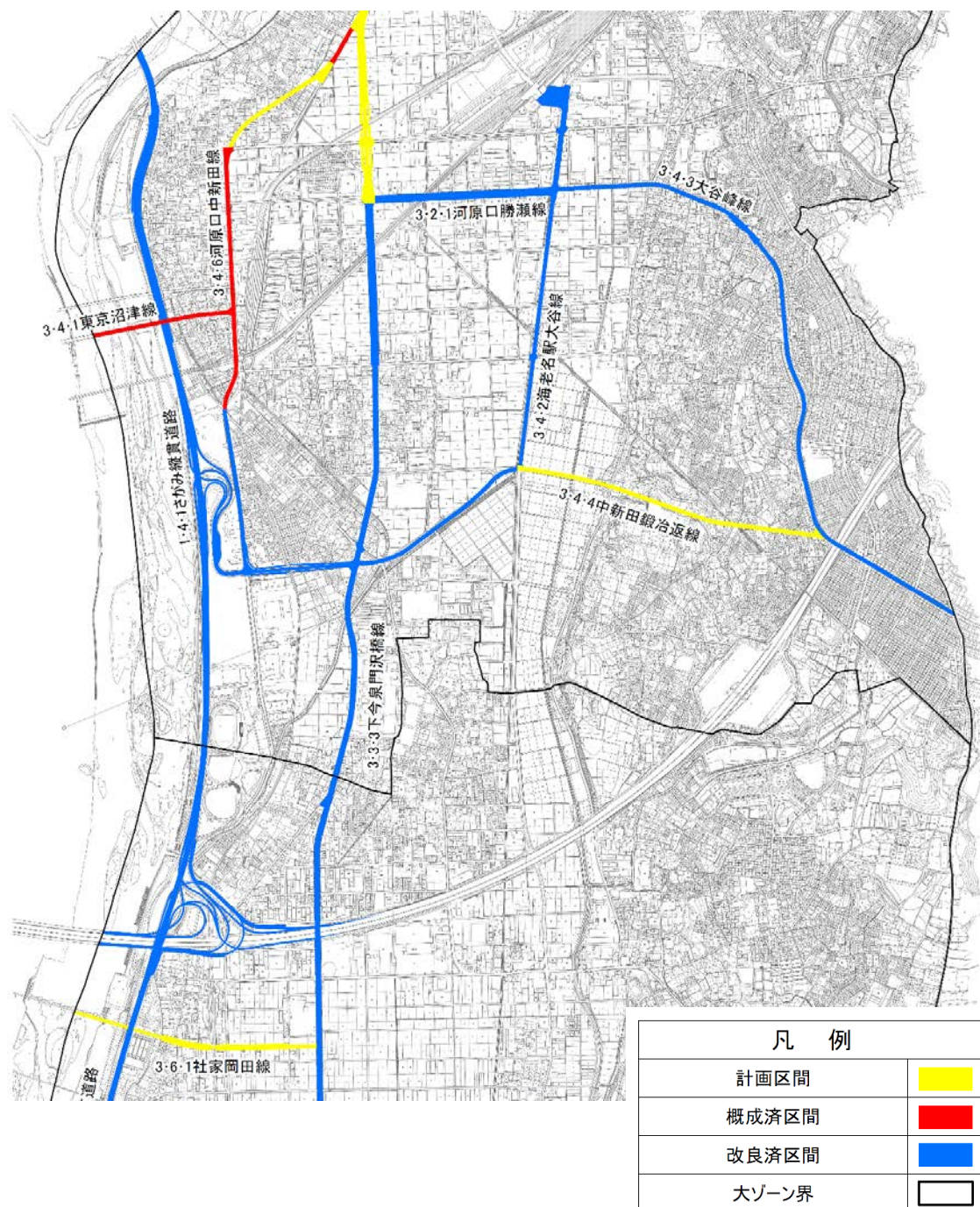


図 3.12 都市計画道路整備状況図

出典：平成 27 年度神奈川県都市計画基礎調査

(5) 沿道の道路幅員

計画地境界付近には、自動車専用道が縦断している。高架下は、駐車場として利用されている。

計画地東側は、市道 53 号線（一部（仮称）市道 53 号線バイパス）「15m～22m」「6m～12m」が位置している。

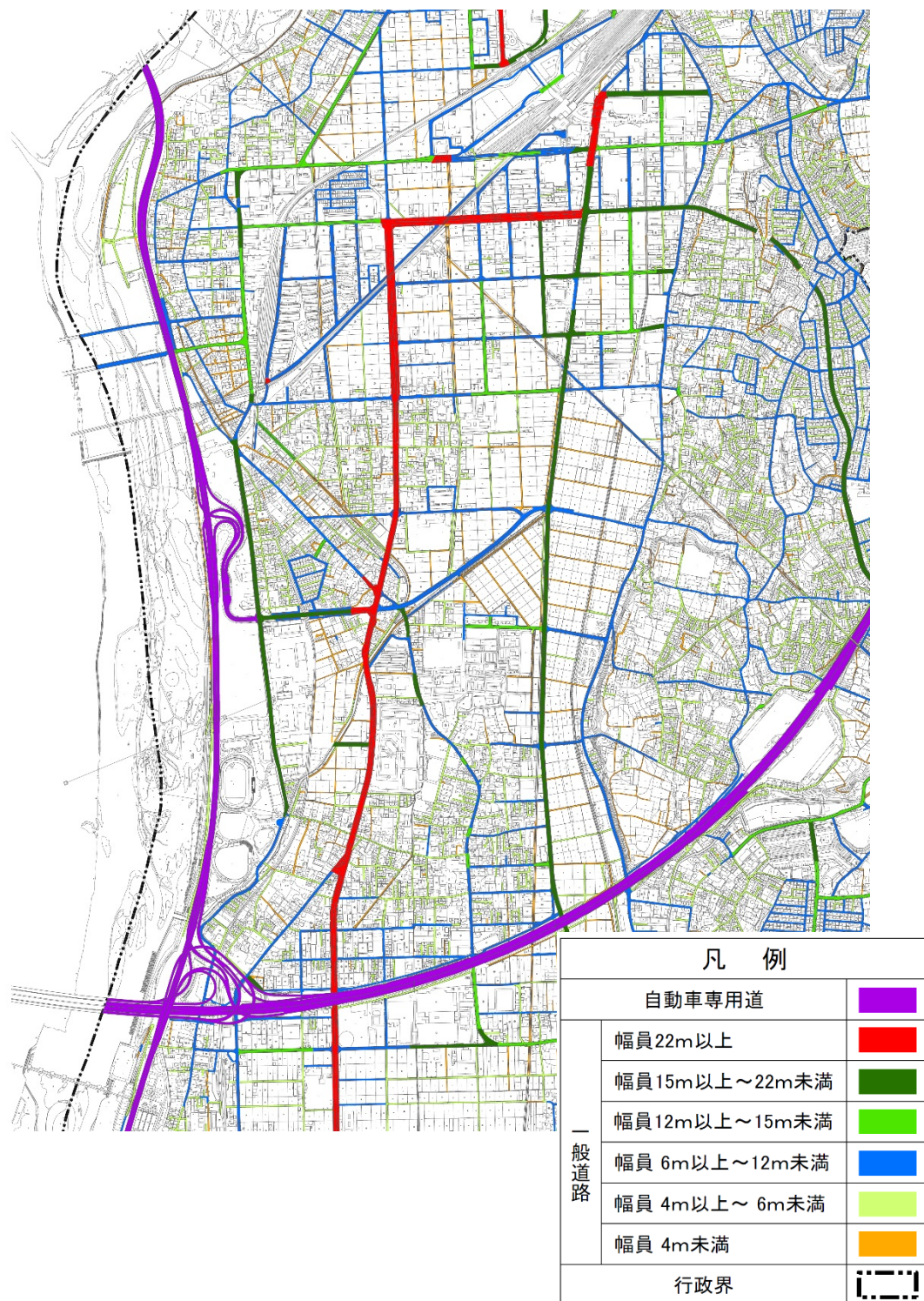


図 3.13 幅員別道路現況図

出典：平成 27 年度神奈川県都市計画基礎調査

(6) 下水道（污水）

計画地は、体育館部分が下水道（污水）処理開始済となっている。

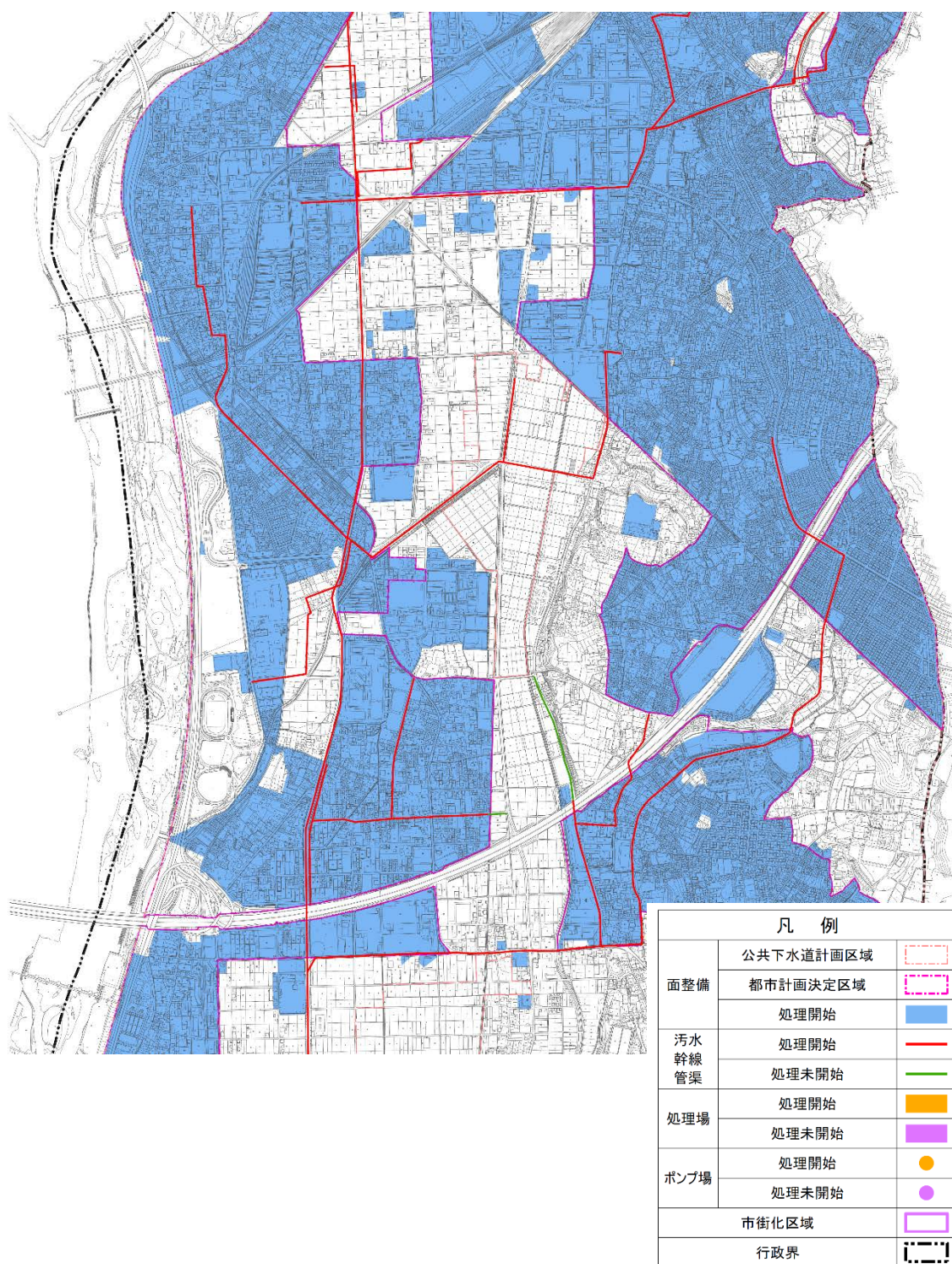


図 3.14 下水道整備状況図（污水）

出典：平成 27 年度神奈川県都市計画基礎調査

(7) 下水道（雨水）

計画地は、ほぼ全域が、下水道（雨水）処理開始済となっている。

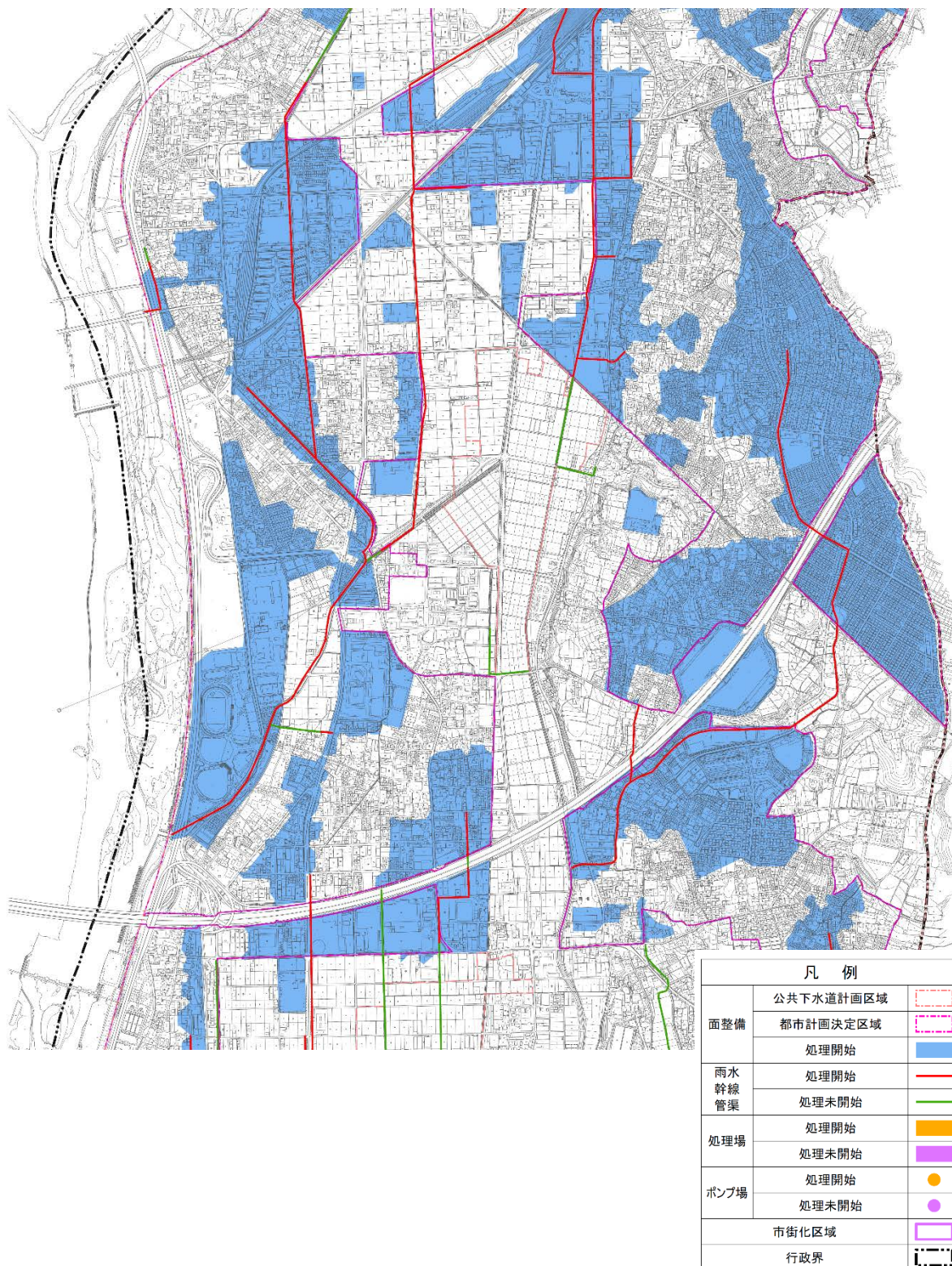


図 3.15 下水道整備状況図（雨水）

出典：平成 27 年度神奈川県都市計画基礎調査

(8) 防災拠点

計画地は、「平成 27 年度神奈川県都市計画基礎調査」(平成 28 年度)において、「防災拠点」に位置づけられている

また、「海老名市地域防災計画」(平成 26 年 8 月海老名市防災会議)において、避難場所等(海老名運動公園・海老名運動公園貫抜川駐車場)として、「応急仮設住宅等建設予定地」に指定されている。

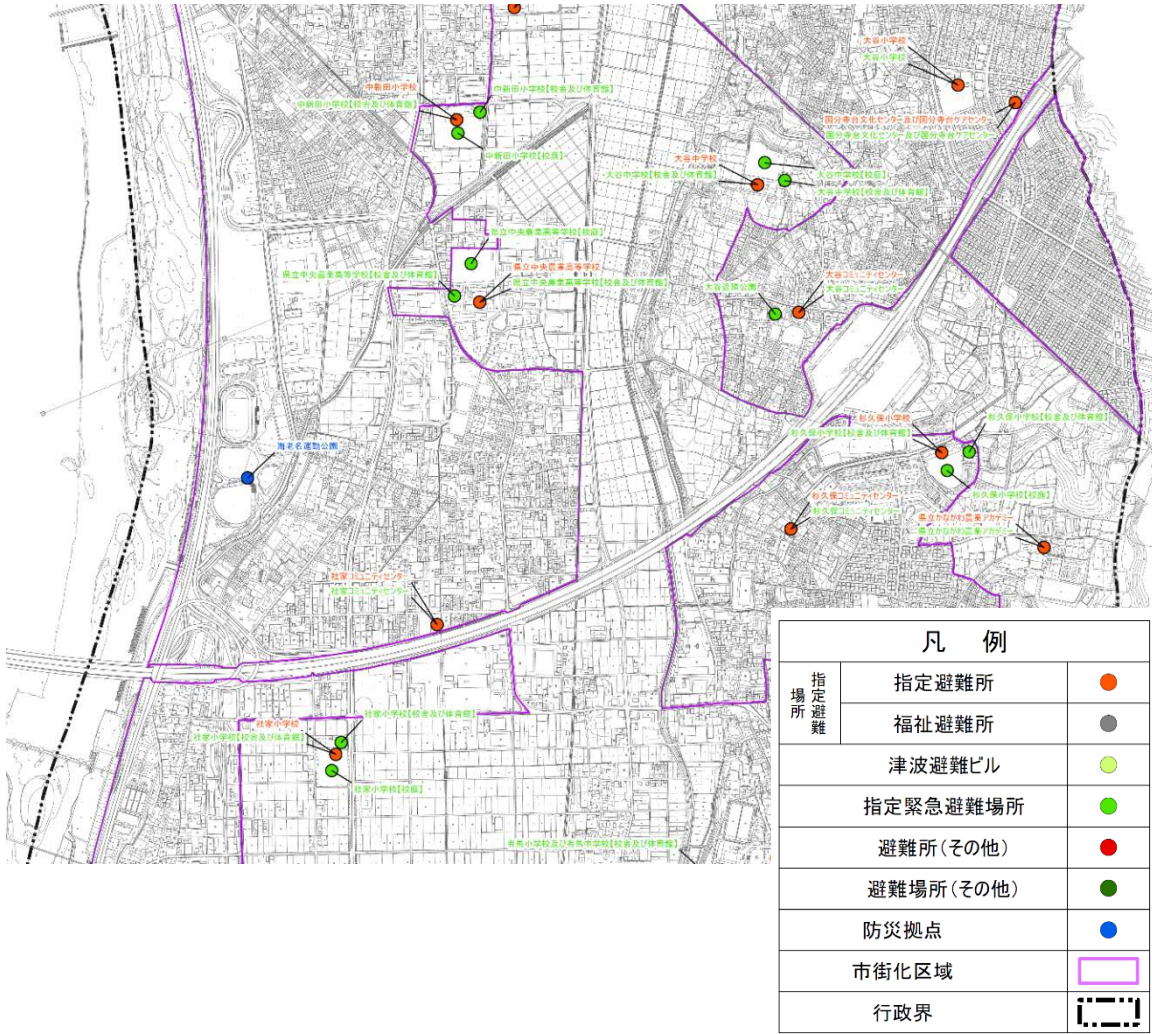


図 3.16 避難所・避難場所・防災拠点位置図

出典：平成 27 年度神奈川県都市計画基礎調査

【防災拠点】

・広義には避難地・避難所から備蓄倉庫、救援物資の集積所、がれき置き場、応急復旧活動の拠点、本部施設やその予備施設等幅広い概念で捉えられている一方、狭義には本部施設や応急復旧活動の拠点の意味で用いることが多い。

出典：首都圏広域防災拠点整備協議会「首都圏広域防災拠点整備基本構想」(平成 13 年 8 月 27 日)

(9) 浸水想定状況

■海老名市洪水ハザードマップ

- ・神奈川県が作成した「相模川」が洪水を起こした場合の浸水の目安と家屋倒壊等氾濫想定区域を示したものである。

洪水とは……河川の氾濫又は堤防の決壊により発生する浸水

内水とは……排水施設的能力不足や河川の水位上昇によって雨水が排水しきれずに発生する浸水

【計画地】

- ・「浸水した場合に予想される水深」：3.0～5.0m未満の区域→修景池、貫抜川沿
：0.5～3.0m未満の区域→公園全域
- ・「家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）」→疎林広場と野球場の一部を除く公園全域

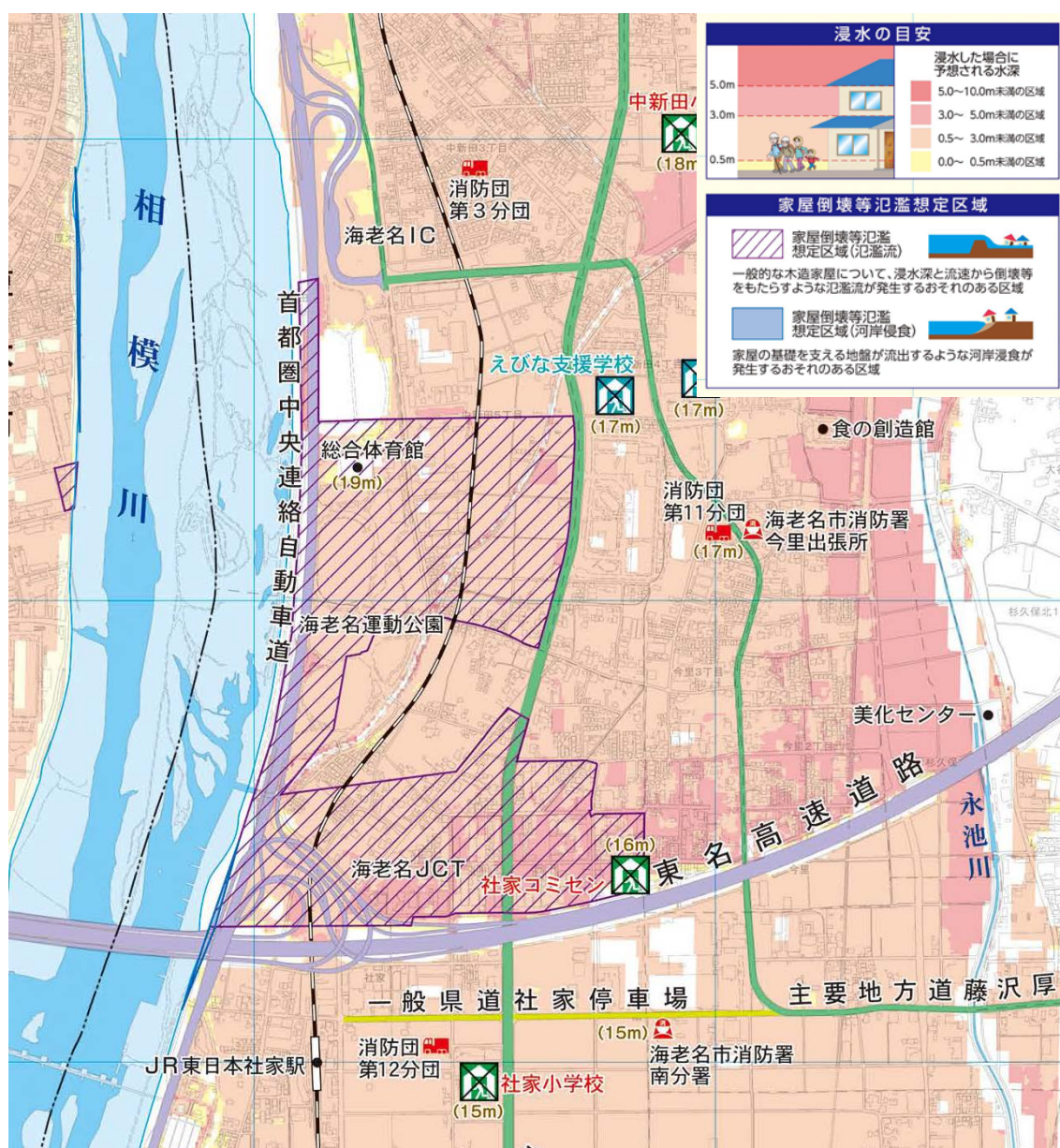


図 3.17 海老名市洪水ハザードマップ（相模川版）（平成 29 年 11 月）

出典：海老名市防災 HP

3.2 計画地の法規制

計画地に係る法規制は以下のとおりである。

表 3.2 法規制一覧

	法令・規制等・関連計画	要否	適用状況	業務対象地
1	都市公園法	○	都市公園	海老名市運動公園
2	河川法(河川保全区域)	○	s59.11.20(直近):河川法第24条、第26条及び第27条第1項に基づく許可申請提出 s60.2.18 河川法許可:(自転車置き場他)	・計画地は相模川左岸の河川敷にある。(出典:「海老名運動公園都市公園台帳」(海老名市))
3	海岸法(海岸保全区域)	×	該当しない	—
4	自然公園法	×	該当しない	—
5	神奈川県立自然公園条例	×	該当しない	—
6	首都圏近郊緑地保全法	×	該当しない	—
7	土壤汚染対策法	×	該当しない	—
8	景観法・海老名市景観条例に基づく届出制度【市全域(景観まちづくり地区以外)】	○	市全域	
9	森林法	×	該当しない	—
10	都市計画法	○	都市計画公園	
		○	市街化区域に該当	第一種住居専用地域 準防火地域 工業地域
11	風致地区	×	該当しない	—
12	建築基準法	○	建築基準法第22条	建築基準法第22条指定区域
13	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	○	公園は、[みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック]を遵守	—
14	文化財保護法	×		—

3.3 上位・関連計画

計画に係る上位関連計画として以下について整理する。

表 3.3 上位関連計画

	資料名	策定期期
国・県	第2期スポーツ基本計画	平成29年3月
	スポーツツーリズム推進基本方針	平成23年6月
	かながわグランドデザイン基本構想	平成24年3月
市	海老名市第四次総合計画後期基本計画	平成24年9月
	海老名市都市マスタープラン	平成22年9月
	海老名市緑の基本計画（平成20年9月海老名市）	平成20年9月
	海老名市公共施設再編（適正化）計画	平成29年3月
	海老名市地域防災計画	平成26年8月
	海老名市国民保護計画	平成23年4月
	海老名市景観基本計画	平成20年5月
	海老名市スポーツ健康推進計画	平成25年8月

3.3.1 第2期スポーツ基本計画（平成29年3月24日 文部科学省）

■計画期間：平成29年度～平成33年度（5年間）

■中長期的なスポーツ政策の基本方針

～スポーツが変える。未来を創る。Enjoy Sports, Enjoy Life～

- 1 スポーツで「人生」が変わる！
- 2 スポーツで「社会」を変える！
- 3 スポーツで「世界」とつながる！
- 4 スポーツで「未来」を創る！

■今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

- 1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実
- 2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現
- 3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備
- 4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

(1) 第2期スポーツ基本計画のポイント

第2期スポーツ基本計画は、スポーツ基本法に基づき、平成29～33年度の5年間におけるスポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針として、文部科学大臣が定めた計画である。計画の理念は「スポーツの価値」であり、以下に示す4つの政策目標により具体化することとしている。第2期スポーツ基本計画のポイントは以下のとおりである。



図 3.18 第2期スポーツ基本計画のポイント

出典：スポーツ基本計画（平成29年3月24日 文部科学省）

(2) 基本方針及び今後取り組むべき施策の概要

第2期スポーツ基本計画における、中長期的なスポーツ政策の基本方針及び今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策の概要を以下に示す。

■中長期的なスポーツ政策の基本方針

～スポーツが変える。未来を創る。Enjoy Sports, Enjoy Life ～

スポーツの「楽しさ」「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、全ての人々が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創る。

1 スポーツで「人生」が変わる！

スポーツを「する」ことで、スポーツの価値が最大限享受できる。

スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことでみんながその価値を享受できる。

スポーツを生活の一部とすることで、人生を楽しく健康で生き生きとしたものにできる。

2 スポーツで「社会」を変える！

スポーツの価値を共有し人々の意識や行動が変わることで、社会の発展に寄与できる。

スポーツは 共生社会 や 健康長寿社会 の実現、経済・地域の活性化 に貢献できる。

3 スポーツで「世界」とつながる！

スポーツは「多様性を尊重する世界」「持続可能で逆境に強い世界」「クリーンでフェアな世界」の実現に貢献できる。

4 スポーツで「未来」を創る！

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を好機として、スポーツで人々がつながる国民運動を展開し、オリンピックムーブメントやパラリンピックムーブメントを推進。

本計画期間においては、「スポーツ参画人口」を拡大し、スポーツ界が 他分野との連携・協働 を進め、「一億総スポーツ社会」を実現する。

■今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策の概要

1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実

【政策目標】

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）となることを目指す。

2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

【政策目標】

社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることをふまえ、スポーツを通じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化、国際貢献に積極的に取り組む。

3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

【政策目標】

国際競技大会等において優れた成績を挙げる競技数が増加するよう、各中央競技団体が行う競技力強化を支援する。

日本オリンピック委員会（JOC）及び日本パラリンピック委員会（JPC）の設定したメダル獲得目標をふまえつつ、我が国のトップアスリートが、オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する。

4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

【政策目標】

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、クリーンでフェアなスポーツ（スポーツ・インテグリティ）の推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。

3.3.2 スポーツツーリズム推進基本方針（平成 23 年 6 月 14 日スポーツツーリズム推進連絡会議）

■スポーツツーリズムの推進に向けた基本的方向

1. 魅せるスポーツコンテンツづくりとスポーツ観光まちづくり
2. 国際競技大会の積極的な招致・開催
3. 旅行商品化と情報発信の推進
4. スポーツツーリズム人材の育成・活用
5. オールジャパンのスポーツツーリズム推進連携組織（JSTA）の創設

平成 21 年 12 月、国土交通大臣を本部長とし、全府省の副大臣等で構成する「観光立国推進本部」が立ち上げられた。これを受け、平成 22 年 5 月 18 日、スポーツ団体、観光団体、スポーツ関連企業、旅行関係企業、メディア及び文部科学省など関係省庁が一同に会する「スポーツ・ツーリズム推進連絡会議」が設置された。

「スポーツツーリズム推進基本方針」は、当会議においてスポーツツーリズムに係る課題解決のための着眼点や方策を取りまとめたものである。

スポーツツーリズムの推進に向けた基本的方向は以下のとおりである。

(1) スポーツツーリズムとは

「スポーツツーリズム推進基本方針」において、スポーツツーリズムとは以下のように示されている。

■スポーツツーリズムとは（抜粋）

スポーツツーリズムは、スポーツを「観る」「する」ための旅行そのものや周辺地域観光に加え、スポーツを「支える」人々との交流、あるいは生涯スポーツの観点からビジネスなどの多目的での旅行者に対し、旅行先の地域でも主体的にスポーツに親しむことのできる環境の整備、そしてMICE推進の要となる国際競技大会の招致・開催、合宿の招致も包含した、複合的でこれまでにない「豊かな旅行スタイルの創造」を目指すものである。

出典：スポーツツーリズム推進基本方針（観光庁）



図 3.19 スポーツツーリズム推進基本方針(ポイント)

出典：スポーツツーリズム推進基本方針(ポイント)(観光庁)

(2) スポーツツーリズムの推進に向けた基本的方向

スポーツツーリズムの推進に向けた基本的方向として「魅せるスポーツコンテンツづくりとスポーツ観光まちづくり」「国際競技大会の積極的な招致・開催」「旅行商品化と情報発信の推進」「スポーツツーリズム人材の育成・活用」「オールジャパンのスポーツツーリズム推進連携組織(JSTA)の創設」が掲げられている。

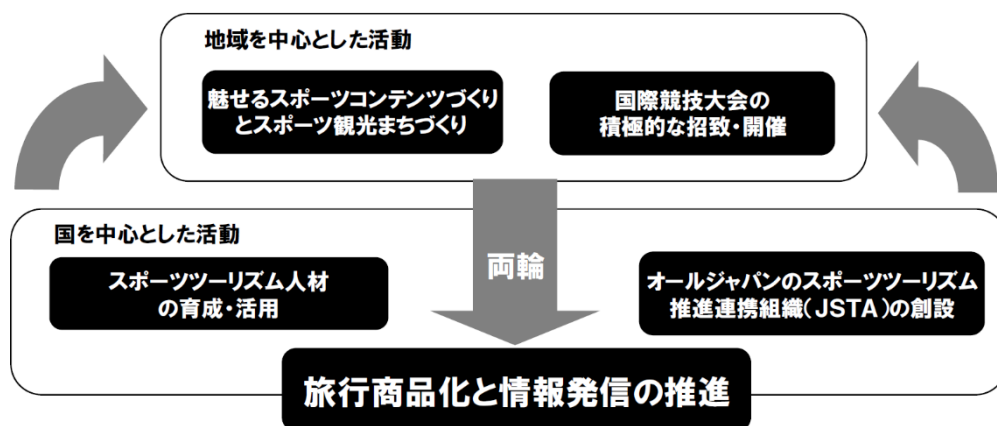


図 3.20 スポーツツーリズム 5 つの方策

出典：スポーツツーリズム推進基本方針(概要)(平成 23 年 6 月 14 日スポーツ・ツーリズム推進連絡会議)

■参考：スポーツツーリズムの推進に向けた基本的方向（概要）

1. 魅せるスポーツコンテンツづくりとスポーツ観光まちづくり

- ・地域のまちづくり施策と連動した、スポーツツーリズムを育む環境整備
- ・地方公共団体・スポーツ団体・観光団体・企業のスポーツツーリズムを目指した地域連携・協働
- ・情報整理、情報発信強化、アクセス表記や多言語対応などの受入インフラの整備

2. 国際競技大会の積極的な招致・開催

- ・国際競技大会・合宿招致への積極的な挑戦によるノウハウの構築
- ・大会開催に向けた関係者との情報共有と地域住民の理解・協力による規制への対処
- ・国際競技大会招致に向けた国家的な招致支援体制づくり
- ・招致・開催後の観光拡大のためのマーケティングやプロモーションによる更なる広がり

3. 旅行商品化と情報発信の推進

- ・スポーツに関する幅広い商品開発による、ニーズの異なった様々なターゲットの獲得
- ・チケットの一元管理販売や販売リスクの軽減などの国際間チケット販売手法の構築
- ・ゴールデンルートを中心としたスポーツ観戦の観光ルートへの組み込み
- ・ターゲットを定めてのきめ細かいニーズ調査によるマーケティング
- ・日本のスポーツツーリズムを印象付ける積極的なプロモーション活動の実施とブランドの構築
- ・旅行動機を誘発する高付加価値の情報集約と多言語での情報発信
- ・国内におけるスポーツツーリズム推進の機運醸成と顕彰制度の検討

4. スポーツツーリズム人材の育成・活用

- ・スポーツツーリズムを担う人材の認定制度の創設と人材情報の集約
- ・経験豊富なトップアスリート等のセカンドキャリアとしての人材の育成・活用
- ・専門的な知識や経験を有する外国人を活用した国際的に通用するコンテンツづくりと情報発信
- ・大学や専門学校などの専門課程での教育機会の充実による人材育成
- ・幼少期からのスポーツと旅の機会の充実によるスポーツツーリズム人材の裾野拡大

5. オールジャパンのスポーツツーリズム推進連携組織（J S T A）の創設

- ・スポーツツーリズム推進のハブとしてのビジネスマッチングや地域支援の役割
- ・スポーツツーリズム人材育成とコンテンツ開発、大会・合宿招致の支援
- ・利害関係者の合意形成と中長期的な目標設定による自走化

3.3.3 かながわグランドデザイン基本構想（平成 24 年 3 月神奈川県）

- 目標年次：平成 37 年（2025 年）
- 基本理念：「いのち輝くマグネットかながわ」を実現する
- 将来像：1. 行ってみたい、住んでみたい、人を引きつける魅力あふれる神奈川
2. いのちが輝き、誰もが元気で長生きできる神奈川
3. 県民総力戦で創る神奈川
- 関連する基本施策
(6) 県民生活：乳幼児から高齢者までのライフステージに応じたスポーツ活動の推進や、
スポーツ活動を広げる環境づくり
(7) 県土・まちづくり：これまで蓄積された都市基盤の有効活用、計画的な維持管理による施設の長寿命化など、様々な視点から都市基盤の充実・強化

神奈川県では、県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画として、2007（平成 19）年に「神奈川力構想・基本構想」及び「神奈川力構想・実施計画」を策定し、将来の人口減少社会を見据えた着実な備えを進めてきている。

本構想は、県民への新たなメッセージを「基本目標」として掲げるとともに、社会環境の変化により対応が必要となった課題をふまえて「基本構想」を見直し、「かながわグランドデザイン 基本構想」としてとりまとめたものである。

(1) 基本政策「(6) 県民生活」

○生涯を通じてスポーツを楽しむくらしづくり

生涯を通じて、誰もが気軽にスポーツを楽しみ、心身ともに健康で豊かにくらすことができるよう、乳幼児から高齢者までのライフステージに応じたスポーツ活動の推進や、スポーツ活動を広げる環境づくりなどに取り組みます。

(2) 基本施策「(7) 県土・まちづくり」

○次の世代に引き継げる持続可能な県土づくり

地域の個性や魅力を生かしながら、都市的な機能の集約化を進めるとともに、郊外部など自然環境と調和したゆとりある土地利用の推進や、排熱などの未利用エネルギーや再生可能エネルギー等の導入促進により、環境への負荷が少なく、誰もが住みやすいゆとりと魅力ある都市環境の形成を図ります。

地域の特性をふまえ、一層の「選択と集中」による効率的で効果的な都市基盤の整備や、これまで蓄積された都市基盤の有効活用、計画的な維持管理による施設の長寿命化など、様々な視点から都市基盤の充実・強化を図ります。

山・川・海の連続性をふまえたなぎさづくりや、水とみどりのネットワークの形成など環境と共生した、自然災害に強い県土の形成を図ります。

農地や森林について、地域の実情や特性に応じた適正な整備保全と有効活用により、良好な環境を確保します。

3.3.4 海老名市第四次総合計画後期基本計画（平成 24 年 9 月海老名市）

■計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度

■基本理念：「市民と行政が力を合わせて総合的なまちづくりを進めるため、本市のまちづくりの基本的な方向を示す基本理念を以下のように定めます。」

■将来都市像：「快適に暮らす 魅力あふれるまち 海老名」

■政策別計画

○「健全な心と身体を築くスポーツの振興」

（１）スポーツ活動の推進（市民の生涯スポーツへの参加及び体力向上・健康増進）

（２）スポーツ施設の充実（「いつでも、どこでも、だれでも」気軽にスポーツを楽しむことのできる施設提供、生涯スポーツの普及啓発・競技スポーツの振興、海老名運動公園の管理運営を行い、各施設のネットワーク化）

○「都市活動を支える基盤整備」

（４）公園・緑地整備の推進（老朽化した公園施設の改修や適正な植栽管理）

平成 25 年度からの 5 年間は、後期基本計画に基づき、各種事業を展開している。

(1) 政策別計画「健全な心と身体を築くスポーツの振興」

○基本方針：生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、生涯スポーツ施設の充実を図るとともに、スポーツ活動を推進

○施策の展開

（１）スポーツ活動の推進

スポーツ健康推進計画に基づき、スポーツの普及・推進を図るため、各種のスポーツ大会・教室等を行い、市民の生涯スポーツへの参加及び体力向上・健康増進を図るとともに、スポーツへの関心を高めます。

（２）スポーツ施設の充実

スポーツ・レクリエーション活動の拠点として、相模川沿いの各スポーツ施設の連携と充実を図る。市民が「いつでも、どこでも、だれでも」気軽にスポーツを楽しむことのできる施設提供や、生涯スポーツの普及啓発・競技スポーツの振興を図る。中野多目的広場、海老名運動公園及び河原口高水敷の管理運営を行い、各施設のネットワーク化を図ります。

(2) 政策別計画「都市活動を支える基盤整備」

○基本方針：誇りと愛着を持てるまちづくりを目指し、道路・下水道・公園・緑地等の都市基盤整備を推進

○施策の展開

（４）公園・緑地整備の推進

近隣公園を拡大して防災機能を強化させる整備を推進。また、老朽化した公園施設の改修や適正な植栽管理を推進

3.3.5 海老名市都市マスタープラン（平成 22 年 9 月海老名市）

- 目標年次：平成 37 年（2025 年）
- 将来都市像：「快適に暮らす 魅力あふれるまち 海老名」
- 都市施設整備の課題
- ③身近な利用を考慮した公園・緑地の整備・保全
 - 公園機能については、誰もが安全で安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮し整備する必要
- ⑤海老名市の将来を見据えた効率的かつ効果的な公共施設の配置・再編
 - 公共施設については、保健・医療・福祉・住宅・教育・スポーツ等の各分野と相互に連携しながら、施設整備を図る必要
- 都市環境の課題
- ②「安全」「安心」への関心の高まり
 - 建築物の耐震化・不燃化、避難路の確保、緊急輸送路となる幹線道路の整備、避難地となる公園等のオープンスペースの整備を計画的に図る必要
- ③誰もが安心して暮らすことのできる都市空間の確保
 - 健康増進施設等の機能充実や利用促進を図る必要
- その他の課題
- ①行政主導から市民参加による協働のまちづくりへ
 - 相互連携によって都市づくりを進めていく視点が不可欠
- 将来都市構造
- 水と緑のレクリエーション拠点（海老名運動公園）
 - 市民をはじめ来訪する人々のレクリエーションの場となる拠点を形成
 - 計画地北側隣接地及び南東側に「産業・流通拠点」が位置づけ
- 公共交通機能の整備・改善方針
- 計画地東側には「（仮称）市道 53 号線バイパス」（主な地区幹線道路（計画））が位置づけ
- 公園緑地の整備・改善方針
- ①人口規模に対応した適切な公園を確保する（既設公園の拡大）
- ②緑の拠点となる大規模な公園等を配置する（市民の散歩、遊戯、運動等総合的な利用）
- ③特色ある公園づくりを進める（自然と歴史のさんぽみちの整備等、各公園間の連携を強化）
- ④身近に利用できる公園づくりを進める（運動及び憩いの場として、気軽に利用、高齢社会や子どもの安全性に配慮した適切な植栽管理、遊具の設置、健康遊具の設置等を踏まえ公園施設の更新）
- ⑤水と緑の軸を形成する（水辺の散策路・サイクリングロード等による水と緑の軸の形成）
- ⑥豊かな自然を活かした公園・緑地づくりを進める（自然とのふれあいの場、自然体験や環境学習の場としての公園や緑地づくり）
- ⑦公園における防災機能を強化する（防災拠点としての機能）
- ⑧市民参加による公園づくりを進める（市民の要望に対してきめ細かに応える公園づくり）
- ⑨地域が主体となって維持管理を進める（市民の主体的な参加による公園の維持管理）
- 中央地域・南部地域のまちづくりの方針
- <緑の拠点となる公園・緑地>広域的な防災拠点としての機能の拡充
- <水と緑の軸>「さがみグリーンライン」の整備促進
- ・計画地の位置づけ「水と緑のレクリエーション拠点の形成（海老名運動公園）」
- ・計画地北側隣接地及び南東側に「産業・流通拠点」が位置づけ

「海老名市都市マスタープラン」は、都市計画法第 18 条の 2 に基づく計画で、土地利用や道路、公園・緑地等の整備、自然環境の保全、安全性の向上等、望ましい将来の都市像を描き、その実現のための都市づくりの方向を総合的に示すものである。

(1) 都市施設整備の課題

③身近な利用を考慮した公園・緑地の整備・保全

○公園については、人口分布や市街化の動向をふまえた、整備・配置を図る必要があります。また、公園機能については、誰もが安全で安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮し整備する必要があります。

⑤海老名市の将来を見据えた効率的かつ効果的な公共施設の配置・再編

○公共施設については、保健・医療・福祉・住宅・教育・スポーツ等の各分野と相互に連携しながら、施設整備を図る必要があります。

(2) 都市環境の課題

②「安全」「安心」への関心の高まり

○地震災害に備え、建築物の耐震化・不燃化を促進するとともに、避難路の確保、緊急輸送路となる幹線道路の整備、避難地となる公園等のオープンスペースの整備を計画的に図る必要があります。

③誰もが安心して暮らすことのできる都市空間の確保

○高齢者の生きがいづくりや健康増進を支援する視点等から、集会所や公民館、各種福祉施設、健康増進施設等の機能充実や利用促進を図る必要があります。

(3) その他の課題

①行政主導から市民参加による協働のまちづくりへ

○行政サービスに対する需要の増加や多様化に対し、市民・企業・行政が適切に役割を分担し、相互連携によって都市づくりを進めていく視点が不可欠となっています。

(4) 将来都市構造

○水と緑のレクリエーション拠点

交通利便性の高さと豊かな自然環境を活かし、市民をはじめ来訪する人々のレクリエーションの場となる拠点を形成します。

◇海老名運動公園

海老名運動公園は、「水と緑のレクリエーション拠点」に位置づけられている。

また、海老名市運動公園周辺エリアは、圏央道海老名インターチェンジの交通機能を生かし、運動公園周辺地区の土地地区画整理事業による新たな産業・流通拠点の創出と既存工業施

設の拡充等により、工業系土地利用を図るエリアとしており、計画地北側隣接地及び南東側に「産業・流通拠点」が位置づけられている。

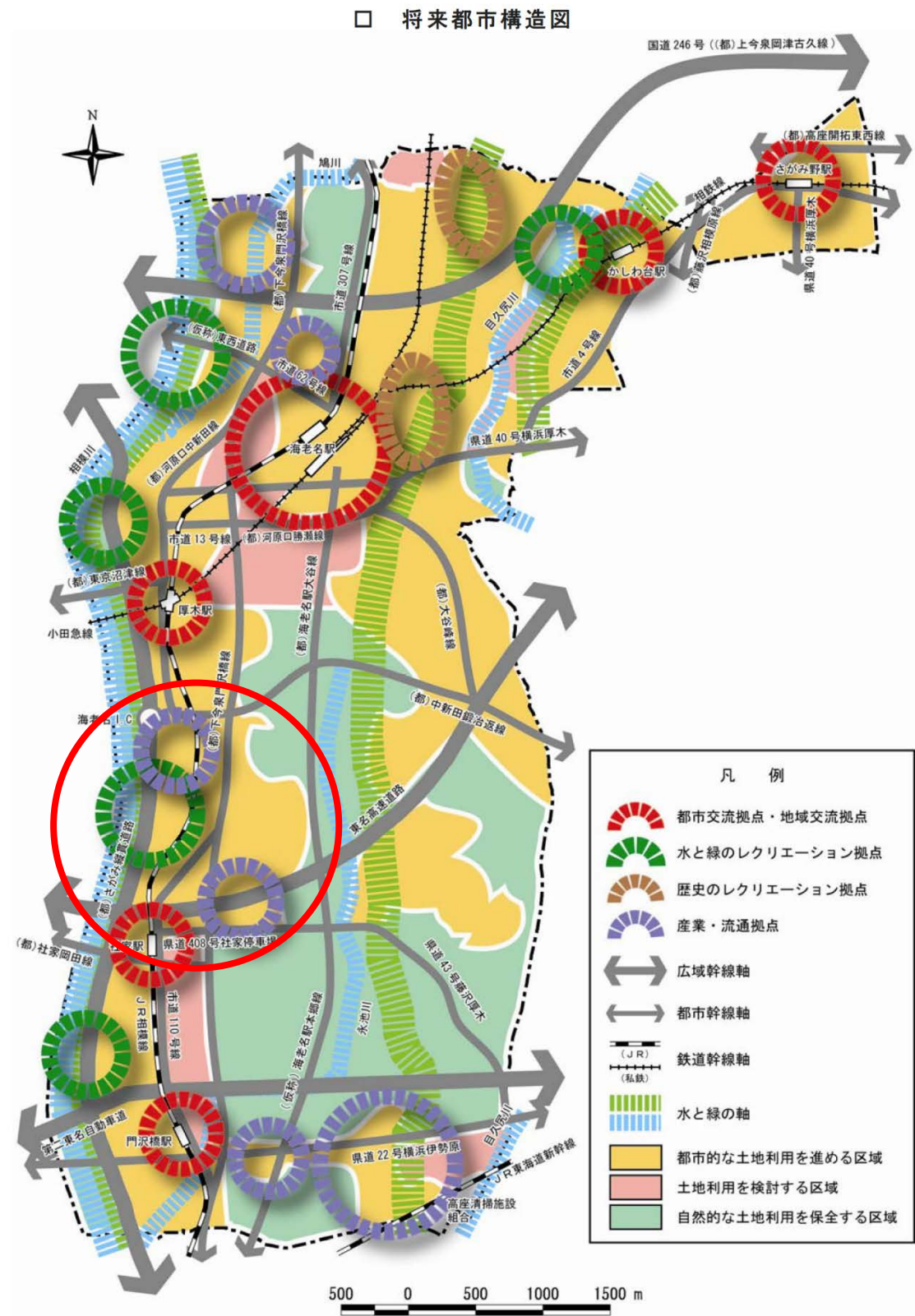


図 3.21 将来都市構造図

出典：海老名市都市マスタープラン（平成 22 年 9 月海老名市）

(5) 道路交通施設の整備・改善方針

計画地東側には「(仮称)市道 53 号線バイパス」(主な地区幹線道路(計画))が位置づけられている。

□ 道路交通施設の整備・改善方針図

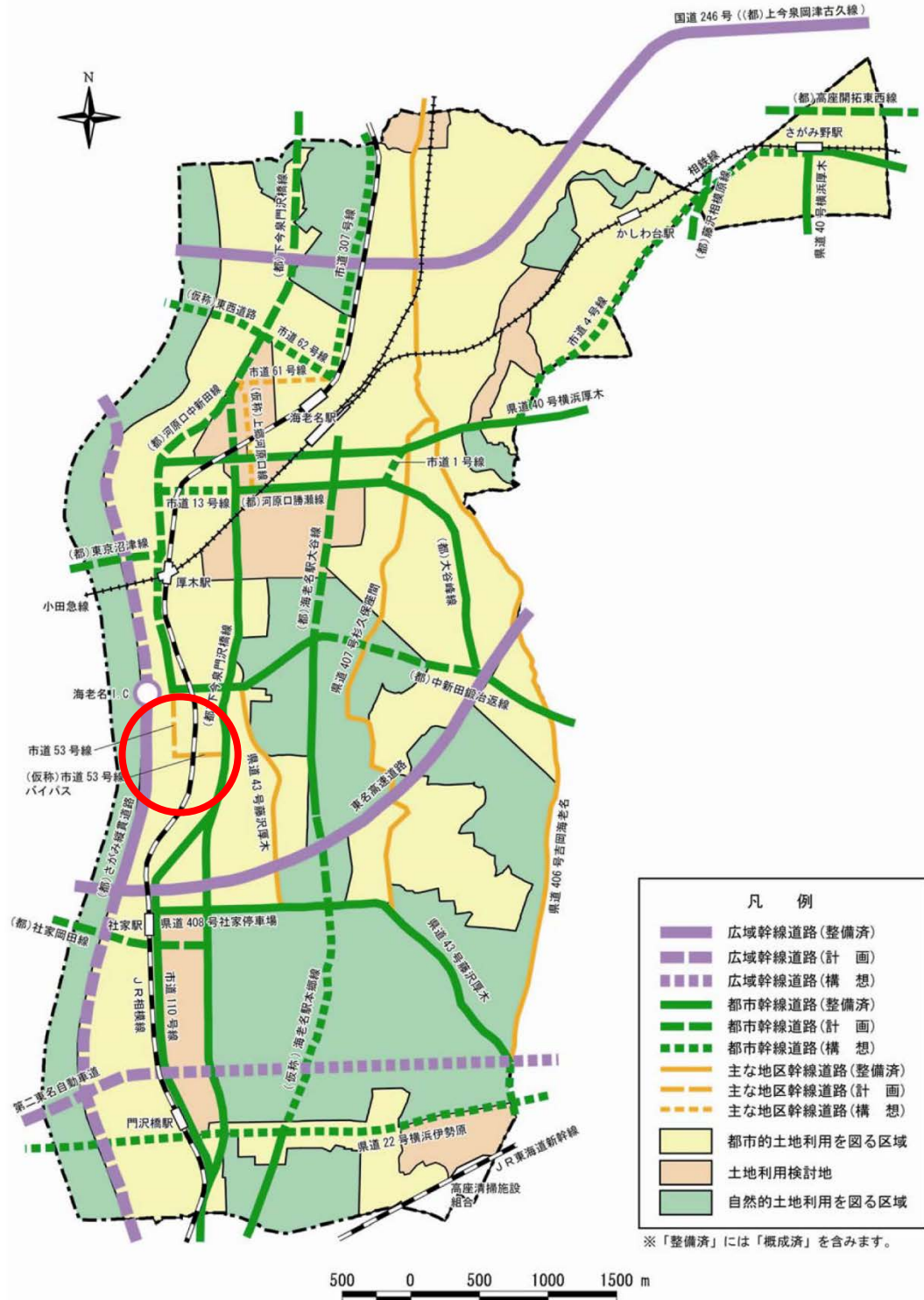


図 3.22 道路交通施設の整備・改善方針図

出典：2.2.4 海老名市都市マスタープラン（平成 22 年 9 月海老名市）

(6) 公園・緑地の整備・改善方針

①人口規模に対応した適切な公園を確保する

○市民の誰にとっても利用しやすい公園を確保する視点から、目標人口に対して十分な面積、箇所数となるよう、公園の量的な確保に向けた新規整備、**既設公園の拡大**を進めます。

②緑の拠点となる大規模な公園等を配置する

○市民の**散歩、遊戯、運動等総合的な利用が可能**であり、かつ、市のシンボリックな公園として市外からも多くの人が集まり、一日を通して十分に楽しめるような大規模な公園等を配置します。**(海老名運動公園)**

③特色ある公園づくりを進める

○本市の歴史・文化を感じることのできる公園づくりを進めるとともに、**自然と歴史のさんぽみちの整備等により、各公園間の連携を強化し回遊性を高めること**で、来訪者にとっても魅力を感じることのできる公園づくりを進めます。

④身近に利用できる公園づくりを進める

○主として、近隣に居住する市民が、日常的な屋外レクリエーション活動や**運動及び憩いの場**として、気軽に利用できるような公園づくりを進めます。

○既存の公園については、**高齢社会や子どもの安全性に配慮した適切な植栽管理、遊具の設置、健康遊具の設置等を踏まえ公園施設の更新を図ります。**

⑤水と緑の軸を形成する

○緑化した主要な道路や緑道、**水辺の散策路・サイクリングロード等により、市内各所や公園等を結びつける水と緑の軸の形成を図ります。**

⑥豊かな自然を活かした公園・緑地づくりを進める

○緑や水辺、花等の豊かな自然環境を活かし、**自然とのふれあいの場、自然体験や環境学習の場としての公園や緑地づくりを進めます。**また、現況地形や植生等を活かしながら、小動物が生息することのできるビオトープを形成する等、自然度の高い公園・緑地づくりに配慮します。

⑦公園における防災機能を強化する

○震災直後の避難から、救援、復興に至るまで、市民を適切に支援することのできる**防災拠点としての機能**を高めます。

⑧市民参加による公園づくりを進める

○公園・緑地の整備にあたっては、構想・計画段階から市民の意向等を反映させ、多様化する**市民の要望に対してきめ細かに応える公園づくりを進めます。**

⑨地域が主体となって維持管理を進める

○市と市民のそれぞれが果たす役割を明確にし、**市民の主体的な参加による公園の維持管理**を促進します。

⑩公共空間における緑化を進める

⑪道路空間の緑化を進める

⑫市民の主体的な参加により民有地を緑化する

Map of the coastal area around Kashiwa Station, showing various green spaces and infrastructure. The map includes labels for parks like "相模国分寺跡" and "相模国分尼寺跡", and roads like "国道246号". A red circle highlights the "海老名運動公園" (Ebina Sports Park). A legend at the bottom right explains the symbols used for green spaces and infrastructure.

凡 例

- 樹林地の保全
- 農地の保全
- 相模川の水辺環境の保全
- 都市公園の整備
- 道路緑化の推進
- 河川等の緑化、水辺環境の保全
- 緑の軸線の整備

出典：2.2.4 海老名市都市マスタープラン（平成22年9月海老名市）

(7) 地域別構想（中央地域）

＜緑の拠点となる公園・緑地＞

「海老名運動公園」については、広域的な防災拠点としての機能も有する公園として機能の拡充を進めます。

＜水と緑の軸＞

相模川沿いに配置される緑の拠点的な施設を散策路・サイクリングロード等で結びつける水と緑の軸として、「さがみグリーンライン」の整備を促進します。

計画地は、「水と緑のレクリエーション拠点の形成（海老名運動公園）」と位置づけられている。

計画地北側の隣接地は、「産業・流通拠点の形成（中新田）」と位置づけられている。

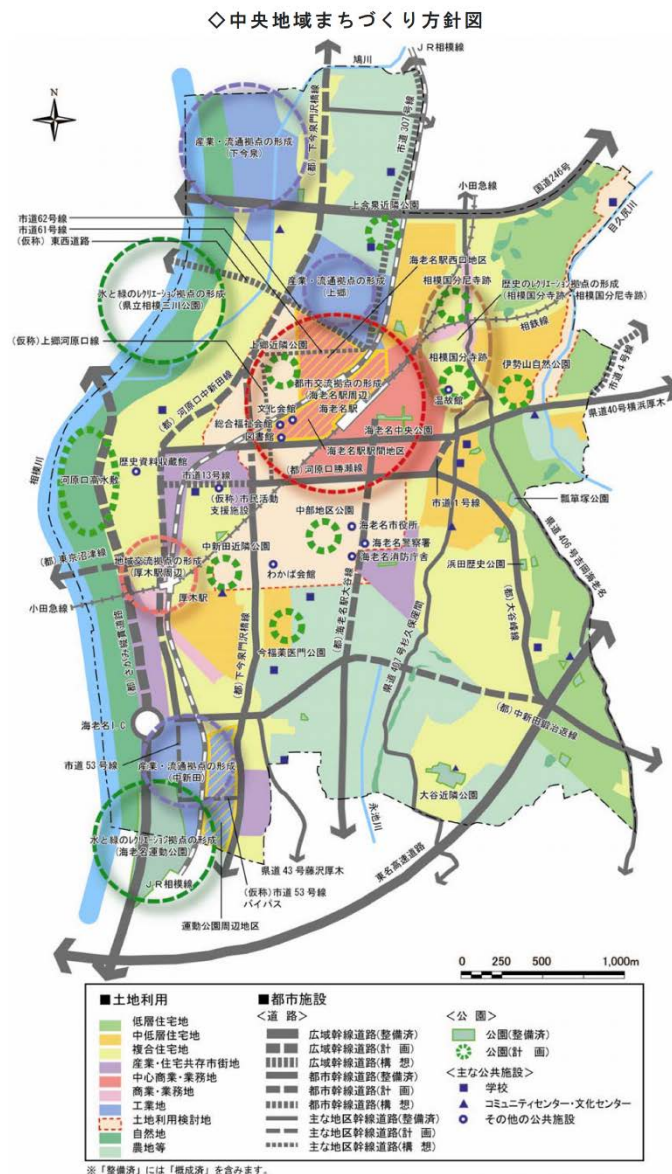


図 3.24 中央地域まちづくり方針図

出典：海老名市都市マスタープラン（平成 22 年 9 月海老名市）

(8) 地域別構想（南部地域）

＜緑の拠点となる公園・緑地＞

地域北西部に中央地域にまたがり「水と緑のレクリエーション拠点の形成（海老名運動公園）」が位置づけられ、広域的な防災拠点としての機能も有する公園として機能の拡充を進めることとしている。

＜水と緑の軸＞

相模川沿いに配置される緑の拠点的な施設を散策路・サイクリングロード等で結びつける水と緑の軸として、「さがみグリーンライン」の整備を促進します。

計画地は、「水と緑のレクリエーション拠点の形成（海老名運動公園）」と位置づけられている。計画地の南東部は、複合住宅地であり、近接して「産業・流通拠点の形成（上河内・今里）」が拠点として位置づけられている。

◇南部地域まちづくり方針図

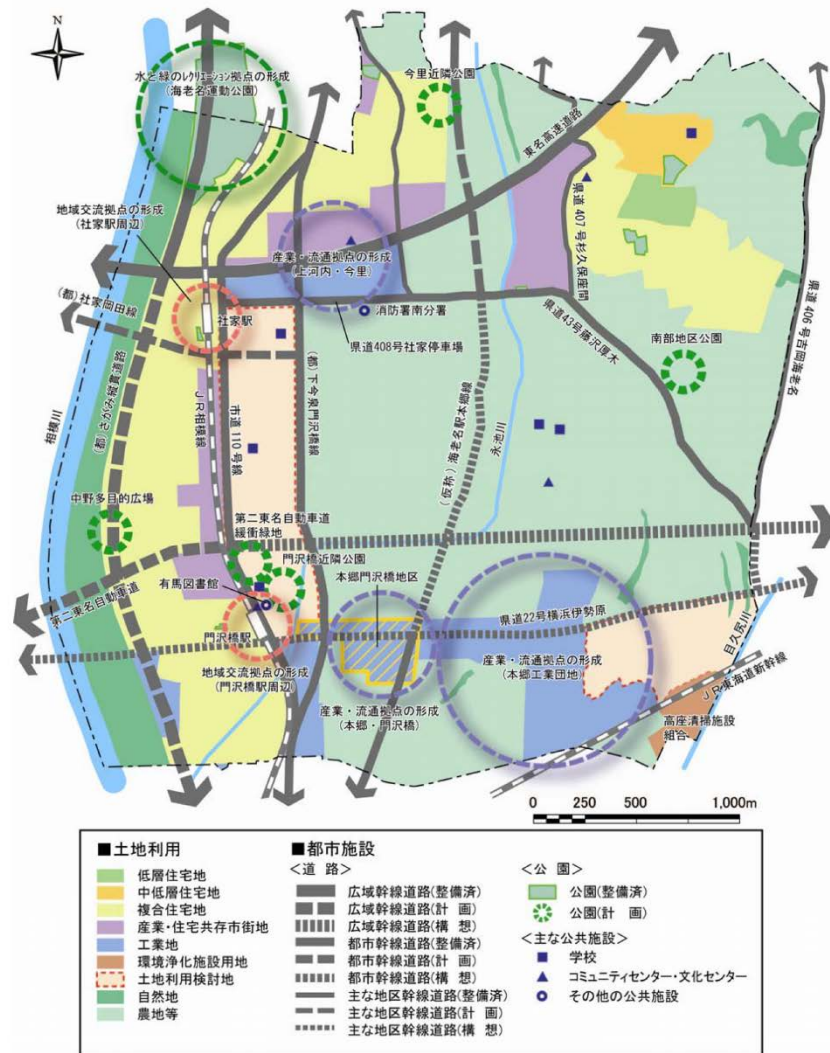


図 3.25 南部地域まちづくり方針図

出典：海老名市都市マスタープラン（平成 22 年 9 月海老名市）

3.3.6 海老名市緑の基本計画（平成 20 年 9 月海老名市）

- 目標年次：平成 37 年（2025 年）
- 基本理念：「みどりに恵まれた快適環境都市えびなー地球の環境を良くし、快適な都市空間をつくる海老名の魅力づくりー」
- 目標年次：目標年次（平成 29 年及び平成 39 年）
- 公園緑地等の整備
 - ・海老名運動公園においては、前回計画で予定した拡大計画を廃止し、現状の区域内で整備
 - ・道路整備の状況に合わせ、再整備
 - ・さがみグリーンラインと一体的に利用

都市緑地保全法（平成 16 年の法改正により現在は都市緑地法となっています。）の改正により、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」が位置づけられ、本市においても、従来から推進してきた「緑のマスタープラン」及び「都市緑化推進計画」を一体的に扱い総合的施策とした「海老名市緑の基本計画」が平成 8 年に策定された。この「緑の基本計画」は、平成 8 年から平成 27 年の 20 年間を計画期間としているが、策定から 10 年以上が経過し、この間、緑地の減少、公園緑地等の整備の進展、少子高齢社会の進展、緑に関する法令の改正など様々な面から計画の見直しが必要となっている。

このような背景から、平成 8 年策定の「海老名市緑の基本計画」を基に、現状に即した計画の一部見直しを行ったものである。

(1) 施策の体系

緑地の保全及び緑化の推進のための施策は、目標を実現するための公園緑地等の整備、緑地の保全及び都市緑化の推進のための施策の方針について示している。

施策の体系を以下に示す。

(2) 公園緑地等の整備

○運動公園

- ・海老名運動公園が 17.47ha 開設しています。前回計画で予定した拡大計画を廃止し、**現状の区域内で整備**を行います。
- ・さがみ縦貫道路の計画区域と一部重複しているため、**道路整備の状況に合わせ、再整備**をしていきます。また、**さがみグリーンラインと一体的に利用できる**ようにしていきます。

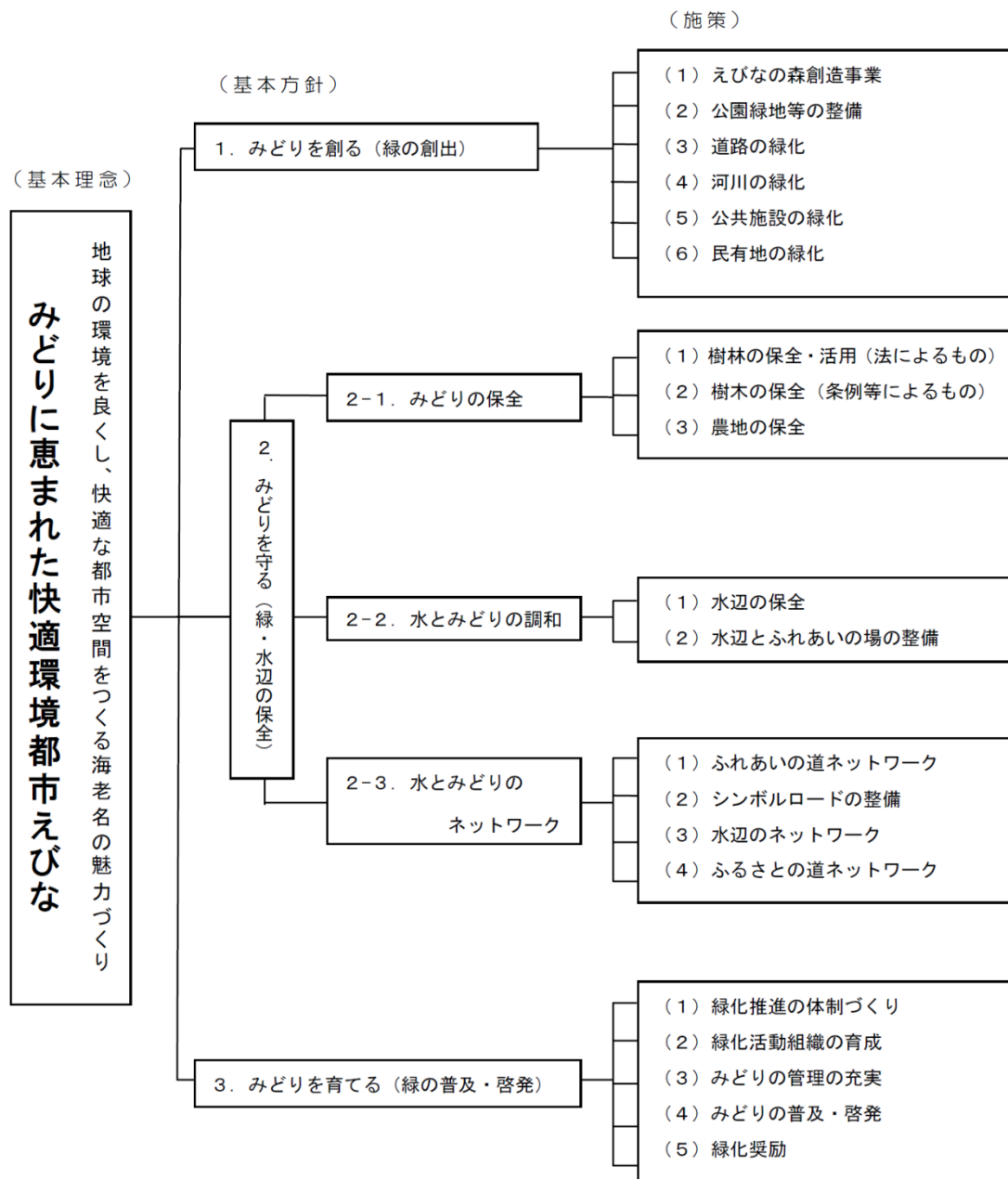


図 3.26 施策の体系

出典：海老名市緑の基本計画（平成 20 年 9 月海老名市）

3.3.7 海老名市公共施設再編（適正化）計画（平成 29 年 3 月海老名市）

■再編計画の対象期間：「短期：10 年以内／中長期：20 年以内／超長期：40 年前後」

■文化・スポーツ施設の今後の方向

○体育館（当面は継続利用）

○屋外運動施設（陸上競技場や野球場はサービス提供のあり方を検討）

○屋内プール（民間施設の状況も考慮し、更新しない方向で検討）

市政運営は、市の最上位計画である『海老名市第四次総合計画』に基づいて推進されている。再編計画は総合計画の下位計画として位置づけられるもので、公共施設の再編（適正化）に向けて、市民利用施設とインフラ施設それぞれについての再編（適正化）に向けた「基本的な方針」を示すものである。

(1) 文化・スポーツ施設（今後の方向）

○体育館

稼働率が高いことから、当面は継続利用する。

類似施設（屋内プール等）も含めた機能全体として、将来的に保有すべき施設量を見極める。

○屋外運動施設

陸上競技場や野球場は相対的に稼働率が低いことから、周辺自治体との連携による広域化も含め、サービス提供のあり方を検討する。

1 施設及び建物の概況

(1) 施設と建物の一覧

NO	施設名	地域	建物名	建物の施設面積(m ²)	建設年度	大規模改修目安年度	更新目安年度
1	海老名運動公園・総合体育館	南部	海老名運動公園・総合体育館	9,466	1989年度	2019年度	2054年度
2	海老名運動公園・屋内プール	南部	海老名運動公園・屋内プール	2,521	1990年度	2020年度	2055年度
3	海老名運動公園・野球場	南部	海老名運動公園・野球場	2,142	1982年度	2012年度	2047年度
4	海老名運動公園・陸上競技場	南部	海老名運動公園・陸上競技場	1,319	1991年度	2021年度	2056年度
5	北部公園・体育館	北部	北部公園・体育館	4,706	2000年度	2030年度	2065年度
施設面積の合計(m ²)、市の施設全体に占める割合(%)⇒				20,154	8.5%		

※ 施設面積の網掛()は「老朽化対策実施済」を表す。

〔概要〕

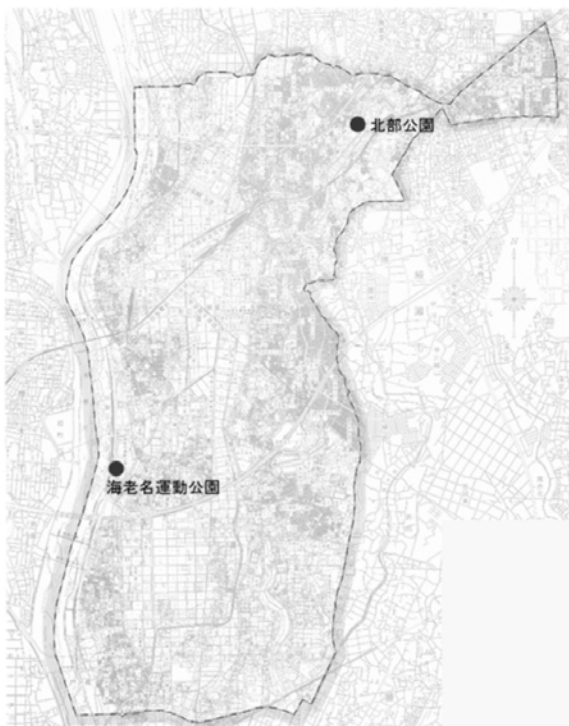
- ・海老名運動公園、北部公園には庭球場もある。いずれも人工芝で計9面(6面、3面)である。

老朽化の状況	・30年以上経過した建物は運動公園野球場のみである。
法令上の扱い	・スポーツ基本法で「施設整備等に努めなければならない」と規定されている。

(2) 利用状況

利用の実績	・稼働率をみると、体育室、弓道場は50～60%であり、少ない柔道場、剣道場でも40%以上となっている。 ・付帯する会議室の稼働率は30%以下で、コミュニティ施設等の貸室と同等である。
今後の見込み	・総人口は今後10年程度増加を見込むが、市民アンケートにおいてスポーツ施設を利用しているとの回答は限られている。
民間による代替	・市内に民間の体育館はない。 ・民間のプールやジム、ダンススタジオ等の類似施設があるが、料金負担は大きくなる。

(3) 配置状況



(4) その他情報

- 総合体育館
 - ・午前中は個人、夜間は団体による利用が多く、市外利用は3割程度である。
 - ・ビナスポの整備により、トレーニング室とプール利用者の一部が流れたとの認識だが、利用者数のデータには明確に表れていない。
- 北部公園体育館
 - ・学校のプールを全廃しており、水泳の授業を5～11月の午前中に実施している。
 - ・ビナスポ整備の影響は総合体育館と同様である。
- 共通事項
 - ・総合体育館と北部公園体育館は離れており、両施設の間にビナスポが立地している。
 - ・スポーツ施設、ビナレッジ、ビナスポは県の公共施設予約システムを利用している。
 - ・各種スポーツのルール改正で、既存の備品等に対応できない場合もある。

図 3.27 海老名運動公園の施設及び建物の概況 (1)

出典：海老名市公共施設再編(適正化)計画(平成29年3月海老名市)

2 現状や課題のまとめ

- 全般に一定の稼働率がある。建物をみると築 30 年に近づく建物が複数あり、超えている建物も一つあることから、大規模改修等を的確に実施していくことが必要である。
- 運動公園は複数の建物を有しており、用途（競技の種類）によって稼働率に差がある。
- 機能が類似するビナスポの整備により、トレーニング室とプールについては利用者の一部が流出した。しかし、体育室については、ビナスポは施設の位置づけが異なるため団体利用が認められておらず、特に影響はない。
- 市民利用だけでなく、市外からの利用も一定割合ある。
- 利用者登録は施設ごとに行うが、予約は県のシステムを利用しており、システムに登録されている他自治体の施設についても空き状況の把握や申し込み等ができる。

3 今後の方向性

(1) 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
[体育館等]継続利用・類似施設との機能再編を検討	• 全般に稼働率が高いことから当面は継続利用する。 • 類似施設（屋内プール、ビナスポ、学校体育館等）も含めた機能全体として、将来的に保有すべき施設量を見極める。
[屋外運動施設]継続利用・広域化含むあり方を検討	• 陸上競技場や野球場は相対的に稼働率が低いことから、周辺自治体との連携による広域化も含め、サービス提供のあり方を検討する。

(2) 実行計画

短期 (10 年以内)	• 体育館等について、類似施設との連携による空き時間の利用促進など既存施設の有効活用を図る方策を検討し実施する。 • スポーツ施設の再編整備計画を策定し、屋内プールや体育館等について、保有すべき施設量を見極め、類似施設との機能再編方針を策定し実施する。 • 運動公園屋内プールは民間施設の状況も考慮し更新しない方向で検討する。
中長期 (20 年以内)	• 屋外競技施設について、周辺自治体との連携により、規模や機能の見直しを図る可能性を検討する
超長期 (40 年前後)	• -

図 3.28 海老名運動公園の施設及び建物の概況（2）

出典：海老名市公共施設再編（適正化）計画（平成 29 年 3 月海老名市）

3.3.8 海老名市地域防災計画（平成 26 年 8 月海老名市防災会議）

■防災空間の確保（都市公園の整備）

- ・ 入り口部への太陽光発電の照明整備、非常用電源設備、情報通信設備、飲料水・消化用水確保施設、備蓄倉庫、災害時の諸活動の拠点となるパークセンター等
- ・ バリアフリー化

■避難場所等（海老名運動公園・海老名運動公園貫抜川駐車場）

- ・ 「広域避難場所」「指定緊急避難場所」「一時避難場所」の指定なし
- ・ 「応急仮設住宅等建設予定地」に指定

(1) 防災空間の確保

第 2 節 防災空間の確保

都市の過密化が進む市においては、公園、緑地、道路、河川等が、火災延焼の遮断効果とともに避難場所等としても有効に機能することから、市街地内及びその周辺に、広域避難場所はもとより、身近な避難場所や応急仮設住宅建設候補地、延焼遮断帯となる都市公園や緑地の確保を積極的に推進するとともに、公共空間としての道路、河川機能の確保を図り、防災拠点となる都市公園については、防災機能を向上させるため、県、防災関係機関等と連携を図った整備を進める。

1 都市公園の整備

- (1) 市は、防災拠点となる都市公園については、県との役割分担を踏まえて施設整備（入口部等への太陽光発電の照明設備、非常用電源設備、情報通信設備、飲料水・消火用水確保施設、備蓄倉庫、災害時の諸活動の拠点となるパークセンター等）を進めるとともに、バリアフリー化の取組を進める。 [市]

- (2) 市は、県、防災関係機関及び市民と連携・調整し、県立相模三川公園の来園者の避難誘導や避難者の受入れ対策等について検討し、県のマニュアルづくり及び防災訓練の実施に取り組む。 [市]

【資料】2-2-1 県立都市公園

【資料】2-2-2 都市公園

【資料 2-2-2 都市公園】

(3) 運動公園

公 園 名	所 在 地
海老名運動公園	社家4032-1

図 3.29 防災空間の確保

出典：海老名市地域防災計画（平成 26 年 8 月海老名市防災会議）

(2) 避難場所の確保及び整備

海老名運動公園及び海老名運動公園貫抜川駐車場は、「広域避難場所」「指定緊急避難場所」「一時避難場所」に指定されていない。

「応急仮設住宅等建設予定地」に指定されている。

表 3.4 応急仮設住宅等建設予定地一覧 (1)

3-5-9 応急仮設住宅等建設予定地一覧

(平成26年4月1日現在。単位は㎡)

No.	名 称	所 在 地	面 積	有効面積
1	国分寺台第一児童公園	国分寺台1-4124-148	2,204	1,800
2	国分寺台第三児童公園	国分寺台3-5345-63	3,199	2,000
3	国分寺台第四児童公園	国分寺台4-5137-235	3,588	2,125
4	上今泉第二児童公園	上今泉5-19-27	3,426	3,000
5	杉久保第一児童公園	杉久保南2-1880	9,009	2,700
6	大谷第一児童公園	大谷北1-40-3	2,702	2,100
7	杉久保富谷児童公園	杉久保北4-1711-1	9,899	2,350
8	ふれあい公園及び今里庭球場	今里3-143-2及び今里3-3-25	8,476	6,500
9	東柏ケ谷近隣公園	東柏ケ谷1-1766-3	18,074	8,000
10	大谷近隣公園	大谷南4-3285-1	19,164	4,390
11	北部公園	上今泉6-340-1	22,971	10,300
12	海老名運動公園	社家4032-1	174,678	47,648
13	海老名運動公園 貫抜川駐車場	社家4014-1	5,624	3,960
14	下今泉庭球場	下今泉2-2-1	7,765	6,100
15	ゲートボール場	国分南2-1671-1	2,231	2,231
16	柏ケ谷市営住宅跡地	柏ケ谷624	1,876	1,876
17	海老名小学校	国分南3-12-3	25,635	10,200
18	柏ケ谷小学校	柏ケ谷1090	12,765	6,400
19	東柏ケ谷小学校	東柏ケ谷6-9-7	9,341	3,300
20	上星小学校	上今泉1-23-1	24,201	9,700
21	有鹿小学校	河原口3-13-1	13,236	6,600
22	中新田小学校	中新田1-15-1	22,148	15,500
23	大谷小学校	国分寺台2-13-1	17,040	8,500
24	有馬小学校及び有馬中学校	中河内1784及び本郷4601	27,554	13,800
25	社家小学校	社家678	17,016	8,500
26	門沢橋小学校	門沢橋1-19-1	15,748	7,900
27	杉久保小学校	杉久保北4-4-1	24,328	12,100
28	今泉小学校	上今泉2028	21,532	12,900
29	杉本小学校	国分北4-10-1	15,402	7,700
30	海老名中学校	国分南3-11-1	11,499	4,000
31	海西中学校	さつき町58	22,115	13,300
32	柏ケ谷中学校	柏ケ谷884	21,353	10,700
33	大谷中学校	大谷南2-10-1	21,372	12,800
34	今泉中学校	上今泉1840	24,562	12,300

出典：海老名市地域防災計画（平成26年8月海老名市防災会議）

表 3.5 応急仮設住宅等建設予定地一覧（2）

（平成26年4月1日現在。単位は㎡）

No.	名 称	所 在 地	面 積	有効面積
35	県立相模三川公園	上郷2-1-1	119,000	14,250
36	県立中央農業高等学校	中新田4-12-1	23,456	16,400
37	県立中央農業高等学校	中新田4-12-1	9,056	9,000
38	県立中央農業高等学校	今里114-2	10,804	6,800
39	県立海老名高等学校	中新田1-26-1	28,774	17,300
40	県立有馬高等学校	社家240	34,480	20,700
41	県立かながわ農業アカデミー	杉久保北5-1-1	95,916	6,838
42	県立かながわ農業アカデミー （一部）	杉久保北3-1630-1	32,304	3,500
43	横須賀水道（横須賀市所有地）	中河内1767	39,465	6,400
44	コカ・コーラ セントラル ジ ャパン株式会社（グラウンド）	上河内33	97,531	16,300
合 計			1,148,319	410,764

出典：海老名市地域防災計画（平成26年8月海老名市防災会議）

3.3.9 海老名市国民保護計画（平成23年4月）

■遺体安置所を開設

- ・武力攻撃事態等への対処（「救援」（死体の処理））において、海老名運動公園体育館に遺体安置所を開設

我が国の平和を維持し、武力攻撃の発生を未然に防ぎ、国民の安全を確保するためには、平素の外交努力が重要である。しかし、それにもかかわらず、国民の安全を脅かす事態が発生し、又はそのおそれのある場合に、国民の生命、身体及び財産を保護することは、国や地方公共団体の使命である。

そのため、海老名市は、その責務を明らかにし、市の国民の保護に関する計画を作成している。

このうち、「第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章救援 3 救援の内容」において、海老名運動公園が位置のように位置づけられている。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第5章救援 3 救援の内容 （10）死体の搜索及び処理

イ死体の処理

（ア）市は、海老名運動公園体育館に遺体安置所を開設し、搜索により収容された死体を搬送する。

3.3.10 海老名市景観基本計画（平成 20 年 5 月海老名市）

■景観形成の基本目標

- 丹沢大山の山並み、農地や里山などの緑を基調とした景観形成を行います。
- 空と緑と調和させた中での、市街地のにぎわい景観を創出します。

「景観基本計画」では、海老名市における景観形成方針を設定し、今後の景観施策の全体を設定している。

次の段階の『景観推進計画』は、景観基本計画において位置づけた景観施策のうち、景観法を活用して実施するものを中心に、施策の方針及び内容を記載している。

景観推進計画とあわせて制定予定の「景観条例」は、景観法に基づく条例を定めるとともに、景観法に拠らずに自主的に実施する景観施策、景観形成における市民協働の方法等についても規定している。

(1) 景観形成の理念と目標

■基本理念

- 市民がこれまで積み重ねてきた生活文化、歴史、自然を基調とした景観形成
- 海老名の都市づくりの方向性と合致した景観形成
- 海老名の魅力を向上させ市内外の人々にも伝える景観形成
- 海老名に対する市民の愛着と誇りを向上させる景観形成
- 市民・事業者・行政のたゆまぬ努力と協働に支えられた景観形成

■景観形成の基本目標

- 丹沢大山の山並み、農地や里山などの緑を基調とした景観形成を行います。
- 空と緑と調和させた中での、市街地のにぎわい景観を創出します。

(2) 参考 海老名市における景観区分

景観基本計画では、海老名市の地形を基に景観区分図を示している。海老名総合運動公園は相模川旧堤防ラインの範囲内にあり、相模川区分となっている。また、北側及び東側の隣接地については、相模川低地として、既存土地利用状況を捉えた工業集積地・住工混在地となっている。

○「(1) 相模川」「(2) 相模川低地 ③工場集積地・住工混在地」景観である。

※「③工場集積地・住工混在地」

- ・大規模工場や倉庫が集積する地区
- ・小規模工場と住宅が混在する密集地区

景観区分図

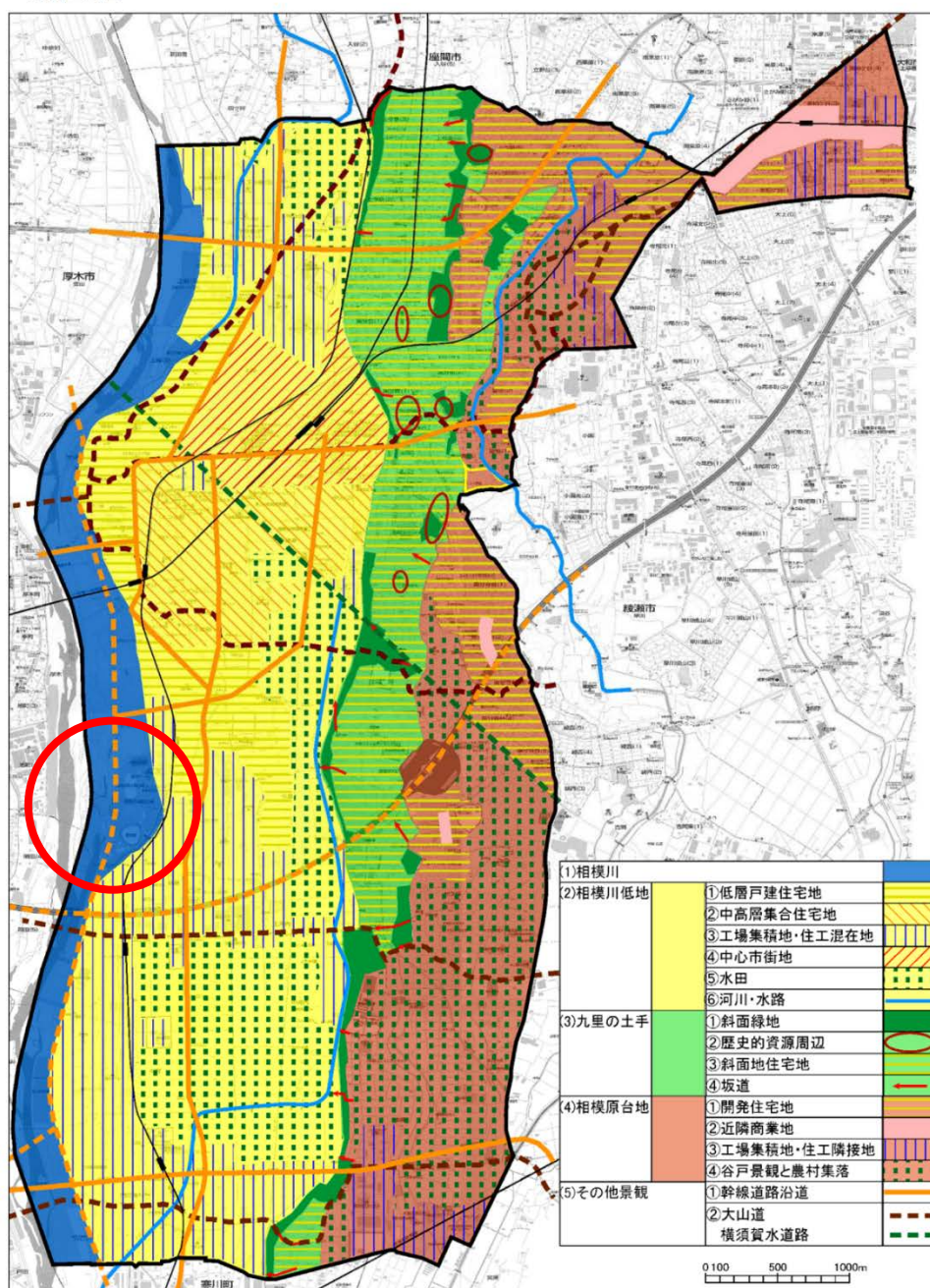


図 3.30 景観区分図

出典：海老名市景観基本計画（平成 20 年 5 月海老名市）

3.3.11 海老名市スポーツ健康推進計画（平成 25 年 8 月海老名市）

- 計画の期間：平成 25 年度から平成 34 年度まで（10 年間の計画）
- 計画の見直し：計画の中間年度の平成 29 年度及び最終年度平成 34 年度
- 基本理念：一市民ースポーツ・レクリエーションの実現とみんなで楽しく健康づくり
- 長期目標（平成 34 年度）
 - ①成人のスポーツ実施率（平成 24 年度市民アンケート調査結果 49.5%）13 人に 2 人以上（65%以上）
 - ②成人のスポーツ未実施率（平成 24 年度市民アンケート調査結果 20.0%）をゼロ
 - ③海老名市から国際大会に通用する選手の輩出
- スポーツ推進計画の体系「スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実」
 - ・施設・設備の整備を通じて、スポーツ・レクリエーション活動の場の充実

本計画は、健康増進法（第 8 条第 2 項）、食育基本法（第 10 条）、スポーツ基本法（第 10 条第 1 項）及び「神奈川県保健医療計画」に基づき、これらの分野を一体的に策定したものである。

また、本計画は「海老名市基本構想」及び「海老名市第四次総合計画」に基づき、市の保健福祉施策を推進するための地域福祉、障がい者、高齢者・介護保険事業、子育て支援等の各計画や教育委員会の施策等と整合を図り策定したものである。

(1) 計画の体系

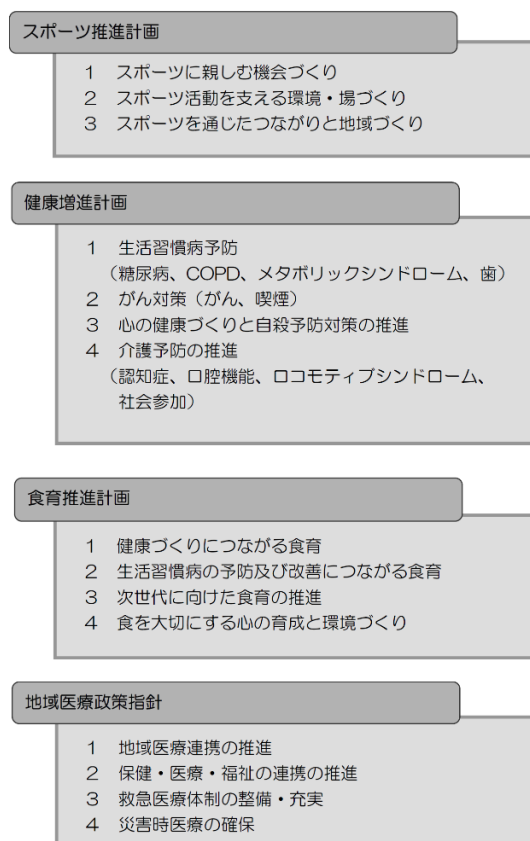


図 3.31 計画の体系

出典：海老名市スポーツ健康推進計画（平成 25 年 8 月海老名市）

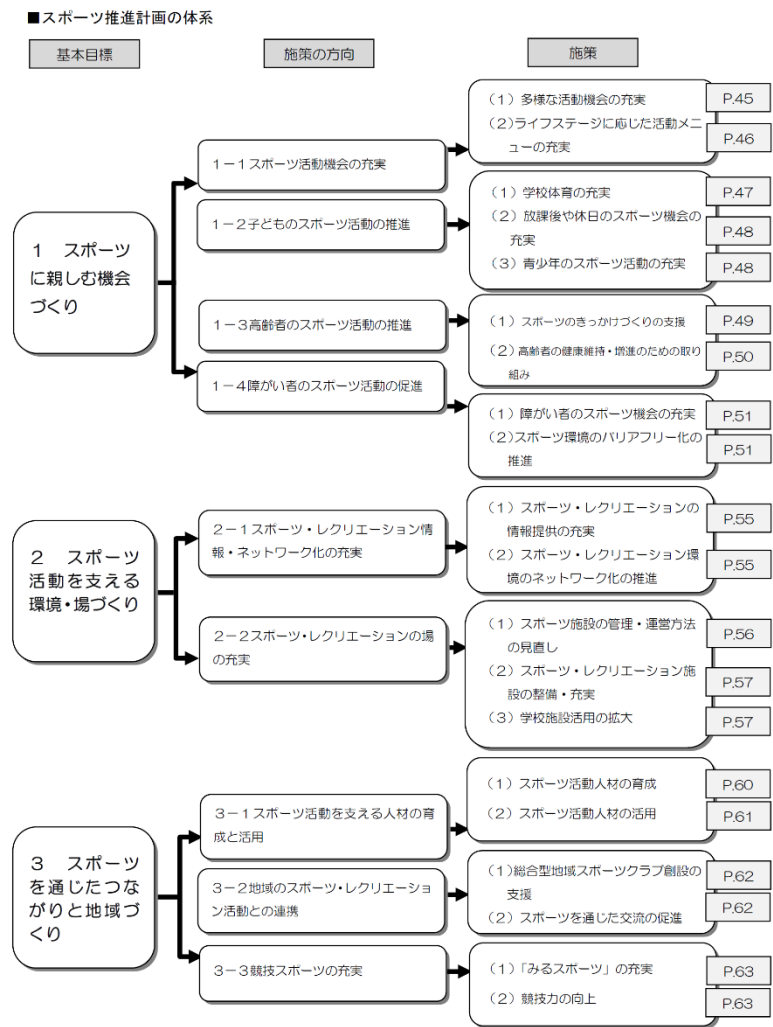
(2) スポーツ推進計画

○長期目標（平成 34 年度）

- ①成人のスポーツ実施率（平成 24 年度市民アンケート調査結果 49.5%） 1 3 人に 2 人以上（65%以上）
- ②成人のスポーツ未実施率（平成 24 年度市民アンケート調査結果 20.0%）をゼロ
- ③海老名市から国際大会に通用する選手の輩出

○スポーツ推進計画の体系

スポーツ推進計画の体系の「スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実」において、運動公園の施設・設備の整備を通じて、スポーツ・レクリエーション活動の場の充実を図ることとしている。



(2) スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

事業名	内容
①えびな市民活動センターの整備	レクリエーション館の整備を通じて、市民がスポーツ活動を行う場の充実を図ります。
②運動公園・北部公園の整備	運動公園や北部公園等の施設・設備の整備を通じて、スポーツ・レクリエーション活動の場の充実を図ります。

図 3.32 スポーツ推進計画の体系

出典：海老名市スポーツ健康推進計画（平成 25 年 8 月海老名市）

3.1 計画地の現況景観

海老名総合運動公園は相模川旧堤防ラインの範囲内にあり、河川敷の緑地・公園景観に位置づけられる。(出典：海老名市景観基本計画(平成20年5月海老名市))

計画地の景観は、大きく、以下の5つの景観特性に区分できる。

- ①「運動施設景観」：陸上競技場、多目的広場、野球場、テニスコートからなる大規模運動施設群の景観
- ②「建築物景観」：体育館、温水プール、クラブハウス、厩舎等からなる建築物の景観
- ③「園路・広場景観」：動線及びレクリエーション施設としての園路・広場からなる景観
- ④「植栽樹群景観」：公園木として植栽され、成長した樹木群や中低木の修景植栽からなる樹木群の景観
- ⑤「河川・水辺景観」：公園をとりまく相模川(公園外)や貫抜川の水辺空間

それぞれの現況景観を以下に示す。

■海老名運動公園現地確認



・野外炉の広場



・園路沿い緑地



・ポニー厩舎



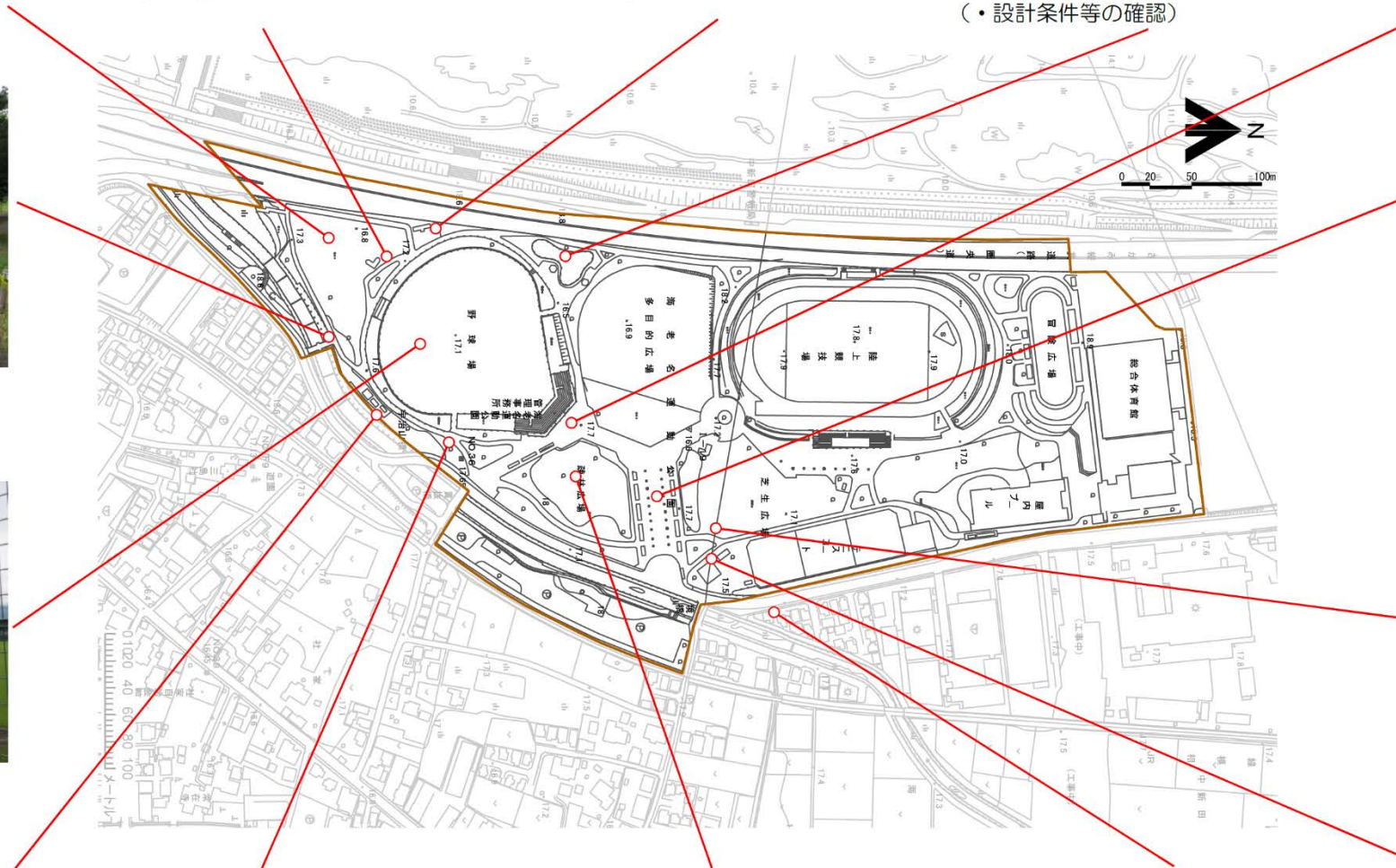
・調整池
(・設計条件等の確認)



・野球場前広場



・南側歩行者出入口



・正面入口広場



・野球場



・既存施設の有効活用



・既存電気設備



・野球場外周囲路



・疎林広場：ポニー乗場



・正面入口前の駐車場
(・道路横断の安全への配慮)



・既存施設の有効活用

図 3.33 現況景観 (1)

■海老名運動公園現地確認



・多目的広場



・陸上競技場入り口



・プール隣接の緑地



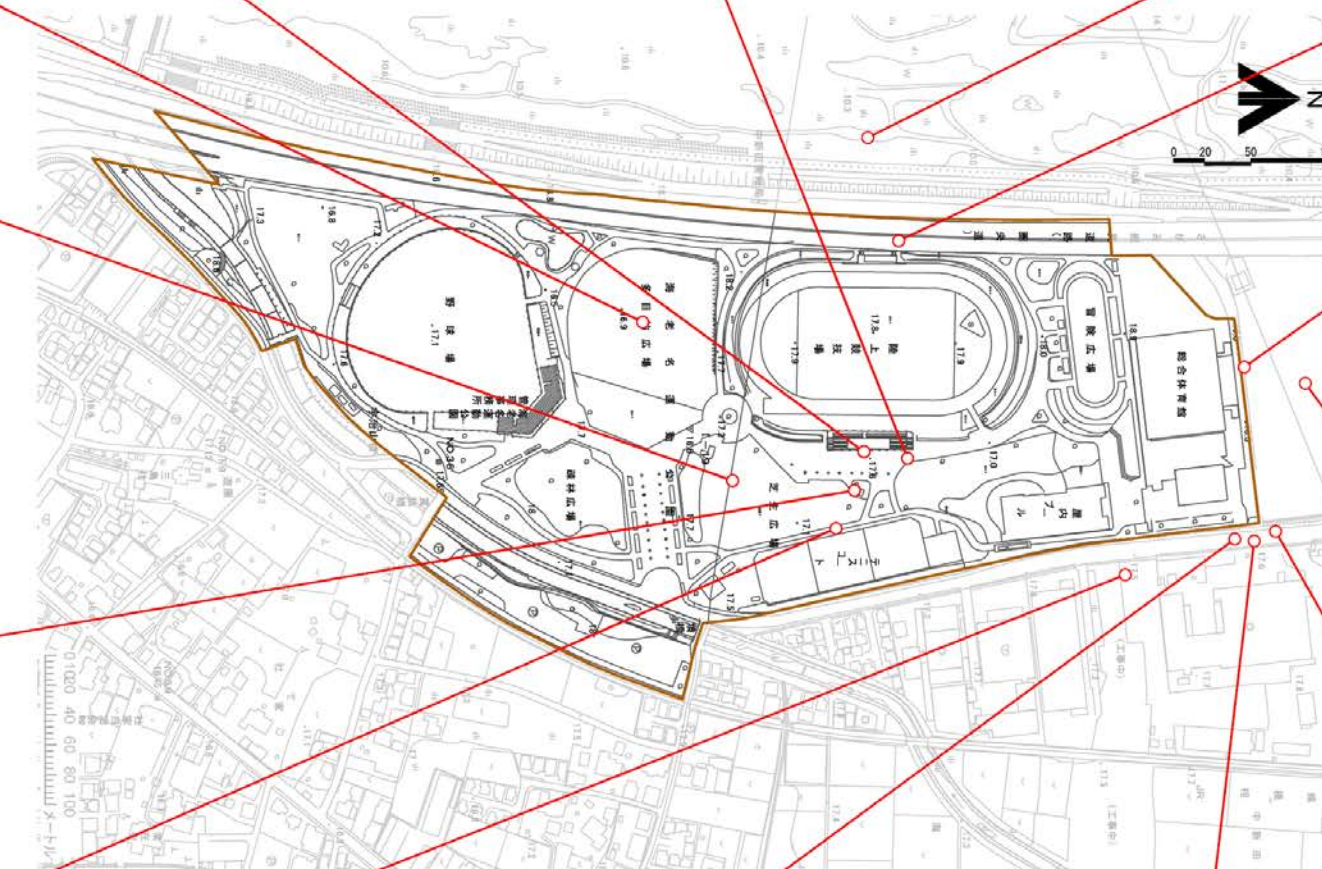
・相模川



・圏央道高架下駐車場



・芝生広場



・現状の車両進入路
(・アクセス、動線検討)



・既存電気設備



・北側未利用地



・テニスコート横園路



・工事中の(仮称)市道53号線バイパス
(・アクセス、動線検討)



・公園車両入り口
(・車両や歩行者出入口動線の検討)



・公園車両入り口(海老名JCT方向)
(・車両や歩行者出入口動線の検討)



・公園車両入り口(市街地方向)
(・車両や歩行者出入口動線の検討)

図 3.34 現況景観 (2)

3.2 計画地の利用・管理状況

海老名運動公園は、公園の総合管理業務を指定管理者に委託している。

管理内容及び利用運営内容は以下のとおりとしている。

(1) 海老名運動公園総合管理業務

指定管理者の行う管理業務は以下のとおりである。

- 公園施設の清掃
- 屋外トイレの清掃
- 植栽管理
- 野外炉受付業務等
- 施設の維持管理
- 園内の利用指導

(2) 海老名運動公園各施設及びスポーツ施設共通管理運営業務

海老名運動公園各施設（総合体育館・屋内プール・陸上競技場・野球場・庭球場・多目的広場・疎林広場・芝生広場・冒険広場・プール横芝生広場・ほか園内全ての施設）の指定管理者が行う業務内容は、以下のとおりである。

○管理運営に関する基本的な考え方

スポーツ・レクリエーション活動の拠点として、各施設がもつ様々な機能を十分に発揮させ、市民が「いつでも、どこでも、誰もが」気軽にスポーツを楽しむことのできる施設提供や、生涯スポーツの普及啓発・競技スポーツの振興を図るため、スポーツ教室やイベントの開催など事業を展開している。

また一方では、健康で生きがいのある豊かな暮らしを求め、余暇時間等の増大により、スポーツ活動も多様化・個性化している。

こうした市民ニーズにも対応すべく管理運営を行い、サービスの向上を図ることとしている。

○管理運営業務の実施対象施設及び区域等

①維持管理運営業務対象施設

- ア 総合体育館内全ての施設及び全ての附属設備
- イ 屋内プール内全ての施設及び全ての附属設備
- ウ 陸上競技場内全ての施設及び全ての附属設備
- エ 野球場内全ての施設及び全ての附属設備
- オ 庭球場

②維持管理運営業務(無料施設)対象施設

- ・対象施設：多目的広場、疎林広場、芝生広場、プール横芝生広場、冒険広場及び全ての駐車場

③受付業務

④運営業務

- 利用者の安全管理
- 災害等、非常時における利用者の避難誘導等安全確保
- 設備機器、その他設置物等の維持管理
- 清掃業務
- 市が主催・共催する各種イベントの支援、協力
 - ・海老名市スポーツ・レクリエーションフェスティバル
 - ・えびな市民ウォーク
 - ・各種スポーツ教室
 - ・ファミリースポーツデー
 - ・海老名市少年少女スポーツ大会
 - ・えびな健康マラソン大会
 - ・海老名市駅伝競走大会
 - ・海老名市総合体育大会
 - ・海老名市小学校連合運動会
 - ・海老名運動公園総合体育館は、各種選挙が行われた際、会場となる。その際は他の行事よりも優先して会場の確保を行う。
 - ・えびな市民まつりその他の会場となった場合
- その他（園内通行車両の確認等）

(3) 海老名運動公園体育館維持管理運営業務

○施設概要

- (1) 名 称 海老名運動公園総合体育館
- (2) 所在地 神奈川県海老名市家4032番地の1
- (3) 施設概要
 - 構造・階数 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上3階地下1階
 - 敷地面積 15,199.63㎡
 - 延床面積 6,064.31㎡

階 数	部 屋 名	利 用 計 画
1 F	大 体 育 室 小 体 育 室 多 目 的 室 そ の 他	バレーボール4面、バスケットボール3面、バドミントン12面 バレーボール1面、バスケットボール1面、バドミントン3面 リズム体操、幼児体操、卓球等 会議室(1)(2)、事務室、幼児室、ホール等
2 F	トレーニング室 観 覧 席 ジョギングコース そ の 他	トレーニングマシン 1500席(固定1000、移動500) 1周200m 屋外通路、ホール等
3 F	柔 道 場 剣 道 場 弓 道 場 そ の 他	師範席、控室等含む 師範席、控室等含む 師範席、控室等含む、和弓5人立 庭園、ホール等
B 1	機 械 室	電気室、空調機械室
共 通	1 ～ 3 F	更衣室、便所、階段等

(4) 海老名運動公園陸上競技場維持管理運営業務

○施設概要

- (1) 名 称 海老名運動公園陸上競技場
 (2) 所在地 神奈川県海老名市社家4032番地の1
 (3) 施設概要
 構造・階数 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建
 建築面積 803.38㎡
 延床面積 1,439.32㎡

施 設 名 称 等	概 要
管 理 棟	事務室、放送室、会議室、更衣室、便所、倉庫等
ト ラ ッ ク	400m×8コース、タータン舗装
フ ィ ー ル ド	高麗芝、舗装一部クレイ舗装(105m×72m)
夜 間 照 明	メタルハライドランプ4基、150ルクス、2段切替
収 容 人 員	メインスタンド 1,016人 芝スタンド 2,700人

(5) 海老名運動公園屋内プール維持管理運営業務

○施設概要

- (1) 名 称 海老名運動公園屋内プール
 (2) 所在地 神奈川県海老名市社家4032番地の1
 (3) 施設概要
 構造・階数 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上2階地下1階
 建築面積 2,024.53㎡
 延床面積 2,521.32㎡

施 設 名 称	概 要
1 F	管 理 棟
	玄関ホール、ロビー、受付、男子・女子更衣室、シャワー室、便所、腰洗場、身障者用更衣室・便所・腰洗場、採暖室、男子・女子脱衣室、浴室、サウナ室
	事務室、監視員室
	プ ー ル 棟
	一般用プール(25m×7コース) 身障者用スロープ付 幼児用・子供用プール
	そ の 他
	器具庫、倉庫
2 F	会 議 室 等
	会議室、研修室、見学コーナー、談話コーナー
B 1	機械室

(6) 海老名運動公園野球場維持管理運営業務

○施設概要

- (1) 名 称 海老名運動公園野球場
 (2) 所在地 神奈川県海老名市社家4032番地の1
 (3) 施設概要
 構造・階数 鉄筋コンクリート造2階建
 建築面積 847.57㎡
 延床面積 2,142.08㎡

施設名称等	概 要
1 階	本部室、放送室、審判員室、審判員控室、身障者観覧席、事務室、会議室、作業員控室、倉庫、救護室、湯沸室、和室、更衣シャワー室、洗面、足洗場、便所、身障者便所
2 階	会議室、倉庫、便所
R 階	観覧席 1,400名
グラウンド	面積12,954㎡、内野3,092㎡(クレイ舗装)、外野9,862㎡(高麗芝)、両翼95m、中堅120m
照明施設	メタルハライドランプ6基 内野800ルクス、外野500ルクス
収容人員	メインスタンド1,400人 内外野スタンド2,000人 計3,400人

(7) 海老名運動公園庭球場維持管理運営業務

○施設概要

- (1) 名 称 海老名運動公園庭球場
 (2) 所在地 神奈川県海老名市社家4032番地の1
 (3) 施設概要
 ① クラブハウス
 構造・階数 鉄筋コンクリート造平屋建
 建築面積 114.49㎡
 延床面積 100.00㎡
 施設概要 レストコーナー、更衣室、シャワー室、便所
 ② テニスコート
 オムニ(砂入人工芝)コート 6面
 夜間照明 8基
 壁打ちコート(全天候型) 2面

(8) 海老名運動公園ポニー等飼育・管理等業務

○考え方

登別市から寄贈された2頭のポニーは、活動拠点である海老名運動公園を軸とし、「いつでも会える」「いつでもふれあえる」を合言葉に、小動物（モルモット等）と共に、人々に元気、癒し効果のほか、生き物への関心、命の大切さを伝えていくことを使命とする。

また、市内の幼稚園、保育園、小中学校、障がい者福祉施設や介護老人福祉施設等へのふれあい事業によるホースセラピー効果は、訪問先からの反響が大きく、その効果に対する期待する声が寄せられている。

こうした多くの可能性を持つポニー等とのふれあい事業に対する市民ニーズに対応するため、ポニーの飼育業務に加え、「活動拠点の拡充」、「アニマルセラピーへの取り組み」、「派遣事業の充実」、「小動物とのふれあい事業の拡充」の取り組みを図っていく。

○施設概要

(1) ポニー（小型馬） 2頭

（ポニーの数については、市と指定管理者との協議の上、これを変更することができる。）

(2) 小動物（モルモット等） 10匹

（小動物の種類及び数については、市と指定管理者との協議の上、これを変更することができる。）

(3) 動物ふれあい施設（海老名運動公園内）

① 馬房（高架下）	29.12㎡
② 管理事務所（高架下）	12.92㎡
③ 作業場（物置含む）	272.34㎡
④ 馬場（疎林広場）	1,438.49㎡
⑤ 馬場（野外炉）	224.22㎡
計1,977.09㎡	

(4) 車両

馬運車（馬運車の仕様については、別紙馬運車仕様書に定める。）

3.3 関係機関及び指定管理者からみた管理運営上の問題点及び課題の把握

計画にあたって実施した関係機関及び指定管理者ヒアリング等をふまえ、課題の整理を行うと以下ようになる。

表 3.6 関係機関等からみた計画地の課題

項目	施設等	担当課等	内容
メインエントランス増設	—	建設部 道路管理課	・(仮称) 市道 53 号線バイパスは平成 30 年 3 月末に供用開始予定である。供用開始されるとバイパスを利用したアプローチが増加することが想定されるため、運動公園との接続部にメインエントランスを増設する。 ・バイパスの正面に駐車場への案内板を設置することにより、スムーズな誘導が可能となる。
雨水貯留施設	—	建設部 下水道課	・公園全体を対象とした雨水貯留施設は必要である。 ・強雨時に滞水する箇所（芝生広場周辺、修景池周辺）があるので対応を検討する。
駐車場利用状況	—	指定管理者	・大会等のイベントが二つ重なるとほぼ満車の状態になる。（合計 649 台）それ以外の土日祝日は 7～9 割の利用状況である。
資材の搬入、観光バスの駐車	—	指定管理者	・総合体育館は西側駐車場からの搬入。 ・野球場と陸上競技場はそれぞれエントランス広場からの搬入で対応している。 ・観光バスは、エントランス広場に駐車しているが、現行のスペースで対応していて、不足していることはない。
施設運営管理上の問題点	野球場	指定管理者	・スタンドのシート防水が劣化して雨漏りがひどい状態である。 ・部分的な改修は実施しているが、全面的な大規模修繕は実施していない。 ・高校生クラスになるとファールボールがバックネットを超えて場外に飛び出る。バックネットの高さが必要である。 ・会議室はあるが、ミーティングルームがない。
	陸上競技場		・芝の養生期間は設けているが、利用申し込みが多く、実施しにくい状況である。 ・サッカーのキーパー付近やセンターサークル等、集中的に利用されている部分の芝の痛みが激しい。
	多目的広場		・裸地であるがスプリンクラーを設置していないため、乾燥が続くと砂埃が発生する。
	野外炉		・野球場管理事務所で電話での受付を実施しているが、3 月～11 月まで限っては、土日祝日はほぼ予約で埋まっている状態である。 ・12 月～2 月の冬季は風が強く、利用は少ない。 ・現在、使用料金は無料である。
	公園全体		・サインが少ないので、要所々に設置すると利便性を高められる。 ・屋内プール南側と芝生広場及び、調整池部分の地盤が低く、強雨時に滞水する。いずれも 3 年ほど前からの集中豪雨時に発生しているが、今年は降雨時間が比較的短く、滞水する状況にはなっていない。また、調整池のポンプは現在も稼働している。 ・運動公園の規模に見合った貯留施設を設けることで、園内の滞水を解決するよう検討する。 ・冒険広場に遊具が設置されているだけであるが、野外炉や芝生広場に遊具を設置することにより、子供を介した利用者の回遊性が出て、利用者の増加や利便性を高めることにつながるのではないか。
公園利用者からの要望や意見	—	指定管理者	・ドッグラン設置の要望がある。 ・スケートボードの音（タイヤ音でなく園路や施設にぶつかるパタンという音）が、テニスコーチ利用者から苦情があり、テニスコート周辺でスケートボードを行わないよう注意している。現在、スケートボードは縦貫道高架下で行っている。

4. 再整備計画における課題及び前提条件の整理

先に整理した上位・関連計画からみた本計画対象施設の位置づけ・課題、さらに計画地をとりまく現状や計画地において解決すべき課題を整理し、整備方針及び計画条件の設定における前提条件となる事項を抽出整理した。

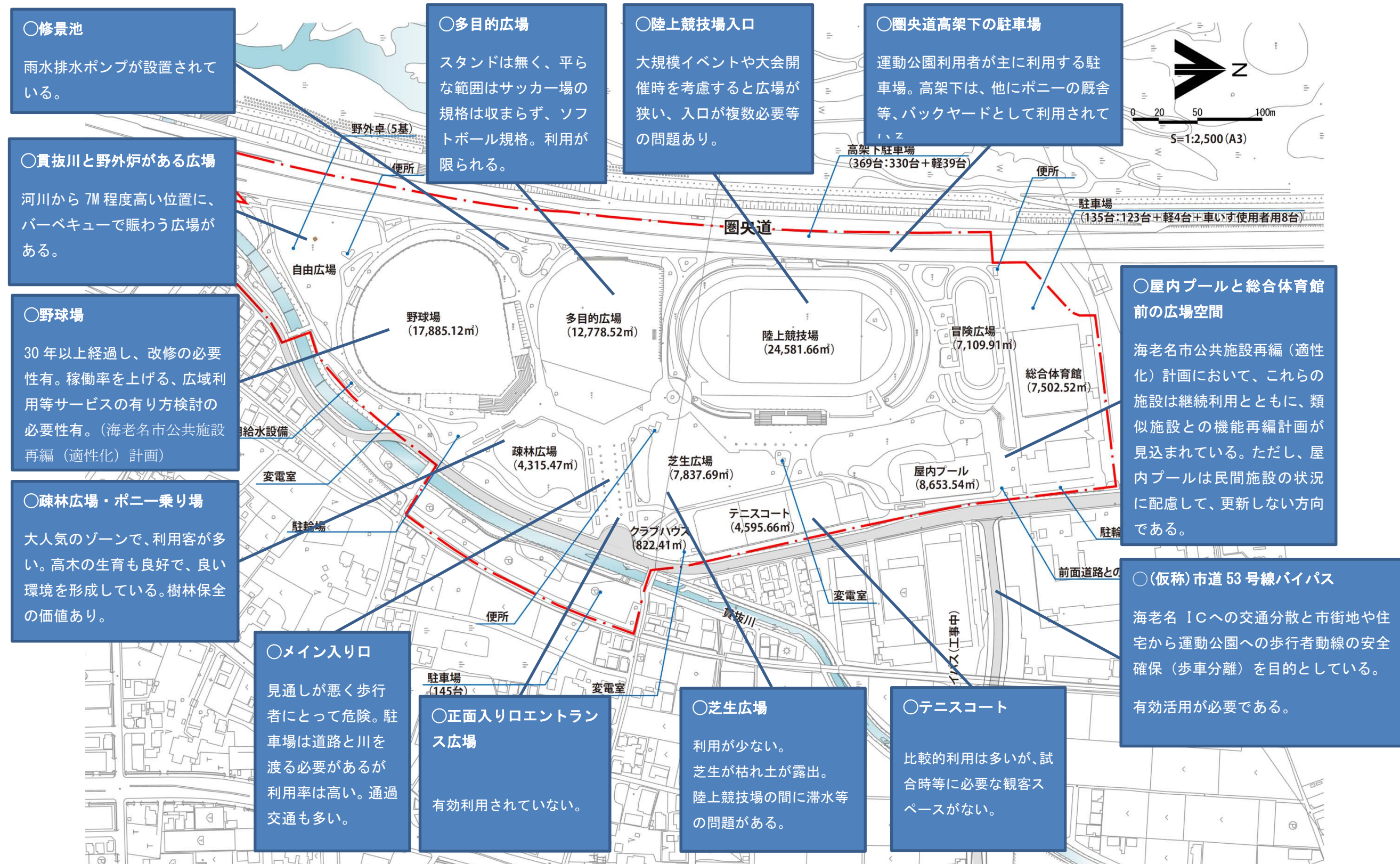
表4.1に、これらについて整理検討した結果を示す。

また、図4.1に、計画地において解決すべき課題を図示により整理したものを示す。

表 4.1 再整備計画における課題及び前提条件の整理

上位計画からみた位置づけ・課題	
【スポーツに係る位置づけ・課題】 ○第2期スポーツ基本計画（平成29年3月24日文科科学省） ○スポーツ・ツーリズム推進基本方針 （平成23年6月14日スポーツ・ツーリズム推進連絡会議）	●スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実 ●魅せるスポーツコンテンツづくりとスポーツ観光まちづくり
【まちづくり・緑からみた取組・課題】 ○かながわグランドデザイン基本構想（平成24年3月神奈川県） ○海老名市第四次総合計画後期基本計画 （平成24年9月海老名市） ○海老名市都市マスタープラン（平成22年9月海老名市）	●乳幼児から高齢者までのライフステージに応じたスポーツ活動の推進、スポーツ活動を拓げる環境づくり ●計画的な維持管理による施設の長寿命化 ●スポーツ活動の推進（市民の生涯スポーツへの参加及び体力向上・健康増進） ●気軽にスポーツを楽しむことのできる施設提供、生涯スポーツの普及啓発・競技スポーツの振興、管理運営で各施設のネットワーク化 ●ユニバーサルデザインへの配慮 ●効率的かつ効果的な公共施設の配置・再編 ●保健・医療・福祉・住宅・教育・スポーツ等の各分野と相互に連携しながら、施設整備 ●行政主導から市民参加による協働のまちづくりへ ●市民をはじめ来訪する人々のレクリエーションの場となる拠点を形成 ●人口規模に対応した適切な公園を確保する（既設公園の拡大） ●特色ある公園づくりを進める（自然と歴史のさんぽみちの整備等、各公園間の連携を強化）
【海老名運動公園整備の方針に係る取組・課題】 ○海老名市第四次総合計画後期基本計画（平成24年9月海老名市） ○海老名市都市マスタープラン（平成22年9月海老名市）	●老朽化した公園施設の改修や適正な植栽管理 ●（計画地の位置づけ）「水と緑のレクリエーション拠点の形成（海老名運動公園）」 ●建築物の耐震化・不燃化、避難路の確保、緊急輸送路となる幹線道路の整備 ●健康増進施設等の機能充実や利用促進を図る必要 ●市民をはじめ来訪する人々のレクリエーションの場となる拠点を形成 ●計画地北側に隣接して、「産業・流通拠点」、東側には「（仮称）市道53号線バイパス」が位置づけ ●市民の散歩、遊戯、運動等総合的な利用 ●特色ある公園づくりを進める（自然と歴史のさんぽみちの整備等、各公園間の連携を強化） ●身近に利用できる公園づくりを進める（運動及び憩いの場、高齢社会や子どもの安全性に配慮した適切な植栽管理、遊具の設置、健康遊具の設置等を踏まえ公園施設の更新） ●水と緑の軸を形成する（「さがみグリーンライン」（水辺の散策路・サイクリングロード等）の整備促進） ●自然体験や環境学習の場としての公園や緑地づくり ●市民参加による公園づくり・市民の主体的な参加による公園の維持管理
○海老名市緑の基本計画（平成20年9月海老名市）	●前回計画で予定した拡大計画を廃止し、現状の区域内で整備 ●道路整備の状況に合わせ、再整備 ●さがみグリーンラインと一体的に利用
○海老名市公共施設再編（適正化）計画（平成29年3月海老名市）	●体育館（当面は継続利用） ●屋外運動施設（陸上競技場や野球場はサービス提供のあり方を検討） ●屋内プール（更新しない）
○海老名市地域防災計画（平成26年8月海老名市防災会議）	●「応急仮設住宅等建設予定地」に指定
○海老名市国民保護計画（平成23年4月）	●武力攻撃事態等への対処（「救援」（死体の処理））において、海老名運動公園体育館に遺体安置所を開設
○海老名市スポーツ健康推進計画（平成25年8月海老名市）	●施設・設備の整備を通じて、スポーツ・レクリエーション活動の場の充実

計画地をとりまく状況	計画地の解決すべき課題
■用途地域：第1種住居専用地域、準防火地域、工業地域 ■土地利用現況 ・北側：その他空地 ・北東側：軽工業用地 ・南東側：住宅用地及び畑地 ■都市計画道路：計画地周辺は改良済み ■沿道の道路幅員：市道53号線15m～22m 6m～12m ■下水道（汚水・雨水）：処理開始済 ■防災拠点 ■海老名市洪水ハザードマップ（相模川版）（平成29年11月） ・「浸水した場合に予想される水深」 ：3.0～5.0m未満の区域→修景池、貫抜川沿 ：0.5～3.0m未満の区域→公園全域 ・「家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）」→疎林広場と野球場の一部を除く公園全域	○野球場：稼働率の向上が必要（海老名市公共施設再編（適正化）計画）。大規模改修が必要（会議室、バックネット、スタンド、雨漏り等） ○陸上競技場入口&広場：大規模イベントや大会開催時を考慮すると広場が狭い。避難時の入口が複数必要。 ○屋内プールと総合体育館前の広場空間：施設は継続利用・類似施設との機能再編（海老名市公共施設再編（適正化）計画）。屋内プールは更新しない方向。 ○多目的広場：サッカー場規格に不足。ソフトボール規格であり、利用が限定される。スタンドは無い。 ○テニスコート：試合等を観戦する観客スペースが必要 ○修景池：雨水貯留施設の改修が必要 ○正面入口エントランス広場：正面入り口として有効利用されていない。駐車場からの利用安全性の確保が課題。 ○芝生広場：陸上競技場間の舗装の劣化、排水不良。 ○疎林広場・ポニー乗り場：大人気のゾーンで、利用客が多い。 ○貫抜川と野外炉がある広場：3月～11月利用が集中。親水の広場の有効活用が必要。（遊具設置等で、利用時期の平準化など） ○駐車場・圏央道高架下の駐車場：イベント時にはほぼ満車となり、対応が必要。 ○資材搬入動線の確保：イベント時、管理上の安全な資材搬入動線への配慮が必要。 ○（仮称）市道53号線バイパス：市街地や住宅から運動公園への歩行者動線の安全確保（歩車分離）。メインエントランスとしての活用が可能。 ○サイン：サインが不足。 ○新たな魅力づくり：ドッグランの要望、スケートボードの騒音問題の解決等



5. 整備方針の設定

前項で整理した再整備計画における課題及び前提条件を整理した結果を受け、本計画地の位置づけ・基本的考え方を設定した上で、整備方針を設定する。また、先に抽出した前提条件とこの整備方針に基づき、プランの検討にあたって基本とする計画条件を設定する。

5.1 計画の位置づけ

上位計画における本計画の位置づけは以下のとおりである。

■計画の位置づけ

- | |
|---|
| <p>【国】 ○スポーツ参画人口（「する」「みる」「ささえる」）の拡大と、そのための人材育成（第2期スポーツ基本計画）</p> <p>【県】 ○スポーツ活動の推進、スポーツ活動を拓げる環境づくりの場（かながわグランドデザイン基本構想）</p> <p>【海老名市】 ○スポーツ推進の場としての位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none">・スポーツ活動の推進（市民の生涯スポーツへの参加及び体力向上・健康増進）の場・気軽にスポーツを楽しむことのできる施設提供の場・生涯スポーツの普及啓発の場・競技スポーツの振興の場（以上、海老名市第四次総合計画後期基本計画） <p>○都市計画としての位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none">・「水と緑のレクリエーション拠点の形成（海老名運動公園）」（海老名市都市マスタープラン） <p>○公共施設の再編の取組としての位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none">・体育館：当面継続利用・屋外運動施設：陸上競技場や野球場はサービス提供のあり方を検討・屋内プール：更新しない（以上、海老名市公共施設再編（適正化）計画） |
|---|

5.2 計画の基本的な考え方

これまでの検討をふまえ、本計画の基本的な考え方を示すと以下のようになる。

■計画の基本的な考え方

- ・ 広く県民・市民の スポーツ参画人口を拡大するとともに、その 人材育成を図る公園づくり
- ・ 海老名市における アスリートの育成のための公園づくり
- ・ 市民の健康増進に向け、子どもから高齢者まで広く 生涯スポーツを普及啓発するための公園づくり
- ・ 広域的なレクリエーション需要に対応する公園づくり



●「する」「みる」「ささえる」スポーツの拠点づくり●

海老名運動公園の特徴である人気の高い野球、サッカー、ラグビー、テニス等の多様なスポーツ施設の効率的な改修及び機能充実を図り、広くスポーツの振興を図るとともに、市民の健康増進や身近なスポーツレクリエーションを楽しむことのできる魅力ある公園づくりを図る。

1. スポーツ・健康増進について

- ・ 学校教育の場としてや、市民のスポーツの場としてふさわしい施設整備を図る。
 - 海老名市を始め広域大会の公式試合や各種大会を開催できる規模・設備を確保（野球場の適正規模、野球場、陸上競技場、テニスコート等の観客スペースの確保、各施設の付帯設備の充実、安全な動線経路の確保）

2. スポーツを楽しむ公園づくりについて

- ・ スポーツをとおした新たなレクリエーション需要の拡大（「する」楽しみ、「みる」楽しみ）を図る。
 - 市民をはじめ来訪する人々のレクリエーションの場拠点を形成（様々な野球観戦スタイルの提供、コンサート活用、陸上競技場のイベント活用、プロムナードのイベント活用、ターゲットバードゴルフ等の導入）
 - 新たな公園利用への対応としてのスケートボードパークの設置

3. 特色ある公園づくりについて

- ・ 「さがみグリーンライン」との一体的な利用により、海老名市の水と緑の軸の形成に資する。
 - さがみグリーンラインと接続するサイクルスポット、ジョギングコースの設定
- ・ 登別市との交流を促進させる。
 - 自然体験（ポニー）の飼育環境、ふれあい環境の充実
- ・ 相模川の雄大な自然に隣接する立地を活かした自然とのふれあいの場を充実させる。
 - 自然とのふれあいや環境学習の場としての水辺（貫抜川）の環境整備

4. 身近な公園づくりについて

- ・市街地にある身近な公園づくりを図る。
 - 遊具や健康遊具の適切な配置・設置
 - 公園におけるペット需要への対応としてのドッグランの設置

5. 既存施設の機能向上について

- ・避難路の確保、緊急輸送路となる幹線道路との接続を図る。
 - 野球場、陸上競技場などの避難誘導路の確保、公園のわかりやすい動線（プロムナード）の確保
 - （仮称）市道 53 号線バイパスの接続
 - ユニバーサルデザインへの配慮（バリアフリールートの設定）
- ・人口規模や利用者規模に対応した適切な公園施設の設定を図る。
 - 利用規模や来訪者数に基づく適切な規模設定（野球場、駐車場）

6. 防災拠点としてについて

- ・災害時の対応を図る。
 - 応急仮設住宅設置の場としての計画提示
 - 海老名運動公園体育館に遺体安置所の設定（武力攻撃事態等への対処）

7. 市民参加による公園づくりについて

- ・行政主導から市民参加による協働のまちづくりとして、市民参加による公園づくりを図る。
 - 市民の主体的な参加による公園の維持管理

5.3 整備方針

海老名運動公園の再整備にあたっては、次の5つの整備方針に基づくものとする。

1. 陸上競技場の再整備

ラグビーワールドカップ公認キャンプが実施可能なフィールドの整備を図るとともに、場内避難路の増設を行うことにより、大規模イベント開催時における来場者の安全に配慮した整備を図る。

2. 多目的利用の可能な野球場の再整備

本格的な野球場として、高校野球夏季予選大会や大学野球リーグ、プロ野球2軍戦などの高いレベルの競技が行える球場の整備を図るとともに、ライブコンサートやイベントなどの野球以外の利用が可能な施設への整備を図る。

3. 多目的広場の再整備

多目的広場の改修により、サッカーなどのゲームや大会の開催、少年野球などの練習用グラウンド、各種イベントなどに活用が可能な球技場や広場への再整備を図る。

4. ニュースポーツ・健康・レクリエーション・いやし機能の充実

ボルダリングやスケートボードなどの新たなスポーツ施設の設置、ウォーキングやジョギングなどスポーツ健康運動や子供の健全な育成、市民の休養・休息の場となる施設の整備を図る。また、現行のポニー乗馬に加え、ペット等の動物とのふれあいの場を整備し、いやし機能の充実を図る。

5. 安全・安心な公園とアクセスの強化

平時より安全で、安心して公園を利用できるとともに、イベント開催時における災害発生等の緊急時に活用可能な避難路等の防災機能を備えた施設や園路への再整備を図る。

6. 計画条件の検討と設定

6.1 野球場規模の検討

再整備計画の対象施設の中でも大きな要素となる野球場について、整備方針及び問題点と課題に基づき、規模等に係る比較検討を行うと以下ようになる。

表 6.1 野球場規模の検討

スタンド規模 (収容人員)		1,400 人 (現況施設)	5,000 人	8,000 人	10,000 人
建設コスト概算		—	25 億円	30 億円	35 億円
施設内容 スタンド (スタンドした・壁 面等の施設)		—	△	○	◎
		—	室内練習場	室内練習場 ・ボルダリング	室内練習場 ・ボルダリング ・フットサル等
利 用 見 込 み	高校	—	×	○	◎
	大学	—	×	○	◎ 首都・東都 リーグ
	社会人 ・プロ	—	○ 社会人	○ 社会人	◎ ノンプロリーグ ・プロオープン 戦
収益性	ネーミング ライツ	—	×	○	◎
	広告	—	×	○	◎
防災機能		—	小規模	中規模	大規模
整備手法(補助)等		—	補助	補助	PFI・補助

以上の比較検討の結果、稼働率を上げる野球以外に多目的な利用が可能な 10,000 人規模とする。

6.2 計画条件の設定

今までの前提条件の整理、位置づけ・コンセプト、整備方針等をふまえ、各施設の再整備における計画条件を表 6.2 に示すとおり設定した、

表 6.2 施設機能と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
総合体育館	7,502.52 m ² （海老名運動公園都市公園台帳より）	○現状維持
野球場	17,885.12 m ² （海老名運動公園都市公園台帳） ○屋内設備：ダッグアウト、通路、ホール、物入れ、廊下（鉄筋コンクリート造） ○内野スタンド：2,142.08 m ² （建築面積 827.32 m ² ） ○スコアボード、給水ポンプ室	○公認野球規則規格（出典：屋外体育施設の建設指針（公財）日本体育施設協会） ：PP～HB18.44m、各塁間 27.43m、HB～バックネット 18.29m 以上、HB～ライト・レフト 99.06m、HB～センター121.92m、面積（グラウンド）≒14,000 m ² 以上 ○方位の基準（出典：屋外体育施設の建設指針（公財）日本体育施設協会） ：競技者を主とした場合：北～北北東 ：観衆を主とした場合：西南西～南西（野球規則に準ずる場合） ○観覧席：約 10,000 人（配置条件により、多少の増減は許容）
陸上競技場	24,581.66 m ² （海老名運動公園都市公園台帳より）	○現状機能の維持＋避難口全 4 箇所の確保（2 箇所追加）
屋内プール	8,653.54 m ² （海老名運動公園都市公園台帳より）	○見直しなし ※「海老名市公共施設再編（適性化）計画」（平成 29 年 3 月海老名市）において、短期（10 年以内）は「運動公園内屋内プールは民間施設の状況も考慮し更新しない方向で検討する。」としている。
テニスコート	4,595.66 m ² （2,481.13 m ² 、2,114.53 m ² ） （海老名運動公園都市公園台帳より）	○試合観戦のための観客スペースの確保
クラブハウス	822.41 m ² （海老名運動公園都市公園台帳より）	○現状維持
多目的広場	12,778.52 m ² （海老名運動公園都市公園台帳より）	○公認サッカーコートの規格を確保 ・サッカー協会公認規格 【公益財団法人日本サッカー協会】・長さ 90～120m：幅 45～90m ※公式試合の場合は「105m×68m」が一般的 ・できる限り観覧スペースを設ける ○調整池機能の確保
修景池	909.97 m ² （海老名運動公園都市公園台帳より）	○配置計画により移動可能
冒険広場	7,109.91 m ² （海老名運動公園都市公園台帳より）	○配置計画により移動可能
芝生広場	7,837.69 m ² （海老名運動公園都市公園台帳より）	○配置計画により移動可能
疎林広場	4,315.47 m ² （海老名運動公園都市公園台帳より）	○配置計画により移動可能であるが、ポニー乗場としての機能を確保
自由広場	1,982.11 m ² （海老名運動公園都市公園台帳より）	○バーベキュー場としての機能確保
駐車場	12,648.23 m ² （6,079.47 m ² 、4,577.98 m ² 、1,990.78 m ² ） （海老名運動公園都市公園台帳より）	○現状（以上）を確保 ・合計 649 台（598 台＋軽 43 台＋身障者用 8 台） ※高架下駐車場 369 台（330 台＋軽 39 台）、西側駐車場 135 台（123 台＋軽 4 台＋身障者用 8 台）、貫抜川駐車場 145 台
駐輪場	436.15 m ² （20.08 m ² 、416.07 m ² ）（現在なし：455.50 m ² ） （海老名運動公園都市公園台帳より）	○配置計画により検討
その他	63,161.04 m ²	○サービヤード、園路、植栽地、水辺の広場等
合計面積	175,220 m ² （海老名運動公園都市公園台帳より）	

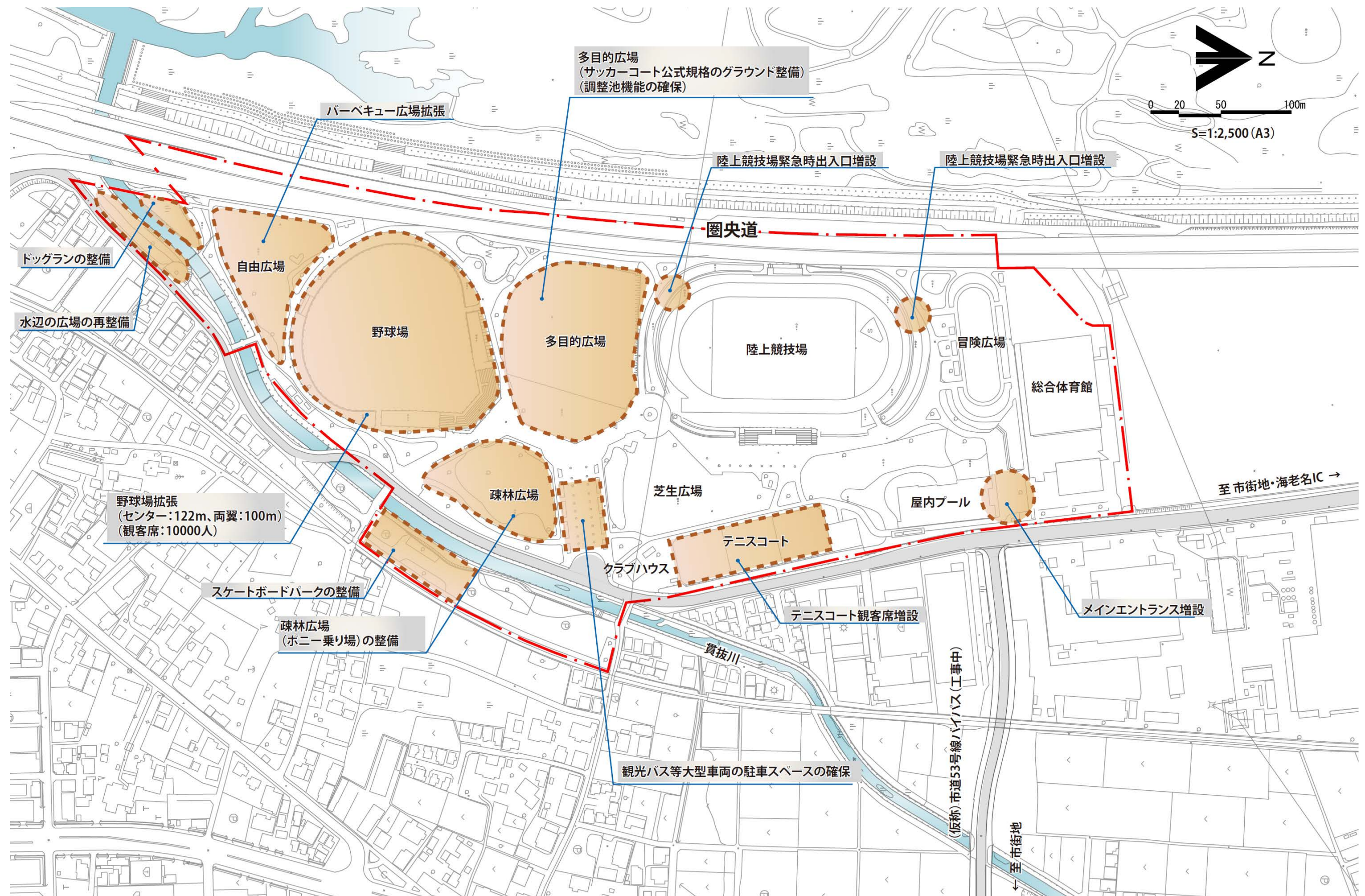


図 6.1 計画条件図

7. 導入施設及び施設配置計画

7.1 導入施設及び施設配置計画の検討

各施設に要求される計画条件を検討し、以下に導入施設及び施設配置について 3 つの案を作成した。次表に計画案 1 から 3 の施設内容を示し、図 7.1～図 7.3 に各案の施設配置計画図を示す。

表 7.1 計画案１・２・３の導入施設の種類、規模、配置等

現 状		計画案 1（現状機能拡充型）	計画案 2（野球場反転型）	計画案 3（野球場・多目的広場一体型）
施設配置の考え方		○現況の配置計画を活かしつつ、野球場と、多目的広場（サッカーコート）の大幅拡充を図る案	○野球場の配置検討（反転）により、多目的広場（サッカーコート）との競合を回避しつつ、大幅拡充する案	○野球場と多目的広場（サッカーコート）を部分的に重ねて一体型の整備を図ることにより、開放的で余裕のある公園計画とする案
総合体育館	7,502.52 ㎡	現状維持		
野球場	17,885.12 ㎡	○公認規格 ○面積は約 20,000 ㎡、観客席面積約 6,000 ㎡、観客席約 10,000 人の規模	○公認規格 ○ホームベース-ライトレフト方位を反転 ⇒観客とバッターが順光の方位 ○面積は約 19,500 ㎡、観客席面積約 5,700 ㎡、観客席約 10,000 人の規模（外野スタンドはベンチ）	○公認規格 ○面積は約 24,000 ㎡、観客席面積約 6,000 ㎡、観客席約 10,000 人の規模
陸上競技場	24,581.66 ㎡	○緊急用の出入口 2 箇所を増設（合計 4 箇所）		
屋内プール	8,653.54 ㎡	現状維持		
テニスコート	4,595.66 ㎡	観客スペースの確保		
クラブハウス	822.41 ㎡	現状維持		
多目的広場	12,778.52 ㎡	○多目的広場にサッカーコート「105m×68m」を設置 ・多目的広場（サッカーコート）両側は W=6m の園路を確保 ○多目的広場に調整池機能を確保		○多目的広場にサッカーコート「105m×68m」を設置 ・観客エリア及びウォームアップエリアを確保 ・多目的広場（サッカーコート）は、サイドライン長軸が東西方向 ○多目的広場に調整池機能を確保
修景池	909.97 ㎡			
冒険広場	7,109.91 ㎡	現状維持		
芝生広場	7,837.69 ㎡	○ターゲットバードゴルフや遊具の設置		
疎林広場（ポニー）	4,315.47 ㎡	○野球場等の拡大及びスムーズな園路構成とするため、縮小（3,000 ㎡）		
自由広場	1,982.11 ㎡	○バーベキュー広場として 4,500 ㎡に拡充	○バーベキュー広場は 2,600 ㎡に縮小	○野球場の再配置に伴い、現況広場部分(約 4,600 ㎡)を 6,600 ㎡に拡大
駐車場	12,648.23 ㎡ 649 台	○現況駐車場は 649 台⇒620 台+35 台（臨時駐車場） ○イベント時大型バス（7 台）は、現状のプロムナードを活用		
駐輪場	436.15 ㎡ 335 台	○建設当時と同程度（合計 335 台：体育館約 170 台、既存プロムナード約 150 台、野球場約 15 台） ○さがみグリーンライン自転車道からの利用に配慮し、適所にサイクルスポット（2 箇所）を整備		
その他（園路・緑地）	63,161.04 ㎡	○水辺の広場の再整備（安全で親水性のある水辺空間） ○貫抜川右岸側（高水敷）にドッグラン（約 700 ㎡）を整備 ○ジョギングコース約 1.3km（≒1.28km／現状約 1.2km より伸長）を設定 ○さがみグリーンライン自転車道との接続したロングコースを設定		
合計	175,220 ㎡	※現状の運動施設率 36.5%（64,04.91 ㎡）OK		

[illegible]

1

■海老名運動公園 計画案 2（野球場反転型）

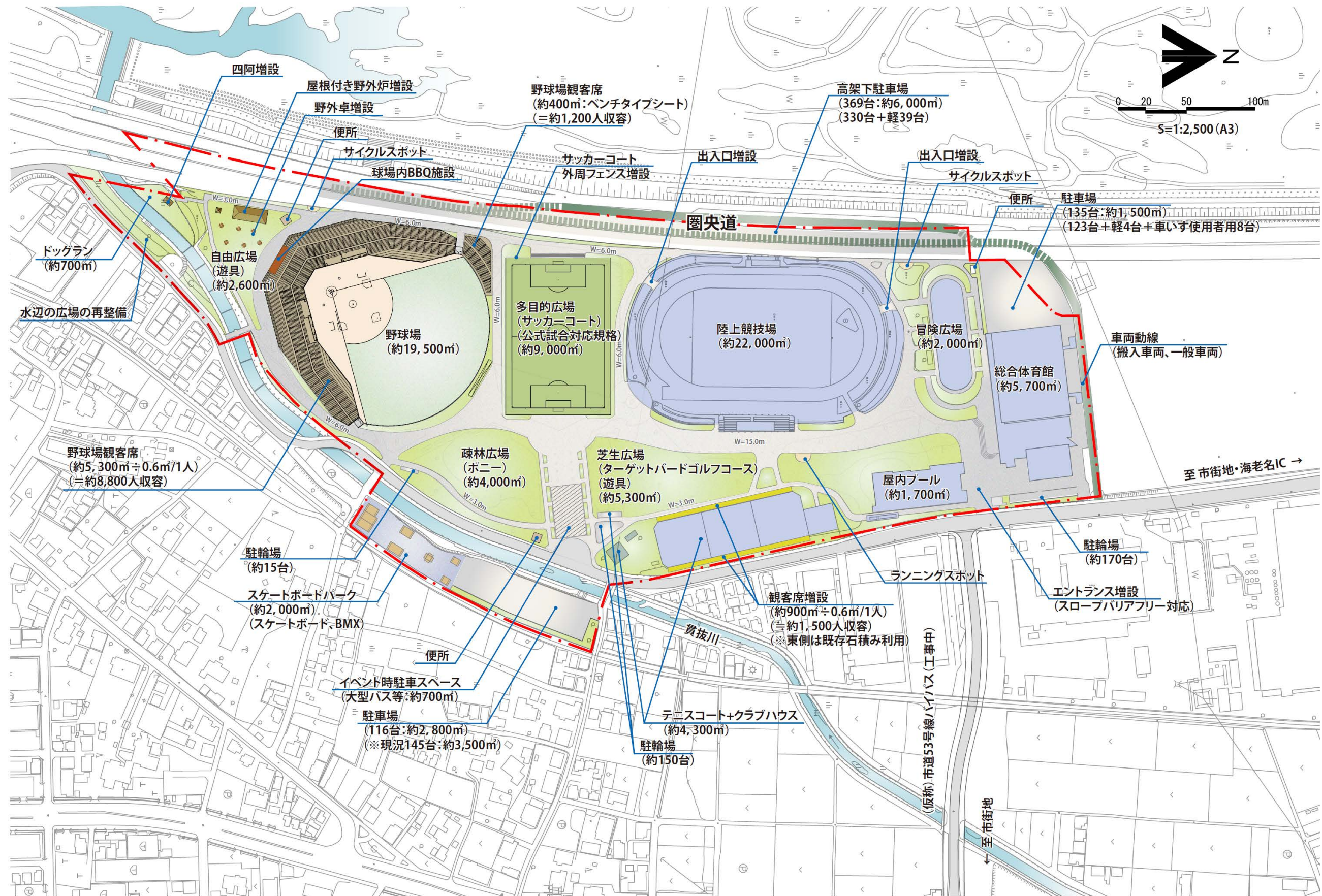


図 7.2 計画案 2（野球場反転型）

■海老名運動公園 計画案 3（野球場・多目的広場一体型）

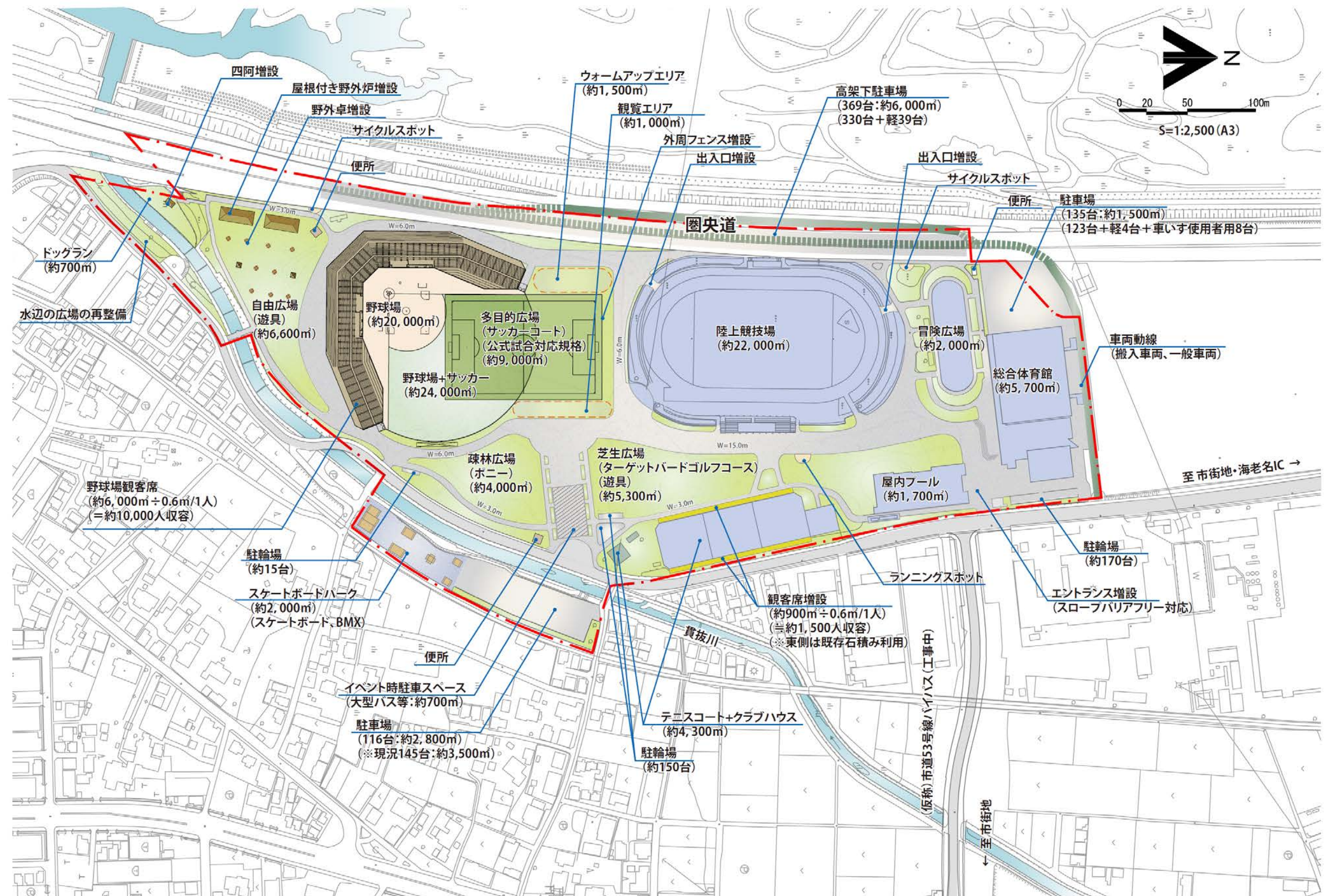


図 7.3 計画案 3（野球場・多目的広場一体型）

7.2 施設配置計画案の比較検討

施設配置上の大きな要素となる野球場の配置について比較検討を行う。なお、合計点数は○：1点、×：0点とした。

野球場の配置を反転させることにより、無理なく、多目的広場に公式試合対応規格のサッカーコートの広さを確保しつつ、計画条件を満たす多様な機能を強化することができる。計画案2(野球場反転)を計画案とした。

表 7.2 計画案 1・2・3 の比較検討結果表

	計画案 1（現状機能拡充）	計画案 2(野球場反転)	計画案 3（野球場・多目的広場一体）
施設配置の考え方	現況の配置計画を活かしつつ、野球場と、多目的広場の大幅拡充を図る。	野球場の配置検討（反転）により、多目的広場との競合を回避しつつ、大幅拡充する。	野球場と多目的広場を部分的に重ねて一体型の整備を図ることにより、開放的で余裕のある公園計画とする。
野球場の配置（方位）	現状のままの配置で、スタンド・ホームベースを北東側に配置する。（観客は逆光で観戦する）	現状の配置を反転してスタンド・ホームベースを南東に配置する。（観客は順光で観戦する）	現状の配置を反転してスタンドとホームベースを南東に配置する。（観客は順光で観戦する）
	観客の視点	○	○
	バッターの視点	○	○
	守備側の視点	×	×
利用者の動線	エントランスから野球場のメイン入り口が近い	エントランスから野球場のメイン入り口が遠い	エントランスから野球場のメイン入り口が遠い
	○	×	×
観客席数、観客席面積	10,000 人、6,000 m ²	10,000 人、5,700 m ²	10,000 人、6,000 m ²
	○	○	○
多目的広場への影響	スタンドの日影ができるのでプレイに支障が出る	スタンドの日影はできないのでプレイに支障はない	スタンドの日影はできないのでプレイに支障はない
	×	○	○
植栽への影響	スタンドの日影により樹木の生育に支障が出る	スタンドの日影はないので樹木の生育に支障はない	スタンドの日影はないので樹木の生育に支障はない
	×	○	○
景観への影響	・スタンドを北東側に配置することにより、スタンドの壁面が視界を妨げ、広がりのある景観の確保が難しくなる。	・スタンドを南西側に配置することにより、エントランスからの視点において、野球場から多目的広場にかけての広がりのある公園景観が確保できる。	・スタンドを南西側に配置することにより、エントランスからの視点において、野球場と多目的広場が一体となっているため、広がりのある公園景観が確保できる。
	×	○	○
競技種目の独立性	野球場と多目的広場が独立しているため競技種目の独立性は保たれる	野球場と多目的広場が独立しているため競技種目の独立性は保たれる	・野球場と多目的広場が部分的に重なっていることによりどちらかの競技種目の開催に限られる
	○	○	×
調整池の配置の影響	多目的広場に限定される	多目的広場に限定される	野球場と多目的広場一体に影響が出る
	○	○	×
概算工事金額(運動公園全体)	6,900,000 千円	6,900,000 千円	6,800,000 千円
	○	○	○
合計点数	6	9	7

7.3 再整備計画の設定

比較検討の結果選定した計画案2（野球場反転型）について、さらに改良を加えた再整備計画を立案した。

■再整備計画のポイント

①野球場

- ・ 公認規格の確保、・ 配置の方位を反転
- ・ 1万人規模の観客席の確保
- ・ 付属施設の充実
- ・ 防災機能の確保
- ・ イベント時の多様な活用

②多目的広場

- ・ 公式規格サッカーコート の 規模 を 確保
- ・ 多様なスポーツ種目の用途に応える整備
- ・ イベント時の多様な活用
- ・ 調整池機能の確保

③公園全体の多様な機能の拡充

- ・ 陸上競技場の出入口増設による機能拡充
- ・ スケートボードパーク、ドックランの新設
- ・ 芝生広場ターゲットバードゴルフコースの新設
- ・ 疎林広場のポニー乗馬場の再整備
- ・ テニスコート観覧席確保、水辺の広場の再整備
- ・ 駐車場、駐輪場の適正配置

改良ポイント：野球場スタンド

バリアフリー機能を確保し、1万人の観客席を確保

- ・車いす利用者用の席を 100 人分確保する。

多様なスポーツ活動の場や、管理機能等を拡充

- ・外壁のボルダリング場や、室内競技施設も確保する。
- ・多目的広場等利用者向け更衣室や管理施設を確保する。



改良ポイント：野球場外野ゾーン

イベント対応等多目的機能をさらに強化

- ・ 外野を周囲の園路広場と同じ高さに設定し、可動式防球フェンスや出入口がある防球ネットを導入することにより、コンサート等イベント時のオープンな利用ができるようにする

改良ポイント：プロムナード

イベント対応等多目的機能をさらに強化

- ・陸上競技場から野球場をつなぐ中央園路の幅員を大幅に広げ、イベント時に出店等を配置できる広いプロムナードを創出する。
- ・プロムナードを拡張する際に支障となる既存樹木は整理し、新たに街路樹を植栽し、緑陰を確保し、みどりの景観を復元する。

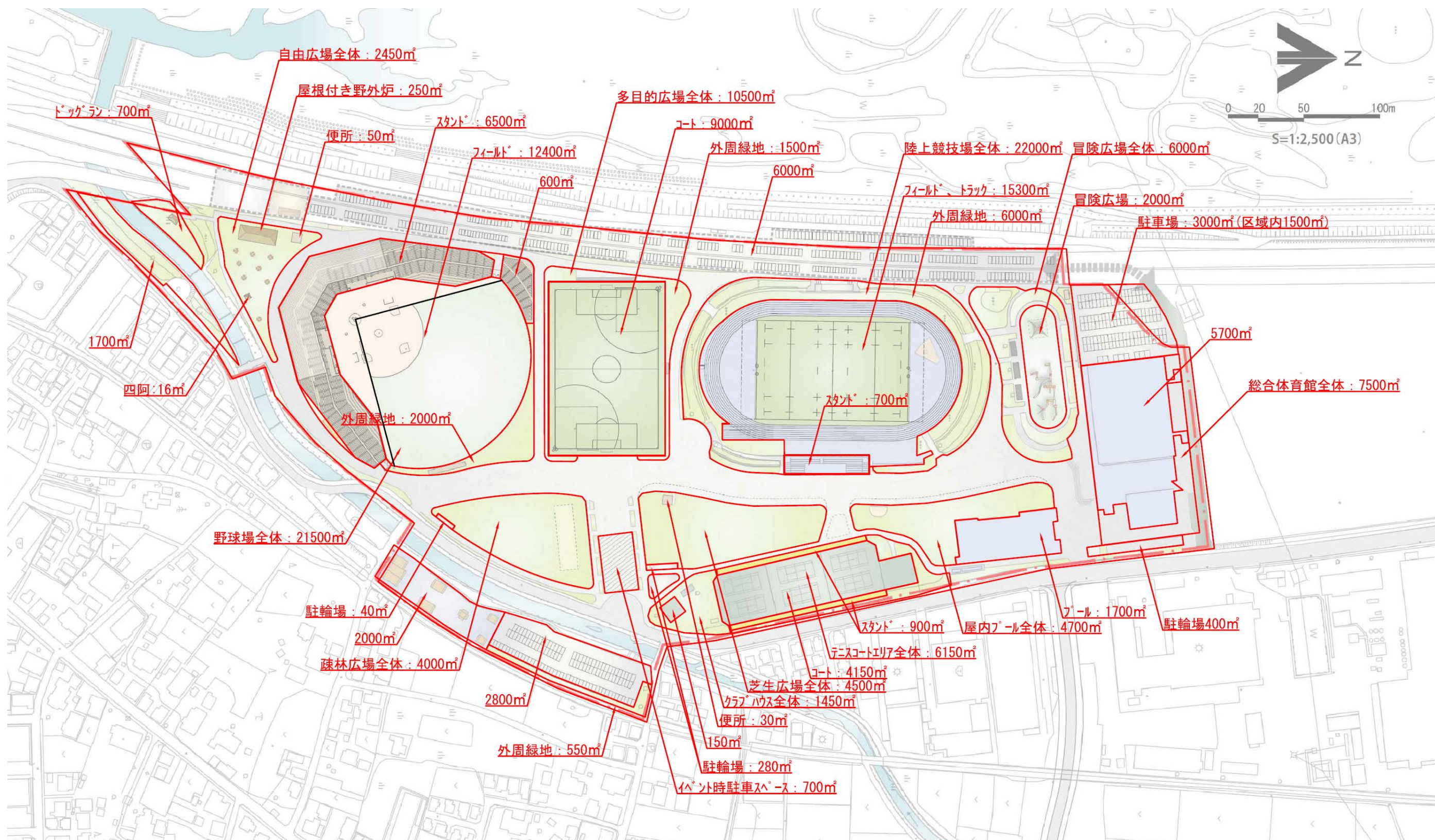
■海老名運動公園 基本計画図



■再整備計画 施設整備設定表

施設・機能	施設面積	整備概要
総合体育館	5,700 m ² （建築） 1,800 m ² （外周緑地ほか）	○現状維持
	合計 7,500 m ²	
野球場	12,400 m ² （フィールド） 6,500 m ² （内野観客スタンド） 600 m ² （外野観客スタンド） 2,000 m ² （外周緑地）	○公認規格の確保 ○観客席の拡充（約 10,000 人） ○屋内設備の充実 屋内ブルペン、屋内練習場、ダッグアウト、通路、ダンス等室内競技兼用ホール、会議室、器具庫、倉庫等の必要な諸室 ○附帯設備の充実 スタンド屋根、スコアボード、バックスクリーン、スタンド外周部ウォール（落下防止柵）、外野フェンス、ナイター照明、給水ポンプ室等 ○クライミングウォール（ボルタリング） ○防災施設としての活用（応急仮設住宅 200 戸） ○イベント会場（コンサート会場等）としての活用（アリーナ部 10,000 人）
	合計 21,500 m ²	
陸上競技場	15,300 m ² （フィールド、トラック） 700 m ² （観客スタンド） 6,000 m ² （外周緑地）	○現状機能の維持 ○避難口全 4 箇所の確保（2 箇所追加） ○施設の充実について検討（ラグビー場としての活用促進、スタンド改修や芝の改修等）
	合計 22,000 m ²	
屋内プール	1,700 m ² （プール） 3,000 m ² （外周緑地）	○現状維持（更新はなし） ※撤去後を検討（エントランス、スケートボードパーク等）
	合計 4,700 m ²	
テニスコート	4,150 m ² （テニスコート） 900 m ² （観客スタンド） 1,100 m ² （外周緑地）	○現状維持 ○観客席（≒ 150 人収容）
	合計 6,150 m ²	
クラブハウス	150 m ² （クラブハウス） 1,300 m ² （外周緑地）	○現状維持
	合計 1,450 m ²	
多目的広場	9,000 m ² （広場） 1,500 m ² （外周緑地）	○サッカー、少年野球、ソフトボール等人工芝を活用した多目的利用施設 ○周辺への管理動線の確保 ○調整池機能の確保 ○イベント時のパブリックビューイング会場としての活用（多目的広場 8,000 人）
	合計 10,500 m ²	

施設・機能	施設面積	整備概要
修景池	-	○多目的広場へと改修
冒険広場	2,000 m ² （遊具広場） 4,000 m ² （外周緑地ほか）	○現状維持
	合計 6,000 m ²	
芝生広場	4,470 m ² （広場） 30 m ² （便所）	○広場状の園路（プロムナード）として拡幅 ○ターゲットバードゴルフや遊具の設置
	合計 4,500 m ²	
疎林広場	4,000 m ² （広場）	○ポニー乗場としての機能を確保
	合計 4,000 m ²	
自由広場	2,134 m ² （広場） 250 m ² （屋根付き野外炉） 16 m ² （四阿） 50 m ² （便所）	○バーベキュー機能の確保（一部、野球場へ移設）
	合計 2,450 m ²	
スケートボードパーク	2,000 m ² （コース）	○バンク：単純斜面、凹凸曲面、ハーフパイプ、周囲フェンス等（兼用 臨時駐車場 35 台）
	合計 2,000 m ²	
ドッグラン	700 m ² （ドッグラン）	○貫抜川右岸側（高水敷）をドッグランとして活用
	合計 700 m ²	
駐車場	6,000 m ² （高架下） 3,000 m ² （総合体育館西側） 2,800 m ² （貫抜川左岸）	○現状（649 台：普通車 598 台＋軽 43 台＋身障者用 8 台） ⇒620 台（普通車 569 台＋軽 43 台＋身障者用 8 台）＋大型バス 7 台＋臨時駐車場 35 台
	合計 11,800 m ²	
駐輪場	400 m ² （総合体育館前） 280 m ² （南側旧エントランス） 40 m ² （公園南側）	○建設当時と同程度 合計 335 台：体育館約 170 台、既存プロムナード約 150 台、野球場約 15 台 ○サイクルスポットの確保 ○さがみグリーンラインとの接続
	合計 720 m ²	
その他	69,250 m ²	○水辺の広場（貫抜川） ○ジョギングコース（約 1.3km） ○さがみグリーンライン自転車道と接続したロングコースを設定
合計面積	175,220 m ²	175,220 m ² （海老名運動公園都市公園台帳より）
運動施設率	○多目的広場を除いた面積 65,300 m ² ／175,220 m ² =37.3% OK ○多目的広場を含めた面積 75,800 m ² ／175,220 m ² =43.3% OK	



7.4 都市公園法との整合検討

公園を設計する際には、都市公園法により以下の制限があるため留意する必要がある。

設定した施設配置計画について試算した結果、次表に示すとおり、制限内に納まることを確認した。

【建ぺい率制限（法第4条第1項、施行令第6条）】

表 7.3 建ぺい率制限（法第4条第1項、施行令第6条）（面積：維持管理運営対象施設）

施設名称	建築物名称	延床面積 (㎡)	建築面積 (㎡) ① +②=12%	①通常の公園施設 2% (法第4条第1項)	②休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫、他応急対策施設 10% (法第4条第1項施行令第6条)	備考
総合体育館	総合体育館	6,064.63			6,064.63	出典:維持管理運営業務より
野球場	内野スタンド	2,142.08	847.57		847.57	出典:維持管理運営業務より
	スコアボード	53.12	26.56		26.56	※
	給水ポンプ室					
陸上競技場	スタンド	1,439.32	803.38		803.38	出典:維持管理運営業務より
屋内プール	屋内プール	2,521.32	2,024.53		2,024.53	出典:維持管理運営業務より
テニスコート	更衣室	100.00	114.49		114.49	出典:維持管理運営業務より
	倉庫		14.58		14.58	5.4×2.7 =14.58
トイレ	冒険広場トイレ		17.69	17.69		6.375×2.775 =17.690625
	バーベキュー広場					
	芝生広場					
ポニー厩舎	高架下		29.12		29.12	出典:維持管理運営業務より
	管理事務所高架下		12.92		12.92	出典:維持管理運営業務より
合計			9,955.47	17.69	9,937.78	総合体育館は延床面積
建ぺい率	敷地全体面積	175,220.00	5.68%	0.01%	5.67%	OK

- ・備考欄※：野球場スコアボードは広告板（工作物）扱いとするケースもある。（建築基準法施行令第138条工作物の指定）

表 7.4 建ぺい率制限（法第 4 条第 1 項、施行令第 6 条）
（面積：公共施設再編（適正化）計画、維持管理運営対象施設）

施設名称	建築物名称		建築面積 (㎡) ①+ ②=12%	①通常の公 園施設 2%(法 第 4 条 1 項)	②休養施設、 運動施設、教 養施設、備蓄 倉庫、他応急 対策施設 10% (法第 4 条 1 項施工令第 6 条)	備考
総合体育館	総合体育館		9,466		9,466.00	出典:公共施設再編 (適正化)計画/建 物の施設面積(㎡)
野球場	内野スタン ド		2,142		2,142.00	出典:公共施設再編 (適正化)計画/建 物の施設面積(㎡)
	スコアボー ド		26.56		26.56	※
	給水ポンプ 室					
陸上競技場	スタンド		1,319		1,319.00	出典:公共施設再編 (適正化)計画/建 物の施設面積(㎡)
屋内プール	屋内プール		2,521		2,521.00	出典:公共施設再編 (適正化)計画/建 物の施設面積(㎡)
テニスコー ト	更衣室		114.49		114.49	出典:維持管理運営 業務より
	倉庫		14.58		14.58	5.4×2.7=14.58
トイレ	冒険広場ト イレ		17.69	17.69		図上計測
	バーベキュー ー広場					
	芝生広場					
ポニー厩舎	高架下		29.12		29.12	出典:維持管理運営 業務より
	管理事務所 高架下		12.92		12.92	出典:維持管理運営 業務より
合計			15,663.36	17.69	15,645.67	総合体育館は延床 面積
建ぺい率	敷地全体面 積	175,220.00	8.94%	0.01%	8.93%	OK

・備考欄※：野球場スコアボードは広告板（工作物）扱いとするケースもある。（建築基準法施行
令第 138 条工作物の指定）

■基本計画図 CAD 計測による確認

【建ぺい率制限（法第 4 条第 1 項、施行令第 6 条）】

表 7.5 建ぺい率制限（法第 4 条第 1 項、施行令第 6 条）

施設名称	建築物名称	建築面積（㎡）	備考
総合体育館	総合体育館	5,700	面積は基本計画図 CAD 計測による
野球場	内野スタンド	6,500	面積は基本計画図 CAD 計測による
	外野スタンド	600	面積は基本計画図 CAD 計測による
	スコアボード	75	※
陸上競技場	スタンド	700	面積は基本計画図 CAD 計測による
屋内プール	屋内プール	1,700	面積は基本計画図 CAD 計測による
テニスコート	クラブハウス	150	面積は基本計画図 CAD 計測による
	倉庫	14.58	5.4×2.7 =14.58
	スタンド	900	面積は基本計画図 CAD 計測による
トイレ	冒険広場トイレ	17.69	6.375×2.775 =17.690625
	自由広場	50	面積は基本計画図 CAD 計測による
	芝生広場	30	面積は基本計画図 CAD 計測による
ポニー厩舎	高架下	29.12	出典：維持管理運営業務より
	管理事務所高架下	12.92	出典：維持管理運営業務より
屋根付き屋外炉		250	面積は基本計画図 CAD 計測による
合計		16,729.31	
建ぺい率	敷地全体面積 175,220.00	9.55%	OK

・備考欄※：野球場スコアボードは広告板（工作物）扱いとするケースもある。（建築基準法施行令第 138 条工作物の指定）

【運動施設の設置の制限（施行令 8 条）】

動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の 50%を超えてはならない。

表 7.6 運動施設の面積率の確認

施設名称	面積（㎡）	運動施設率（％）
総合体育館	7,500	
野球場	21,500	
陸上競技場	22,000	
屋内プール	4,700	
テニスコート	6,150	
クラブハウス	1,450	
スケートボードパーク	2,000	
合計	65,300	37.3 OK
敷地全体面積	175,220	

【多目的広場を加算した場合】

多目的広場	10,500	
合計	75,800	43.3% OK
敷地全体面積	175,220	

※運動施設面積は図上 CAD 計測による。

【公園施設の設置基準の特例について】

建築物の設置基準については、以下を遵守する必要がある。

○「海老名市都市公園条例」

：「(公園施設の設置基準) 第1条の4」

：「(特定公園施設の基準) 第1条の5」

○「海老名市都市公園条例施行規則」

：「(公園施設の設置基準の特例) 第4条」

：「(特定公園施設の基準) 第5条」

それぞれを以下に示す。

○海老名市都市公園条例

(公園施設の設置基準)

第1条の4 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他規則で定める特別な場合は、規則で定める範囲内でこれを超えることができる。（平成24年条例35・追加）

(特定公園施設の基準)

第1条の5 都市公園に特定公園施設の新設、増設又は改築を行う場合においては、高齢者、障害者等の移動等円滑化を図るため、規則で定める基準に適合するように行うものとする。（平成24年条例35・追加）

○海老名市都市公園条例施行規則

(公園施設の設置基準の特例)

第4条 条例第1条の4ただし書の規則で定める特別な場合は別表第2左欄に掲げる建築物を設ける場合とし、同条ただし書の規則で定める範囲はそれぞれ同表右欄に掲げる範囲とする。（平成24年規則44・追加）

(特定公園施設の基準)

第5条 条例第1条の5の規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。

2 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、別表第3の基準によらないことができる。

政令改正③「運動施設率の参酌基準化」



令8条第1項

- 運動施設率（都市公園の運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合）は、100分の50を超えてはならないとしてきた
- 一方、当該基準により、既設の運動施設のバリアフリー化を行う際にその敷地面積が増加する場合や国際基準に対応するための改修により敷地面積が増加する場合など、社会状況等の変化に対応した改修等が困難となる事例も生じている

地域の実情に応じた運動施設整備を可能とするため、 運動施設率を参酌基準化

●都市公園法施行令

第八条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の五十をこえてはならない。



第八条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の五十を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の五十）を超えてはならない。

注意！

○施行から1年以内に条例で、50／100を参酌して運動施設率を定めることが必要！

43

図 7.5 運動施設立の参酌基準化

出典：都市公園法改正のポイント（都市局 公園緑地・景觀課）

8. 動線計画

施設配置の設定に続き、動線計画の検討を行う。

- ・動線は、広場状園路（W=22m、W=20m）、主園路（W=6m）によって構成させる。
- ・また、それぞれの園路を活用してジョギングコース、バリアフリールートを設定する。

（プロムナード（広場状園路）について）

- ・施設の改修に伴い、公園の骨格を形成する主動線としてプロムナードを創出する。
- ・プロムナードは、広場状の幅員の園路であり、わかりやすい公園形成に資する。
- ・さらに、プロムナードから派生した動線により、各施設を結び、利用及び管理の容易な形態とする。
- ・プロムナードは、イベント時等の自由な活用を可能とする。（例：お祭り等における出店の設置箇所としての活用等）
- ・動線構成及び動線計画図を以下に示す。

表 8.1 動線の構成

名称	幅員（W=m）	内容
プロムナード（広場状園路） ※イベント時等の自由な活用を可能	W=20m	・ イベント時出店スペース W=5m + 広場状園路 W=15m（広場的な扱い）
南側旧エントランス（広場状園路）	W=22m	・ 広場的な扱い + イベント時駐車スペース（大型）
主園路	W=6m	・ 来園者とトラック 1 台がすれ違い ・ 緊急車両の通行
ジョギングコース	W=3m	・ ジョギングコース分 W=2m（2 人歩き） + 1 人歩き W=1m
	W=6m	・ ジョギングコース分 W=2m（2 人歩き） + 1 人歩き W=1m + 管理用トラック W=3m
バリアフリールート	主園路活用	—
車両動線	主園路活用	—

表 8.2 (参考) 園路の幅員

取 扱 い	幅 員	参 考
広場的な扱い。	15m以上	車 道 ① 1 車線 3 m 以上、2 車線 5.5 m 以上の幅員 ② 曲線半径は 30 km/h で 30 m、一般に 40 km/h で最小半径は 50 m ③ 縦断勾配 11 % 以下 (小型道路 設計速度 30 Km/h)、横断勾配はアスコンまたはコンクリート舗装 1.5 ~ 2 %、その他は 3 ~ 5 % 以下 「道路構造令」を参考に作成
来園者とトラック 2 台がすれ違いできる。	10 ~ 12 m	
来園者とトラック 1 台がすれ違いできる。	5 ~ 6 m	
管理用トラックが入る。	3 m	
2 人歩き	1.5 ~ 2 m	
1 人歩き	0.8 ~ 1 m	自転車道 ① 1 車線 1 m ② 曲線半径は 10 m 以上 ③ 縦断勾配 5 % 以下 「自転車道等の設計基準解説 ((社) 日本道路協会) を参考に作成
車いす使用者対応	0.8 m 以上 ~ 1.80 m 以上	
並木ベルト	2 m 以上	
小灌木ベルト	0.9 m 以上	歩 道 ① 車いす使用者が通過する際に障害となる段差を設けない、やむをえない場合は傾斜路を併設する。 ② 園路の縦断勾配は 5 % 以下とする。ただし、やむをえない場合一部を傾斜路 (縦断勾配 8 % 以下) を含むものとする。 ③ 横断勾配は原則 1 % 以下とする。
街路並木の植込み	長さ 2 m 幅 0.6 m 以上 標準 1.5 m	

注) 車いす使用者に対応する園路幅員は以下の通りである。

1. 車いす使用者同士がすれ違える幅員は 1.80 m
2. 車いす使用者が回転できる幅員は 1.5 m
3. 車いす使用者と人とがすれ違える幅員は 1.20 m
4. 車いす使用者が通過し易い幅員は 0.9 m (最小幅員 0.8 m)

出典：(社) 日本公園緑地協会 / 造園施工管理技術編 改訂 25 版 / 平成 17 年 5 月を参考に作成

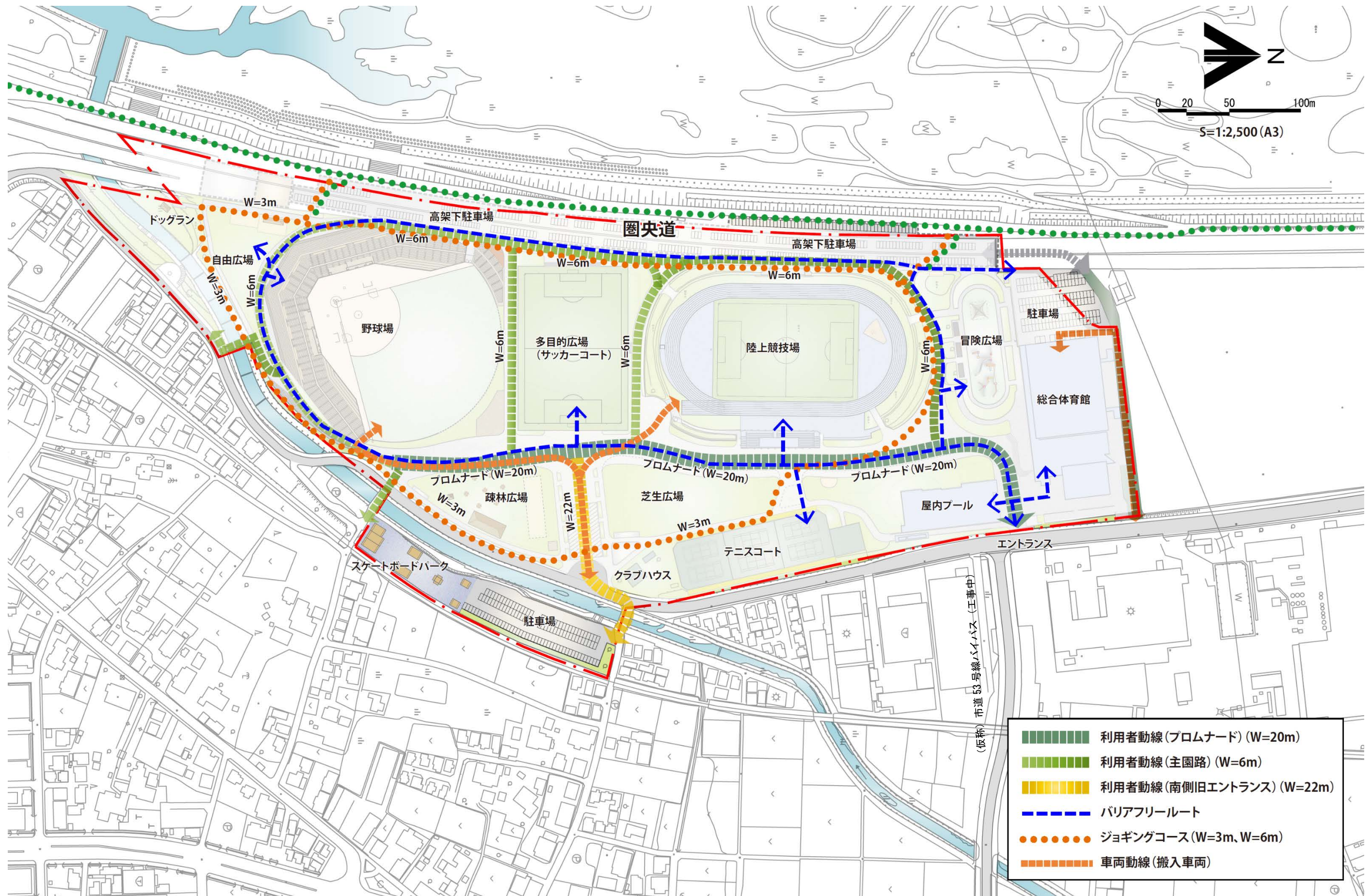


図 8.1 ゾーニング・動線計画図

9. 造成計画の考え方

- ・造成は、最も効率的な手法として、できる限り造成現況面を活用する。
- ・切土工としては、多目的広場は、雨水排水施設計画に示すとおり、調整池機能を併設させることから、一部現況より掘り込む可能性がある。また、野球場の基礎構造物の掘削残土が発生する見込みがある。
- ・盛土工としては、プロムナード及び芝生広場一帯の地盤面が周辺より低く排水不良があるため、地盤高を上げる必要がある。
- ・造成高の設定にあたっては、切土と盛土のバランスをとる設計検討を行い、搬出または搬入土ができるだけ発生しないようにする。

10. 雨水排水計画の考え方

(1) 雨水排水処理の基本的考え方

- ・計画地は、ほぼ全域が公共下水道計画区域（貫抜排水区）に該当し、計画地の雨水は、貫抜二号幹線（貫抜川）へ放流させている。再整備後も現況と同じ集水区分及び放流先とする。

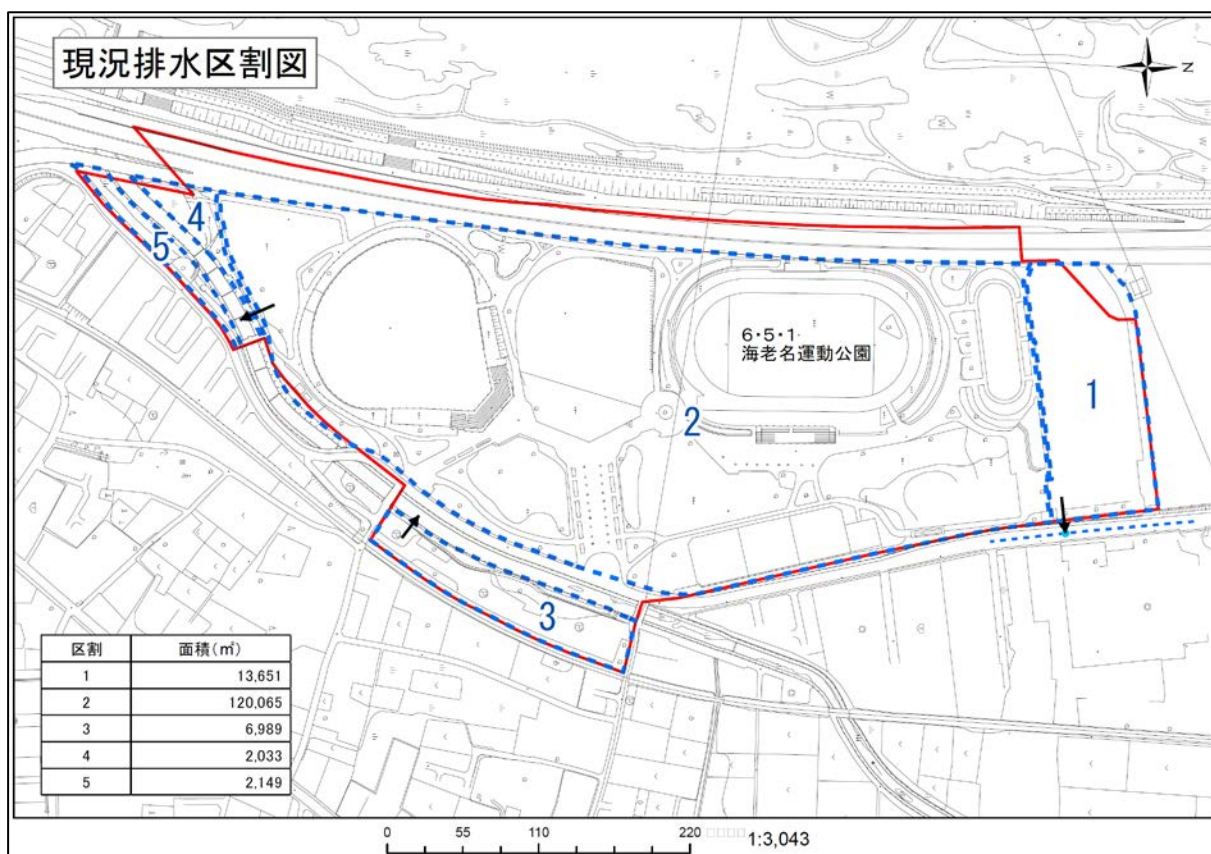


図 10.1 対象地の現況雨水排水区割図（集水区分図）

- ・近年のゲリラ豪雨等の強雨時には、屋内プール西側から芝生広場にかけての範囲と野球場と多目的広場の間の範囲に滞水が発生している。本件は強雨だけでなく、雨水排水施設の老朽化、沈下等が原因の可能性も十分ある。雨水排水計画にあたっては、流入流出管底高の実測と既存管渠の流出能力の検証、改修設計の検討等、これらの滞水を解消する対策を講じる。

(2) 調整池の設置

- ・「海老名市雨水調整施設設置基準」によると、土地区画整理法、都市計画法による開発行為及びそれに準ずる行為で雨水を区域外に排除する場合、敷地（集水）面積が 5,000 m² 以上のものについては原則として雨水調整池を設置するとしている。ただし、開発の規模、地形、地質等の条件により調整池の設置が困難である場合は棟間貯留等の方法によっても良いとしている。
- ・現時点の概略の計画段階ではあるが、基準により設置する可能性がある最大規模の調整池容量を試算したところ、確保する調整池容量は 8,044 m³ となった。
- ・多目的広場の整備計画面積は、約 9,000 m² であることから、調整池に必要な湛水量の深さは約 90cm であり、余裕高 60cm をみて概ね 1.5m 程度を確保する。
- ・これにより、多目的広場に調整池機能を併設することは計画上可能であると判断した。
- ・計画対象地の敷地面積は 17.52ha であり面積要件では該当するものの、敷地造成等が開発行為に該当するか否かの判断も含め、調整池の設置については下水道課及び都市計画課と協議を行い、必要に応じた計画とする。
- ・調整池が必要と判断された場合、厳密な余裕高の設定やその他設計諸元については今後の検討課題とし、下水道課と協議して定めることとする。

11. 施設計画

11.1 各施設の整備方針、規模、仕様等

先に示す方針、計画条件及び施設配置計画に基づき、導入する機能等及び施設の概要を以下に示す。

検討にあたっては、上位関連計画、計画地の現状と課題、関係機関等からの要望等をふまえたものとする。

対象面積は以下のとおりである。

施設・機能	現 状	計画条件
合計面積	175,220 m ² （海老名運動公園都市公園台帳より）	—

11.1.1 総合体育館

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
総合体育館	7,502.52 m ² （海老名運動公園都市公園台帳より）	○現状維持

(2) 整備方針

【方針】

- ・稼働率が高いことから当面は継続利用（「海老名市公共施設再編（適正化）計画」とし、現状維持とする。

11.1.2 野球場

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
野球場	17,885.12 m ² （海老名運動公園都市公園台帳） ○屋内設備：ダッグアウト、通路、ホール、物入れ、廊下（鉄筋コンクリート造） ○内野スタンド：2,142.08 m ² （建築面積827.32 m ² ） ○スコアボード、給水ポンプ室	○公認野球規則規格（出典：屋外体育施設の建設指針（公財）日本体育施設協会） ：PP～HB18.44m、各塁間27.43m、HB～バックネット18.29m以上、HB～ライト・レフト99.06m、HB～センター121.92m、面積（グラウンド）≒14,000 m ² 以上 ○方位の基準（出典：屋外体育施設の建設指針（公財）日本体育施設協会） ：競技者を主とした場合：北～北北東 ：観衆を主とした場合：西南西～南西（野球規則に準ずる場合） ○観覧席：約10,000人（配置条件により、多少の増減は許容）

(2) 整備方針

【方針】

- ・新たな整備により、稼働率の向上を図る。周辺自治体との連携による広域化も含め、サービス提供のあり方を検討（「海老名市公共施設再編（適正化）計画」）することとし、現況施設の見直しを図る。

○公認規格の確保

- ・公認規格（HB～ライト・レフト 99.06m、HB～センター121.92m 等）の野球場とする。
- ・面積は観客席等（約 10,000 人）の必要面積を含めるものとし、全体面積約 19,500 m²とする。

○観客席の拡充

- ・約 10,000 人（野球場観客席 8,800 人＋2F ベンチ対応観客席 1,100 人＋車いす使用者観客席 100 人）の規模とする。

※多目的広場（サッカーコート／公式規格）との離隔距離を確保し、施設間に動線（兼管理用動線）を確保する。このため、地形形状の制約から、野球場メイン観覧席はやや小さく約 8,800 人程度となる。

【事例：観客席を内野スタンドとした例】（沖縄セルラースタジアム那覇 平成 22 年改築）



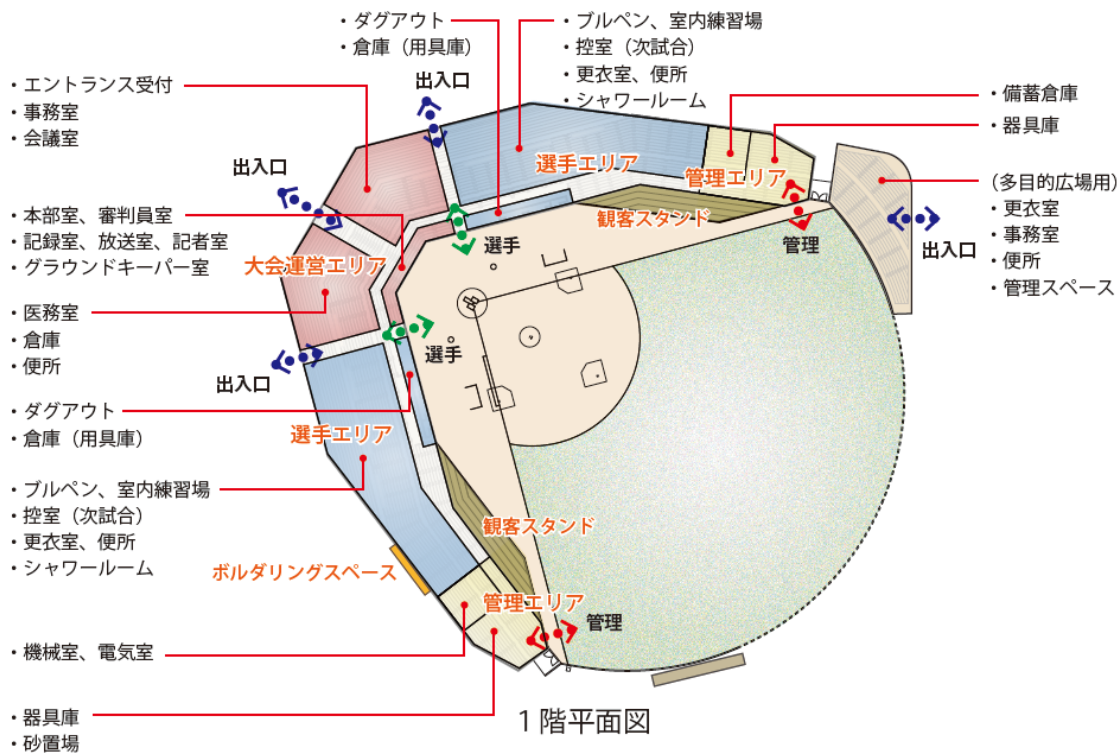
出典：施工業者 HP

○屋内設備の概要

階	エリア名	導入諸室
1 階	大会運営エリア	○エントランス受付、事務室、会議室 ○本部室、審判員室、記録室、放送室、記者室、グラウンドキーパー室 ○医務室、倉庫、便所
	選手エリア	○ダグアウト、倉庫（用具庫） ○ブルペン、室内練習場、控室（次試合）、更衣室、便所、シャワールーム
	管理エリア	○機械室、電気室 ○器具庫、砂置場、備蓄倉庫 ○多目的広場用（更衣室、事務室、便所、管理スペース）
	観客スタンド	－
	ボルダリングスペース	壁面利用
2 階	観客エリア	○売店、便所、多機能便房、エレベーター
	管理エリア	○倉庫、管理人室、多目的スペース ○備蓄倉庫、管理スペース ○多目的広場用（多目的スペース）
	共用エリア	○階段、通路
	観客スタンド	－
	（ボルダリングスペース）	壁面利用
3 階	観客スタンド	－
	（ボルダリングスペース）	壁面利用

1 階から 3 階の各平面図イメージを以下に示す。

【1 階平面図イメージ】



【2 階平面図イメージ】

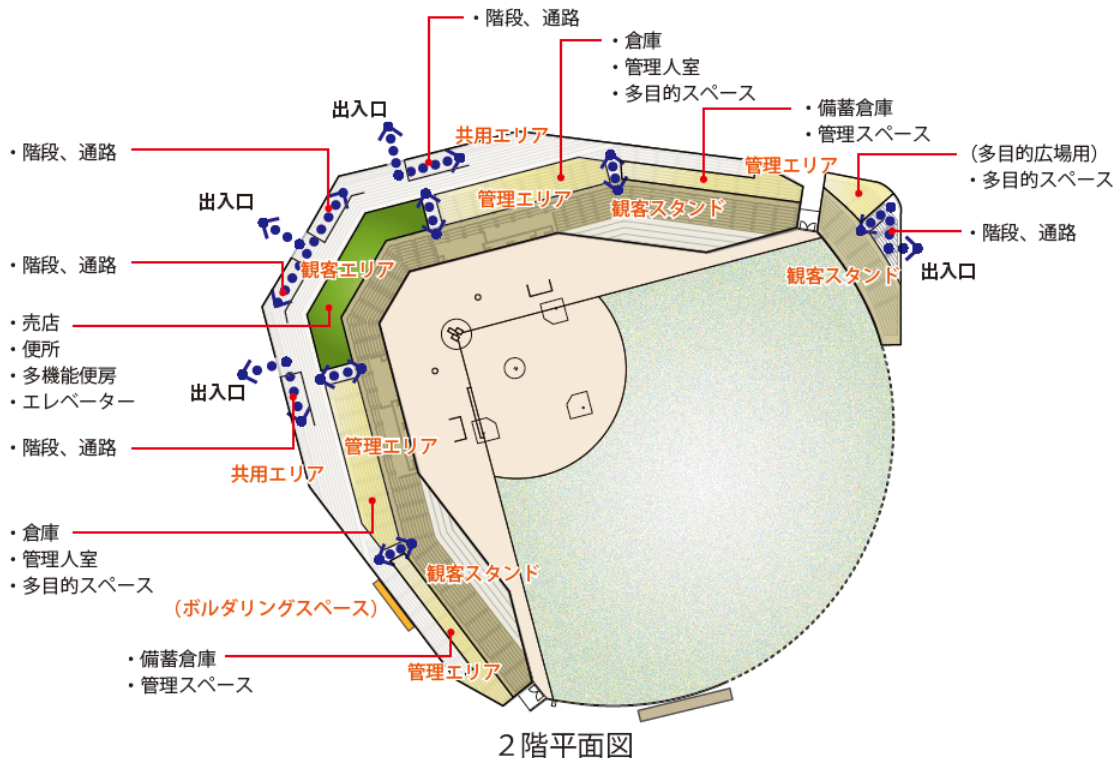


図 11.1 スタンド（1 階、2 階施設配置イメージ）

【3 階平面図イメージ】

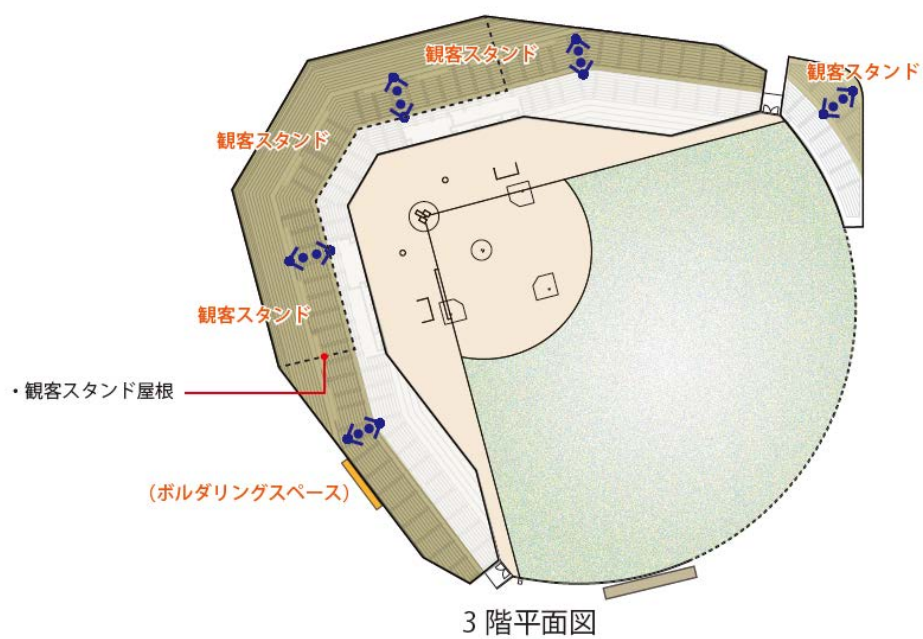


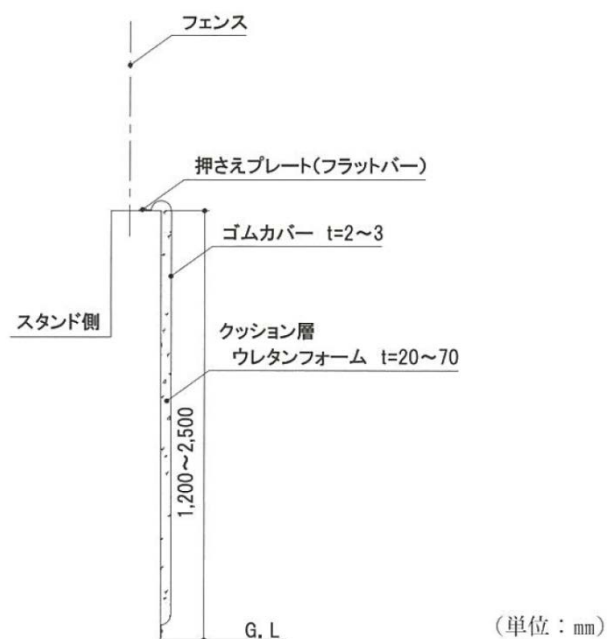
図 11.2 スタンド（3 階施設配置イメージ）

○附帯設備の充実

- ・スタンド屋根、スコアボード、バックスクリーン、スタンド外周部ウォール（落下防止柵）、外野フェンス、防球ネット、ナイター照明、給水ポンプ室等

【参考：危険防止対策】

- ・グラウンドと観覧席の境界には、RC造の擁壁が設置されている場合が多い。ネット際でのプレイでは選手が壁に激突する場合もある。選手の安全を確保するため、衝撃を吸収する構造とすることが必要である。



出典：「屋外体育施設の建設指針」（平成24年改訂版）（公財）日本体育施設協会

【参考：バックネット】

- ・構造は鋼構造が主体で、組立柱式（単柱）、支索式に大別され、型式は円弧、直線、折線の型が多い。観客席を設ける球場では躯体と併せて計画する。

種 類 \ 寸 法	H（高さ）	W（長さ）
硬 式 球 場	10.00～15.00	25.00～35.00
軟 式 球 場	8.00～10.00	20.00～30.00
少 年 ・ 学 童 球 場	6.00～ 8.00	20.00 程 度
ソ フ ト ボ ー ル 場	4.00～ 5.00	15.00～18.00

出典：「屋外体育施設の建設指針」（平成24年改訂版）（公財）日本体育施設協会

【圏央道側の防球ネット整備例】

- ・観覧者及び部外者に対する安全策として、球場設計の基本計画の時点で考慮する必要がある。
野球規則では「本塁からバックストップまでの距離、塁線からファウルグラウンドにあるフェンスまたは、スタンドまでの距離は 60 フィート (18.288m) 以上を必要とする」となっている。特に内野席側は、打球の速さなどを考えた処置を要する。
- ・一般的にバックネットの延長上に外野席に向って高さ 3m 程度の防球柵を設ける。また外野席は、1.5～2m 程度とし球場の広さ競技者の打力などを考え、スタンド最上部または後方部に場外の飛球に対する安全対策上、高い防球柵の設置も必要である。ファウルボールの飛距離は打者の力により異なり規定はできないが、一般球場では飛距離 45～60m ぐらいを基準としている。」

以上出典：「屋外体育施設の建設指針」（平成 24 年改訂版）（公財）日本体育施設協会

- ・本計画では、ホームベース位置から圏央道までの距離は約 62m である。このため、圏央道側に設置する防球柵は、ファウルボール等の飛距離を考慮すると、スタンド最後部は H=約 15m 程度が必要となることから、スタンド (H=約 10m) + フェンス (H=約 5m) と考えることができる。（出典：メーカーヒアリング）

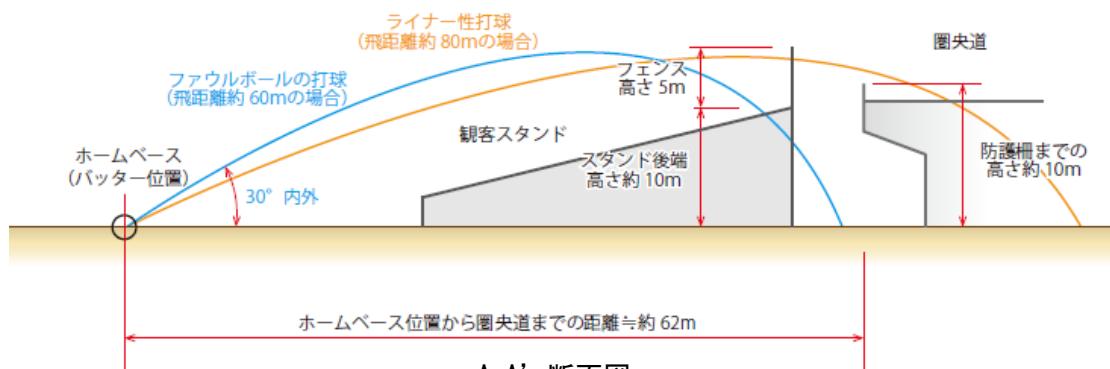


図 11.3 圏央道側の防球ネット整備例

参考例：メーカーヒアリングをもとに作成

○クライミングウォール（ボルタリング）

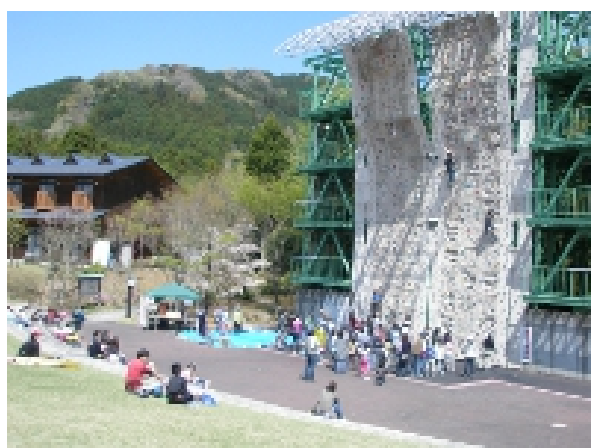
【野球場壁面のクライミングウォール（ボルタリング）としての活用】

- ・新たな運動機能の向上を図り、魅力ある公園とするため、野球場施設（屋内あるいは屋外）の壁面を活用し、クライミングウォールを整備することが考えられる。
- ・なお、県立秦野戸川公園内には屋外の大型ウォールがある。屋外の大型ウォールと室内ウォール利用については、クライミングの資格が必要である。ウォール利用資格条件は、神奈川県山岳連盟が実施するクライミング教室修了者及び同等の経験、技量を持つ者としている。

【事例：県立秦野戸川公園内 山岳スポーツセンター】

- ・山岳スポーツセンターは、表丹沢の玄関口、水無川河畔の県立秦野戸川公園内にあり、登山や自然に親しむ活動の拠点として利用されている。
- ・神奈川県スポーツ局の施設で、登山、合宿、研修会、クライミング、懇親会、その他レクリエーション活動などに、どなたでもご利用いただける。

【事例：県立秦野戸川公園】

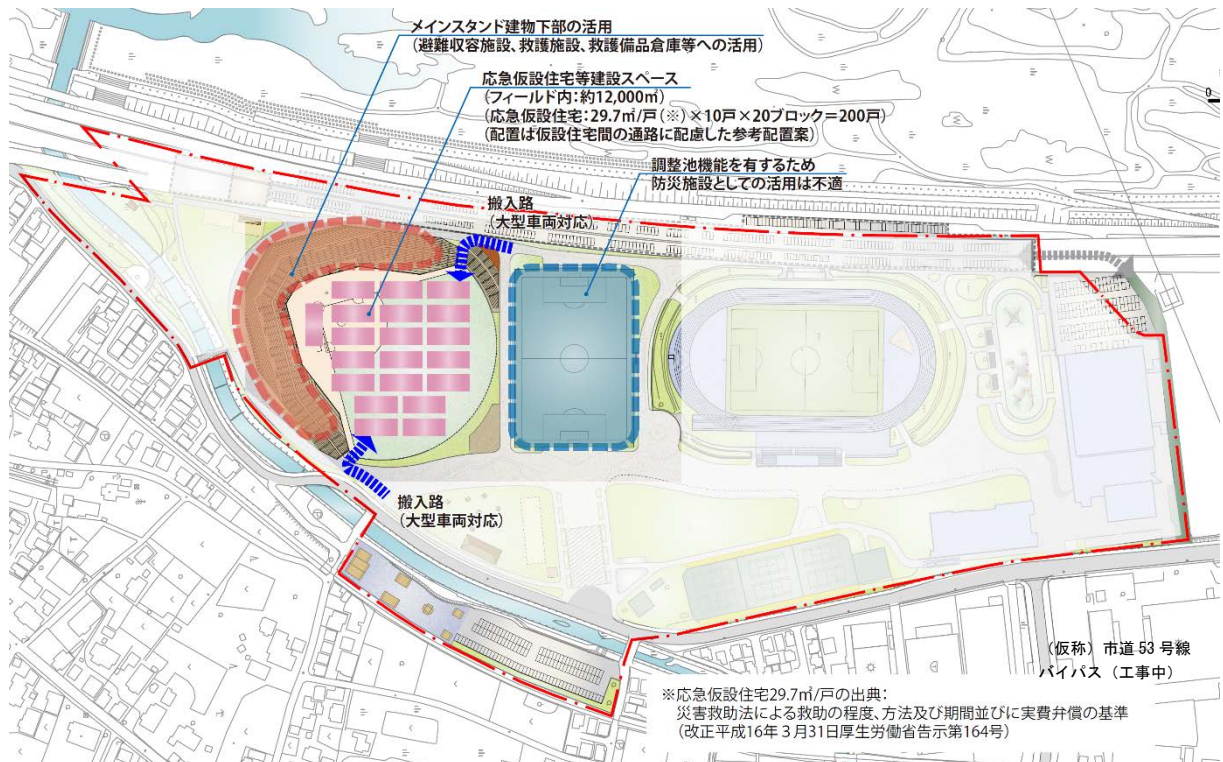


出典：神奈川県立山岳スポーツセンターHP

○防災施設としての活用

【野球場グラウンドの応急仮設住宅の設置スペースとしての活用】

- ・スタンド下は、会議室等の諸室を避難収容施設、救護施設、救護備品倉庫等として活用。



※応急仮設住宅 29.7 ㎡/戸の出典：災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（改正平成 16 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 164 号）による。

図 11.4 野球場の防災施設としての活用例

○観客を楽しませるための工夫（例）

【バーベキューコーナーの新設例（レクリエーションの場としての魅力向上）】

- ・野球場の再配置に伴うバーベキュー広場部分の縮小を補うため、野球場観客席の一部を活用してバーベキューコーナー（120 ㎡ 10 組程度利用）を増設し、野球場の新たな魅力づくりを図る。

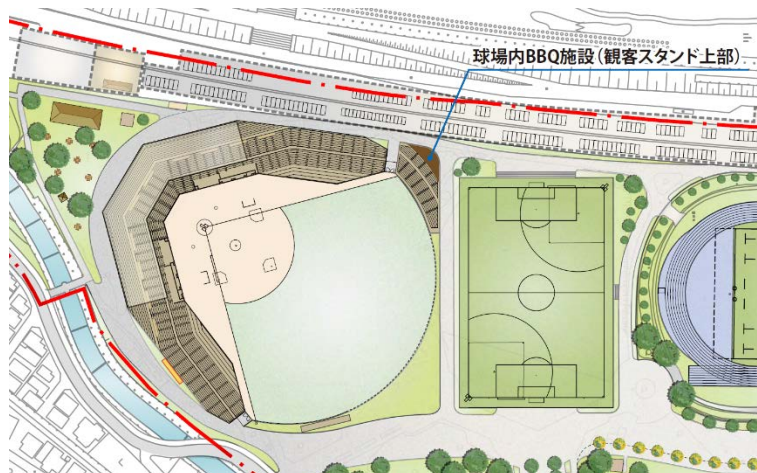


図 11.5 球場内 BBQ 施設の整備例

○外野フェンスを可動式とすることによる多目的利用（例）

【イベント会場（コンサート会場等）としての活用】

- ・野球場内野はステージ、スタンドは観客席として活用する。
- ・コンサート時は、外野グラウンドに椅子を設置し観客席とする。なお、多目的広場はパブリックビューイング会場として、連携利用を図る。

表 11.1 イベント会場等の活用

施設利用	活用イメージ	収容人数	規模
野球場	・アリーナを活用したステージ スペース	—	1,000 m ² (50m×20m)
	・アリーナを活用した観客スペース	約 10,000 人	約 6,000 m ²
多目的広場	・ステージスペース (パブリックビューイング)	—	1,000 m ² (50m×20m)
	・観客スペース	約 8,000 人	約 5,000 m ²

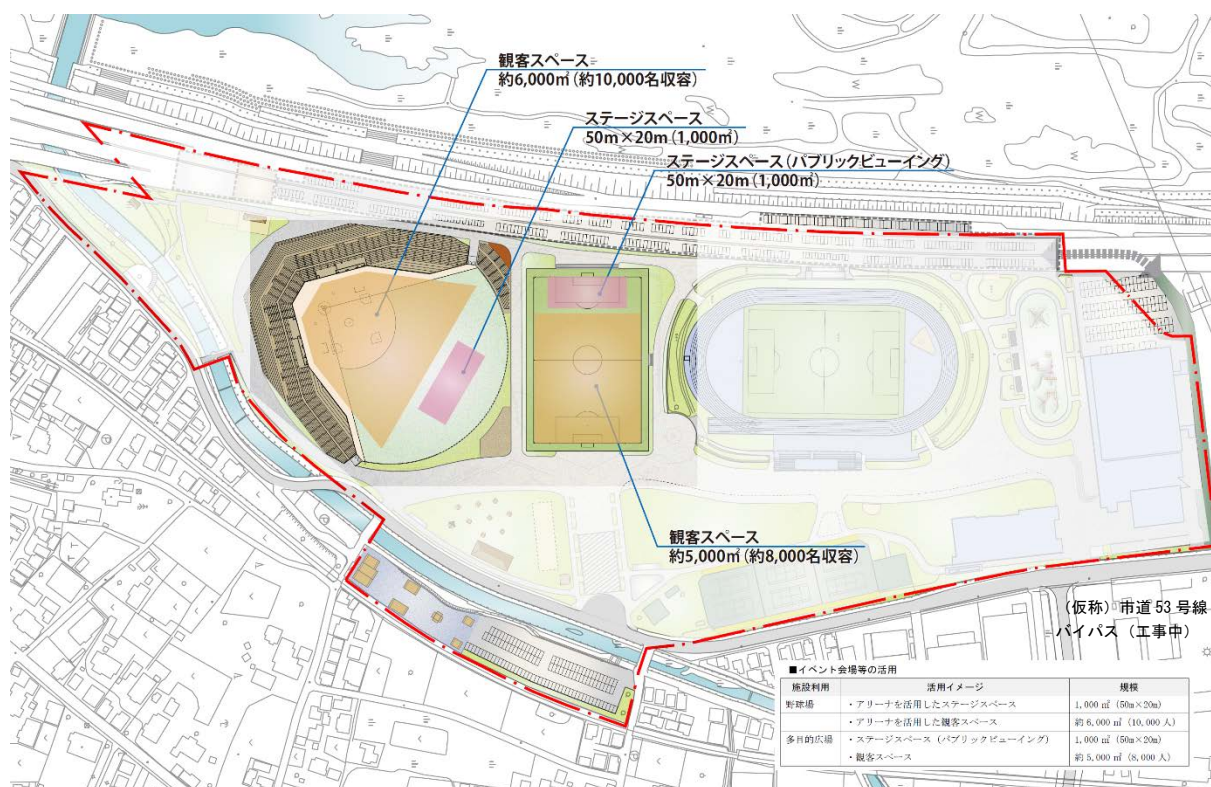


図 11.6 野球場・多目的広場のイベント会場としての活用例

11.1.3 陸上競技場

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
陸上競技場	24,581.66 m ² (海老名運動公園都市公園台帳より)	○現状機能の維持＋避難口全4箇所の確保(2箇所追加)

(2) 整備方針

【方針】

- ・稼働率が比較的低いことから、周辺自治体との連携による広域化も含め、サービス提供のあり方を検討（「海老名市公共施設再編（適正化）計画」）することとし、現況施設の見直しを図る。

○出入口の充実

- ・緊急時や管理用資機材の搬入のための出入り口を充実させる。現状機能（出入口）は維持しつつ、新たに緊急用の出入口2箇所（W＝6m 大型車両すれ違い可）を増設する（合計4箇所）。

○施設の充実について検討

- ・陸上競技場施設の機能向上を図る。今後ラグビー場としての活用などを促進するにあたっては、スタンドや芝の改修が必要である。

11.1.4 屋内プール

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
屋内プール	8,653.54 m ² (海老名運動公園都市公園台帳より)	○現状維持

(2) 整備方針

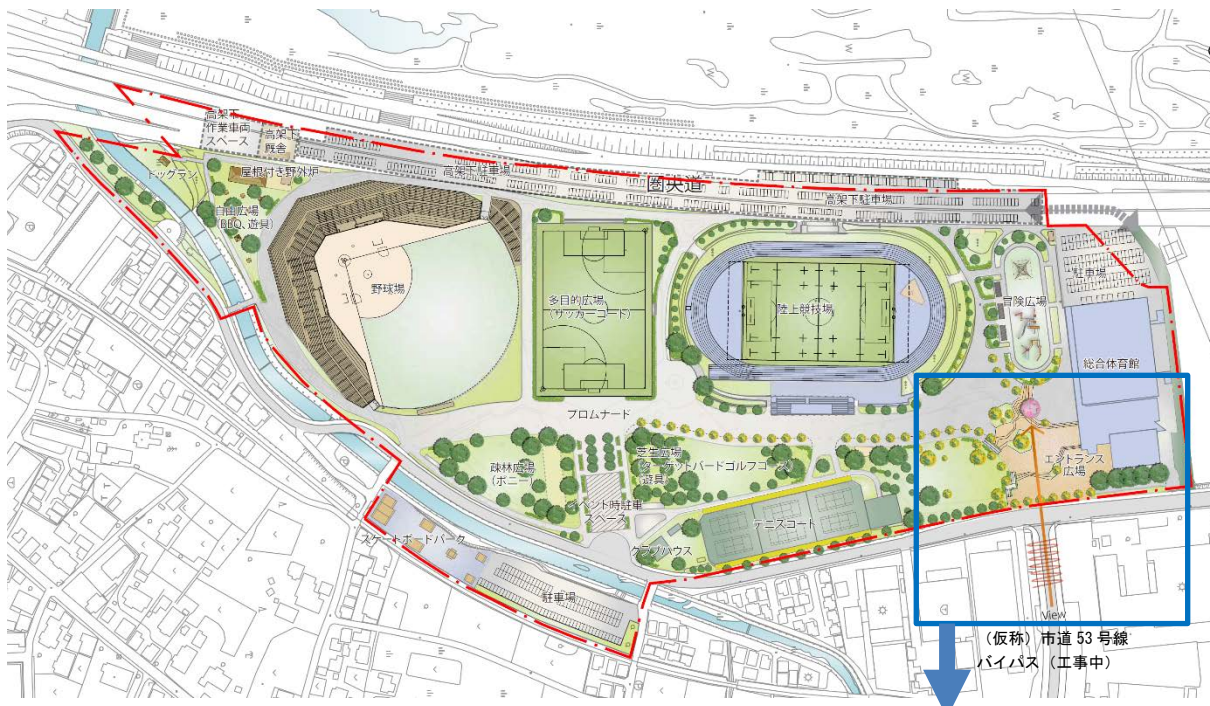
【方針】

- ・民間の類似施設がある。民間施設の状況も考慮し、今後の更新は行わない方向とする。

○屋内プール撤去後の利用

【エントランス広場の整備例】

- ・将来は、(仮称) 市道 53 号線バイパスからのアプローチが可能であり、主なエントランスとなる。
- ・屋内プール撤去後は、跡地利用により公園の顔となるエントランス広場を整備することが考えられる。



○デザインの考え方 (例)

- ・計画地は相模川の河川区域であることから、河川景観をモチーフとしたデザインを検討
 - 礫河原と草地からなる河岸のステップ状の断面構造と相模川左岸水際に形成されているワンドの形状をモチーフにデザイン化
 - ステップ状のデザインにより、道路と公園の高低差を解消
 - スロープ (W=3m: 車いすW=1m×2 + 1 人歩きW=1m) を設置しバリアフリーに配慮



図 11.7 屋内プール跡地の将来利用例 (エントランス広場)

【スケートボードパークへの活用例】

- ・本計画において、貫抜川駐車場の一部にスケートボードパークを計画している。
- ・将来は、スケートボードパークを駐車場に戻し、屋内プール上屋を撤去し、地下構造物を活用したスケートボードパークの整備も考えられる。（貫抜川駐車場台数は 116 台（計画）から 188 台となり 72 台増設となる。）
- ・屋内プール（既存建築）を活用して、スケートボードパークを設置する。設置に際しては、建築構造（屋内プール地下構造等）に配慮し、スケートボードパークとしての機能確保に支障のないように屋内改修を図る必要がある。
- ・また、スケートボードパークとしての利用に際しては、安全に活動できる仕様に配慮する。

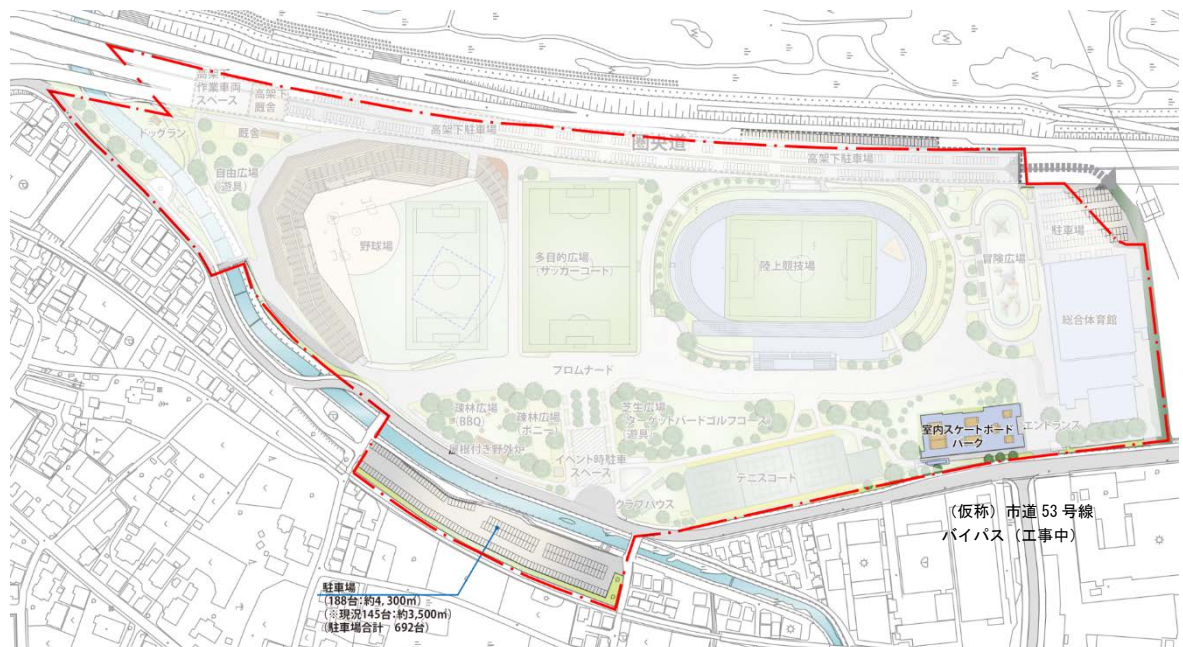


図 11.8 屋内プール跡地の将来利用例（スケートボードパーク）

11.1.5 テニスコート

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
テニスコート	4,595.66 m ² (2,481.13 m ² 、 2,114.53 m ²) (海老名運動公園都市公園台帳より)	○現状維持

(2) 整備方針

【方針】

- ・テニスコートの利用は比較的多いことから、市民がいつでもテニスを楽しめる施設整備を行う。
- ・試合等が行われることから、観客スペースの確保を図る。

○観客席

- ・周辺の広場や石積部分を活用して、観客席（≒150人収容）を整備する。

11.1.6 クラブハウス

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
クラブハウス	822.41 m ² （海老名運動公園都市公園台帳より）	○現状維持

(2) 整備方針

【方針】

- ・継続利用とし、現状維持とする。

11.1.7 多目的広場

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
多目的広場	12,778.52 m ² (海老名運動公園都市公園台帳より) ※調整池機能を有する	○公認サッカーコートの確保 ・サッカー協会公認規格 【公益財団法人日本サッカー協会】 ・長さ 90～120m：幅 45～90m ※公式試合の場合は「105m×68m」が一般的

(2) 整備方針

【方針】

- ・多目的広場として、サッカーやフットサルのみならず、ブラインドサッカー、フットベースボール、フライングディスクなどの障害者スポーツにも対応し、各種イベントなど様々な用途に対応可能な施設整備を行う。

○サッカーコートとしての規格確保

- ・多目的広場に公式規格のサッカーコート「105m×68m」を設置する。
- ・野球場及び陸上競技場との離隔距離を活用し、できる限り観覧スペースを設ける。

○ナイター照明の確保

【参考：ナイター照明の設置例】

- ・一般トレーニング用として 100Lx 程度の照明の確保（サッカーコートの照明条件）

公益財団法人日本サッカー協会による「スタジアム標準」

運動競技の区分	維持平均水平面照度 (Lx)	平均演色評価数
ク ラ ス S	地表面から1.0mの高さで、 1,500以上	65以上
ク ラ ス 1		
ク ラ ス 2		
ク ラ ス 3	—	—
ク ラ ス 4		

JISによるスポーツ照明基準 (JIS Z 9127-2011)

運動競技の区分	維持平均水平面照度 (Lx)	均 斉 度	グレア評価数	平均演色評価数
	照度段階 (推奨照度の範囲)			
I	500 (300～750)	0.7以上	50以下	60以上
II	200 (150～300)	0.5以上	50以下	60以上
III	100 (75～150)	0.3以上	55以下	—

注1. 均斉度は、最小照度/平均照度を示す。

注2. I～IIIは、運動競技区分の適用例を示す。

I：観客のいる国際、国内、地域全体又は特定地域における最高水準の運動競技会。最高水準のトレーニング。

II：観客のいる地域全体又は特定地域における一般的な運動競技会。高水準トレーニング。

III：観客のいない特定地域の運動競技会。学校体育又はレクリエーション活動。一般のトレーニング。

○管理動線の確保

- ・多目的広場（サッカーコート／公式規格）両側は W=6m の園路を確保し、利用者及び管理動線を確保する。

○調整池機能の確保

- ・「雨水調施設設置基準」（海老名市）に基づき、調整池機能を確保する。

○イベント時のパブリックビューイング会場としての活用

- ・多目的広場は、イベント時のパブリックビューイング会場として機能できるように配慮し、野球場や陸上競技場との連携利用を図る。

11.1.8 修景池

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
修景池	909.97 m ² （海老名運動公園都市公園台帳より）	○配置計画により移動可能

(2) 整備方針

【方針】

- ・修景池は、野球場や多目的広場として活用する。

11.1.9 冒険広場

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
冒険広場	7,109.91 m ² （海老名運動公園都市公園台帳より）	○配置計画により移動可能

(2) 整備方針

【方針】

- ・人気の高い施設である。継続利用とし、現状維持とする。

11.1.10 芝生広場

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
芝生広場	7,837.69 m ² (海老名運動公園都市公園台帳より)	○配置計画により移動可能

(2) 整備方針

【方針】

- ・公園における開放的な広場としてや景観形成の空間として活用されている。
- ・芝生広場には、ターゲットバードゴルフや遊具の設置を図り、運動公園としての運動機能や利用機能の向上を図る。
- ・芝生広場の一部を改修し、陸上競技場前の園路を広場状の園路（プロムナード）として拡張し、公園内のスムーズな動線を確保する。

○規模

- ・野球場、多目的広場の改修及び広場状の園路（プロムナード）としての改修のため、芝生広場部分は、縮小（4,900 m²）となる。

11.1.11 疎林広場

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
疎林広場	4,315.47 m ² (海老名運動公園都市公園台帳より)	○配置計画により移動可能であるが、ポニー乗場としての機能を確保

(2) 整備方針

【方針】

- ・従来のポニー乗場を改修する。

○規模

- ・野球場、多目的広場の改修及び広場状の園路（プロムナード）としての改修のため、芝生広場部分は、縮小（4,000 m²）となる。

11.1.12 自由広場

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
自由広場	1,982.11 m ² （海老名運動公園都市公園台帳より）	○バーベキュー場としての機能確保

(2) 整備方針

【方針】

- ・野球場等の改修に伴い面積縮小を図る。広場面積の縮小に伴い、バーベキュー機能の改修を図ることとし、屋根付き野外炉（250 m²×1 基）、野外卓 5 基、四阿 1 基、便所を設置する。
- ・従来から位置するポニー厩舎の充実とともに、住宅地に近接する身近な公園としての機能向上を図る。

○ポニー厩舎の充実

- ・ポニー厩舎を確保するとともに、高架下の厩舎との一体的な利用に配慮する。

○遊具のある身近な園地の確保

- ・住宅地に近い位置にあることから、適所に遊具の設置を検討し、身近な公園としての活用を促進する。さらに、公園としては奥まった位置にあることから、遊具等の設置により、利用者の回遊性を高めることとする。

○規模

- ・野球場の拡充に伴い、現況広場部分（約 4,600 m²）を縮小する。

11.1.13 駐車場

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
駐車場	12,500 m ² ※海老名運動公園都市公園 台帳：12,648.23 m ² (6,079.47 m ² 、4,577.98 m ² 、1,990.78 m ²)	○現状（以上）を確保 ・649 台（高架下駐車場普通車 330 台＋総合体育館西側駐車場普通車 123 台＋貫抜川駐車場普通車 145 台＋高架下駐車場軽 39 台＋総合体育館西側駐車場軽 4 台＋総合体育館西側駐車場車いす利用者用 8 台）

(2) 整備方針

【方針】

- ・施設配置に伴い、規模の見直しを図る。現状においても、イベント時等は不足することから、できる限り確保を図る。
- ・イベント時の対応として、大型バスの駐車スペースを確保する。

○規模

- ・現況駐車場は 649 台であるが、貫抜川駐車場にスケートボードパークを設置することから、627 台(大型バス含む)とする。
 - ：高架下駐車場 369 台（204 台＋軽 39 台）：現状維持
 - ：総合体育館西側駐車場 135 台（123 台＋軽 4 台＋身障者用 8 台）：現状維持
 - ：貫抜川駐車場 116 台（145 台より、29 台縮小）：縮小
- ※ただし、イベント時等にスケートボードパークを臨時の駐車場として活用可能
- ：イベント時大型バス（7 台）は、現状のプロムナードを活用

駐車場配置計画（まとめ）は以下のとおりである。

表 11.2 駐車場配置計画

駐車場	計画面積	計画台数	現況
高架下駐車場	6,000 m ² (16.3 m ² /台)	369 台 (330 台 + 軽 39 台)	369 台 (330 台 + 軽 39 台) ※6,000 m ² (16.3 m ² /台)
総合体育館西側駐車場 (公園北側駐車場)	3,000 m ² (22.2 m ² /台)	135 台 (123 台 + 軽 4 台 + 車いす利用者用 8 台)	135 台 (123 台 + 軽 4 台 + 車いす利用者用 8 台) ※3,000 m ² (22.2 m ² /台)
貫抜川駐車場	2,800 m ² (24.1 m ² /台)	116 台 ※スケートボードパークを使用する場合は 35 台追加可能	145 台 ※3,500 m ² (24.1 m ² /台)
イベント時駐車スペース	700 m ² (100 m ² /台)	大型バス 7 台	—
合計	12,500 m ² (バス 100 m ² /台) (普通車 19.0 m ² /台)	627 台 (普通車 330 台 + 123 台 + 116 台 + 軽 39 台 + 軽 4 台 + 車いす利用者用 8 台 + 大型バス 7 台) ※スケートボードパーク使用 (35 台) を追加する場合 合計 662 台	649 台 (普通車 330 台 + 普通車 123 台 + 普通車 145 台 + 軽 39 台 + 軽 4 台 + 車いす利用者用 8 台) ※現状面積 12,500 m ² (公園台帳 12,648.23 m ²) (普通車 19.3 m ² /台)

11.1.14 駐輪場

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
駐輪場	436.15 m ² (20.08 m ² 、416.07 m ²) (現在なし：455.50 m ²) (海老名運動公園都市公園台帳より)	○建設当時と同程度（合計 335 台：体育館約 170 台、既存プロムナード約 150 台、野球場約 15 台）を確保する。

(2) 整備方針

【方針】

- ・施設配置に伴い、規模の見直しを図る。

○規模

- ・建設当時と同程度（合計 335 台：体育館約 170 台、既存プロムナード約 150 台、野球場約 15 台）とする。
- ・北側のエントランス（計画）、プロムナード付近（既存）及び野球場付近の 3 箇所に設定し、公園内の侵入は行わないこととする。

○サイクルスポットの確保

- ・さがみグリーンライン自転車道からの利用に配慮し、適所にサイクルスポット（2 箇所）を整備する。

【事例：サイクルスポット】（道の駅 ゆいゆい国頭 沖縄県国頭村）



11.1.15 スケートボードパーク

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
駐車場	貫抜川駐車場	貫抜川駐車場（145 台）の配分活用

(2) 整備方針

【方針】

- ・若者たちが集う場所として、スケートボードパークを確保する。現状では、高架下や園内でのスケートボード利用があり、安全性、騒音などの問題がある。これらの対応のため、スケートボードなどのストリートスポーツを支援する施設整備を行う。

○スケートボードパーク

- ・貫抜川駐車場部分の約 2,000 m²を確保し、様々なバンクを有する施設整備とする。本施設は多目的利用とする。このため、施設整備にあたってはイベント時の活用を考慮し可動式とする。

：舗装材：コンクリート舗装

：バンク：単純斜面、凹凸曲面、ハーフパイプ、周囲フェンス等

【事例：スケートボードパーク】（鵜沼海浜公園スケートパーク）



出典：鵜沼海浜公園スケートパーク HP

11.1.16 その他

(1) 現状と計画条件

施設・機能	現 状	計画条件
その他	63, 161. 04 m ²	○サービヤード、園路、植栽地、水辺の広場等

(2) 整備方針

【方針】

- ・子どもから高齢者までのあらゆる人々が、緑あふれる環境の中で、安全で快適にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる公園づくりを目指す。このため「スポーツをする人」「しない人」にかかわらず、身近な憩いの場・交流の場となる環境整備を図る。

○水辺の広場

- ・再整備により、安全で親水性のある水辺空間として利用を促進する。

○貫抜川右岸側（高水敷）

- ・ドッグラン（約 700 m²）を整備し、身近な公園としての機能向上を図る。

○ジョギングコース

- ・園内の園路を活用し、ジョギングコース約 1. 3km（≒1. 28km／現状約 1. 2km より伸長）を設定する。ジョギングコースには距離標を設置し、健康管理に資するものとする。また、さがみグリーンライン自転車道との接続したロングコースとする。

11.2 規模検討

11.2.1 利用人数の検討

利用人数は以下のとおり。

【都市公園の利用実態からみた場合の算定：全体面積を対象とする場合の算定】

〔1〕年間利用者数

国土交通省実施の「平成 26 年度都市公園利用実態調査」に基づく年間利用者数の算定

対象区域を含む公園年間利用者数＝119,136 人

○算定式

$$E=P \times A/a \quad E=\text{年間利用者数（人）}$$

$$P=\text{休日最大時在園者数（人/ha）}$$

$$A=\text{利用面積（ha）}$$

【算定】

- ・本公園は、面積が 17.52ha の運動公園である。
- ・休日最大時在園者数は、休日の場合 1ha あたり 68 人（※1）である。
- ・公園の利用形態は運動公園であることから、4 季利用とする。4 季利用の週末型の日集中率は 1/100（※2）であることから、以下のように算定できる。

$$E=P \times A/a \quad E=\text{年間利用者数（人）}$$

$$P=\text{休日最大時在園者数（68 人/ha）}$$

$$A=\text{利用面積（17.52ha）}$$

$$a=\text{日集中率（1/100）}$$

$$E=68 \text{ 人/ha} \times 17.52\text{ha} \div (1/100) = 119,136 \text{ 人}$$

〔2〕（通常利用時）最大同時利用者数

最大同時利用者数＝476 人

○算定式

$$\text{①最大日利用者数}=\text{年間利用者数} \times \text{最大日集中率}$$

$$\text{②最大同時利用者数}=\text{最大日利用者数} \times \text{回転率}$$

【算定】

上記において算定した年間利用者数（119,136 人）に基づき、最大同時利用者数を算定すると以下のようになる。

$$\begin{aligned} \text{①最大日利用者数} &= \text{年間利用者数} \times \text{最大日集中率} \\ &= 119,136 \text{ 人} \times 1/100 \text{（※2）} = 1,191 \text{ 人} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{②最大同時利用者数} &= \text{最大日利用者数} \times \text{回転率} \\ &= 1,191 \text{ 人} \times 1/2.5 \text{ (※3)} = 476 \text{ 人} \end{aligned}$$

※1：休日同時在園者数（出典：「平成 26 年度都市公園利用実態調査」（国土交通省））

昭和 51 年から平成 26 年の 7 回分の調査は、51 人／ha～150 人／ha であるが、直近 3 回の調査ではほぼ横ばいとなっていることから、直近 3 回の最大値である 68 人／ha を採用する。

		利用可能 面積 (ha)	最大時在園者数 (人)		ha当たり最大時在園者数 (人/ha)		最大時1人当たり占有面積 (㎡/人)	
			平日	休日	平日	休日	平日	休日
街区公園	51年	0.266	63	78	237	293	42	34
	57年	0.215	42	50	195	233	51	43
	63年	0.226	24	28	106	124	94	81
	6年	0.24	29	38	121	158	83	63
	13年	0.274	20	16	73	58	137	171
	19年	0.286	15	25	54	87	187	115
	26年	0.285	26	30	93	106	108	94
近隣公園	51年	1.04	129	183	124	176	81	57
	57年	1.14	104	201	91	176	110	57
	63年	1.252	104	135	83	108	120	93
	6年	1.17	114	168	97	144	103	70
	13年	1.369	51	70	37	51	268	196
	19年	1.392	45	63	33	45	307	222
	26年	1.416	77	124	54	88	184	114
地区公園	51年	2.377	104	226	44	95	229	105
	57年	2.669	124	650	46	244	215	41
	63年	3.257	200	254	61	78	163	128
	6年	2.58	158	261	61	101	163	99
	13年	3.424	171	121	50	35	200	283
	19年	3.474	87	183	25	53	398	190
	26年	3.610	141	198	39	55	256	182
運動公園	51年	27.711	532	1,410	19	51	521	197
	57年	14.051	1,523	2,108	108	150	92	67
	63年	15.627	1,210	2,155	77	138	129	73
	6年	17.88	479	2,028	27	113	373	88
	13年	18.6	506	996	27	54	368	187
	19年	19.924	321	1,348	16	68	621	148
	26年	21.113	407	1,147	19	54	518	184
総合公園	51年	23.109	520	1,374	23	59	444	168
	57年	15.498	873	1,868	56	121	178	83
	63年	15.842	849	1,519	54	96	187	104
	6年	15.25	736	1,175	48	77	207	130
	13年	23.9	606	943	25	39	394	253
	19年	19.449	280	654	14	34	696	297
	26年	19.525	357	1,008	18	52	546	194
広域公園	51年	29.368	1,198	1,413	41	48	245	208
	57年	33.115	1,539	6,642	46	201	215	50
	63年	43.949	447	2,212	10	50	983	199
	6年	31.76	645	1,842	20	58	492	172
	13年	62.7	502	935	8	15	1,249	671
	19年	45.181	577	1,417	13	31	783	319
	26年	52.638	547	1,717	10	33	963	307
国営公園	63年	46.074	1,811	5,246	39	114	254	88
	6年	141.5	2,095	8,232	15	58	675	172
	13年	80.527	1,156	2,555	14	32	697	315
	19年	77.084	963	4,516	12	59	800	171
	26年	92.832	1,269	5,148	14	55	731	180
全体	19年	15.02	213	700	14	47	705	215
	26年	18.24	276	872	15	48	661	209

※2：日集中率（「自然公園等施設整備技術指針（（財）国立公園協会）」）

運動施設であることから、季節に係わらない4季型（1/100）と設定。

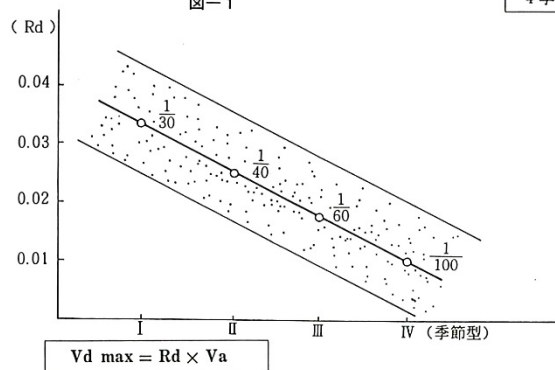
⑨ 最大日利用者数（Vd max）

$$\text{最大日率 (Rd)} = \frac{\text{最大日利用実数 (Vd max)}}{\text{年間利用実数 (Va)}}$$

観光地の季節型と関係があることが経験上知られている。

季節型	最大日率(Rd)
1季	1/30
2季	1/40
3季	1/60
4季	1/100

図-1



※3：回転率（「自然公園等施設整備技術指針（（財）国立公園協会）」）

・公園クラスの平均在園時間（「平成26年度都市公園利用実態調査」（国土交通省）

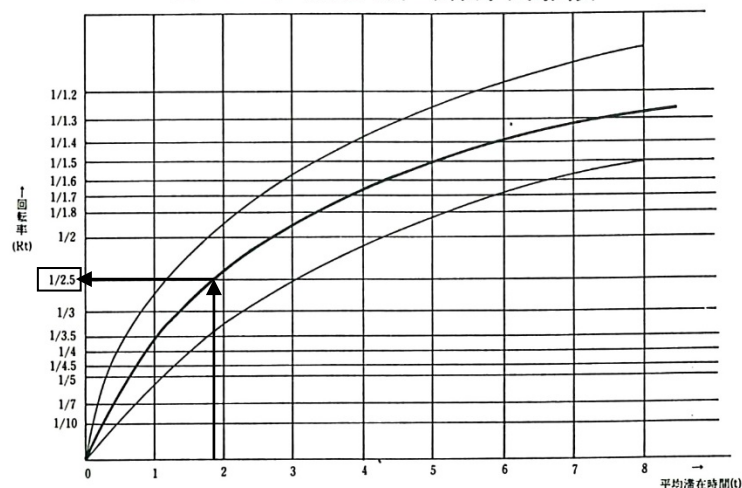
運動公園クラス：1.89時間（平成26年）であり、以下より回転率は $\approx 1/2.5$ を採用。

最大時利用者数（Vt max）

$$\text{回転率 (Rt)} = \frac{\text{最大時 利用実数 (Vt max)}}{\text{最大日 利用実数 (Vd max)}}$$

観光地における利用者あるいは自動車の平均滞在時間と相関関係がある。

図-2 平均滞在時間一回転率相関図表



$$Vt \max = Rt \times Vd \max$$

■ 平均滞在時間一回転率相関図表

出典：「自然公園等施設整備技術指針（（財）国立公園協会）」

		単位:時間								
		41年	46年	51年	57年	63年	6年	13年	19年	26年
街区公園	休日	0.66	0.67	0.71	0.69	0.56	0.62	0.74	1.01	1.30
	平日					0.52	0.49	0.78	0.53	1.09
近隣公園	休日	0.96	0.89	0.63	0.83	1.08	0.98	0.89	0.72	1.44
	平日					0.67	0.73	0.85	0.59	1.09
地区公園	休日		0.62	1.03	2.28	1.00	1.18	1.01	1.03	1.41
	平日					0.99	0.64	1.12	0.75	1.26
運動公園	休日	0.74	1.82	1.89	2.11	2.23	2.32	2.11	2.07	1.89
	平日					1.62	1.06	1.80	1.15	1.19
総合公園	休日	1.29	1.26	1.47	1.37	1.33	1.34	1.35	1.41	2.07
	平日					1.12	1.34	1.13	0.89	1.45
広域公園	休日			1.95	1.83	2.15	1.97	2.25	1.89	2.99
	平日					1.40	1.78	1.45	1.67	2.39
国営公園	休日					2.67	3.54	3.13	2.64	2.73
	平日					2.56	2.92	2.45	1.96	1.50
全体	休日							1.95	1.82	2.26
	平日							1.40	1.13	1.46

■在園時間

出典：「平成 26 年度都市公園利用実態調査」（国土交通省）

【導入施設の収容力からの算定】

[3]導入施設からの利用者予測（イベント時）

導入施設等において、通常時の想定利用者数及びイベント開催時の想定利用者数を以下に示す。

表 11.3 通常時の想定利用者数（最大同時利用者数）例

施設名	利用者	職員 スタッフ	内容
総合体育館	160	20	20 人/チーム×3 コート利用として（メインアリーナ） 20 人/チーム×2 コート利用として（サブアリーナ） 15 人×2 面利用として（柔剣道場） 2 人×5 的（弓道場） 20 人（トレーニング室）
野球場	80	20	20 人（選手・控え・監督他）×4 チーム 審判 6 名他係員
陸上競技場	80	30	競技者 80 人（400m×8 コース・フィールド）
屋内プール	70	10	10 人×7 コース（25m×7 コース） （幼児用・子供用プール） 身障者スロープ付） ※その他会議室等
テニスコート ・クラブハウス	60	3	5 人/組×2 組×6 面
多目的広場 （サッカー場利用）	100	3	25 人/チーム×4 チーム（うち、控え 2 チーム）
スケートパーク	20		2,000 m ²
ジョギングコース	170		延長 1.3km（≒1.28km）（コース分 W=2m） ※15 m ² /人：10m/人（1.5 m ² ）
冒険広場	50		40 m ² /人（観光計画の手法）×2,000 m ²
芝生広場	85		53 m ² /人（スケープテクチャ：静的な空間） ×4,500 m ²
疎林広場	50		80 m ² /人（スケープテクチャ：静寂な空間） ×4,000 m ²
自由広場	80	—	40 m ² /人（スケープテクチャ：動的な空間） ×2,450 m ² +700 m ² （ドッグラン）
園地	—	—	—
合計	1,005	86	合計=1,091

表 11.4 イベント開催時の想定利用者数（最大同時利用者数）

施設名	観客席 (客席数)	利用者	職員 スタッフ	補助員等 想定	計
総合体育館	1,500	160	20	50	1,730
野球場	10,000	80	20	80	10,180
陸上競技場	3,716	80	30	50	3,876
屋内プール	—	70	10	20	100
テニスコート ・クラブハウス	1,500	60	3	10	1,573
多目的広場	—	100	3	10	113
スケートパーク	—	20			20
ジョギングコース	—	170			170
その他園地	—	265			265
合計	16,716	1,005	86	220	18,027

【算定のまとめ】

●まとめ

計画地の算定結果を以下に示す。

【採用結果】

表 11.5 都市公園の利用実態からみた想定利用者数（まとめ）

項目			全体面積を対象
通常時	【都市公園の利用実態】	年間利用者数	119,136 人
		最大日利用者数	1,191 人
		最大同時利用者数	476 人

表 11.6 都市公園の利用実態・収容力からみた最大同時利用者数の比較

項目			全体面積を対象	備考
通常時	【都市公園 の利用実 態】	最大日利用者数を 最大同時利用者数 として設定	1,191 人	海老名市運動公園の利用の 現状は 1,091 人であること から、概ね最大同時利用者 数＝最大日利用者数と捉え ることができる
	【導入施設 の収容力】	最大同時利用者数	1,091 人	実態であることから、計画 に活用する人数として採用
イベ ント時	【導入施設 の収容力】	最大同時利用者数	18,027 人	イベント時の実態として採 用

11.2.2 駐車場規模の算定

先に検討した年間利用者数及び、最大同時利用者数に基づき、駐車場台数の算定を行う。

【1】通常時の駐車場規模

○駐車場収容力（台）	=268 台
○駐車場面積（㎡）	=5,092 ㎡

○駐車場収容力（台）	=最大同時利用者数（人）×交通手段別分担率 ×1／平均乗車率（人／台）
○駐車場面積（㎡）	=駐車場収容力×駐車面積（㎡／台） より
・交通手段分担率（※1）	:自動車（49.2%）
・乗車率（※2）	:自動車（1台当たり2人）
・駐車面積（※3）	:自動車駐車スペース≒19.0 ㎡

【算定】

$$\begin{aligned}\text{○駐車場収容力（台）} &= \text{最大同時利用者数（人）} \times \text{交通手段別分担率} \\ &\quad \times 1 / \text{平均乗車率（人／台）} \\ &= 1,091 \text{ 人} \times 49.2\% \times 1/2 \text{ 人／台} \\ &= 268.4 \text{ 台} \div 268 \text{ 台}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{○駐車場面積（㎡）} &= \text{駐車場収容力} \times \text{駐車面積（㎡／台）} \\ &= 268 \text{ 台} \times 19.0 \text{ ㎡} \\ &= 5,092 \text{ ㎡}\end{aligned}$$

【2】イベント時の駐車場規模

○駐車場収容力（台）	=4,435 台
○駐車場面積（㎡）	=84,265 ㎡

○駐車場収容力（台）	=最大同時利用者数（人）×交通手段別分担率 ×1／平均乗車率（人／台）
○駐車場面積（㎡）	=駐車場収容力×駐車面積（㎡／台） より
・交通手段分担率（※1）	:自動車（49.2%）
・乗車率（※2）	:自動車（1台当たり2人）
・駐車面積（※3）	:自動車駐車スペース≒19.0 ㎡

【算定】

$$\begin{aligned}\text{○駐車場収容力（台）} &= \text{最大同時利用者数（人）} \times \text{交通手段別分担率} \\ &\quad \times 1 / \text{平均乗車率（人／台）} \\ &= 18,027 \text{ 人} \times 49.2\% \times 1/2 \text{ 人／台} \\ &= 4,434.6 \text{ 台} \div 4,435 \text{ 台}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{○駐車場面積（㎡）} &= \text{駐車場収容力} \times \text{駐車面積（㎡／台）} \\ &= 4,435 \text{ 台} \times 19.0 \text{ ㎡} \\ &= 84,265 \text{ ㎡}\end{aligned}$$

○駐車場の規模設定

先の検討によると駐車場は、通常時 268 台（＝5,092 m²）、イベント時 4,435 台（＝84,265 m²）必要となる。

ここで、現況駐車場を勘案し、駐車場規模を設定すると以下ようになる。

現況を勘案して設定した場合、現況 649 台であるところ、627 台となる。

この場合駐車場サービス率は、以下となる。なお、イベント時は公共交通やシャトルバス利用が不可欠となる。

∴通常時の駐車場のサービス率 234.0%

∴イベント時（野球、陸上競技場等全ての施設を同時利用）の駐車場サービス率 14.1%

∴野球場の単独イベント時の駐車場サービス率：25.0%

表 11.7 駐車場配置計画（まとめ）（再掲）

駐車場	計画面積	計画台数	現況
高架下駐車場	6,000 m ² (16.3 m ² /台)	369 台 (330 台＋軽 39 台)	369 台 (330 台＋軽 39 台) ※6,000 m ² (16.3 m ² /台)
総合体育館西側駐車場 (公園北側駐車場)	3,000 m ² (22.2 m ² /台)	135 台 (123 台＋軽 4 台＋車いす利用者用 8 台)	135 台 (123 台＋軽 4 台＋車いす利用者用 8 台) ※3,000 m ² (22.2 m ² /台)
貫抜川駐車場	2,800 m ² (24.1 m ² /台)	116 台	145 台 ※3,500 m ² (24.1 m ² /台)
イベント時駐車スペース	700 m ² (100 m ² /台)	大型バス 7 台	－
合計	12,500 m ² (バス 100 m ² /台) (普通車 19.0 m ² /台)	627 台 (普通車 330 台＋123 台＋116 台＋軽 39 台＋軽 4 台＋車いす利用者用 8 台＋大型バス 7 台)	649 台 (普通車 330 台＋普通車 123 台＋普通車 145 台＋軽 39 台＋軽 4 台＋車いす利用者用 8 台) ※現状面積 12,500 m ² (公園台帳 12,648.23 m ²) (普通車 19.3 m ² /台)

○駐車場配置計画の整備水準の検証

【1】通常時の駐車場規模

○算定 ・駐車場収容力（台） =268 台 ・駐車場面積（㎡） =5,092 ㎡	○実態の土地利用に基づく計画 ・駐車場収容力（台）=627 台 ・駐車場面積（㎡）=12,500 ㎡ ∴通常時の駐車場のサービス率は、234.0%
--	--

【2】イベント時の駐車場規模

○駐車場収容力（台） =4,435 台 ○駐車場面積（㎡） =84,265 ㎡	○実態の土地利用に基づく計画 ・駐車場収容力（台）=627 台 ・駐車場面積（㎡）=12,500 ㎡ ∴イベント時の駐車場サービス率は、14.1% ・イベント時は公共交通やシャトルバス利用が不可欠となる。 （参考） ・野球場の単独イベント時の駐車場サービス率は 25.0% ○野球場単独イベント時の駐車場収容力（台） $= \text{最大同時利用者数（人）} \times \text{交通手段別分担率} \times 1 / \text{平均乗車率（人／台）}$ $= 10,180 \text{ 人} \times 49.2\% \times 1/2 \text{ 人／台}$ $= 2,504.3 \text{ 台} \div 2,504 \text{ 台}$
---	--

【参考：近隣都市の交通手段別構成比】

近郊の都市における休日の交通手段別構成比（※）を参考にして、駐車場規模を算定すると以下のようになる。（※：平成 22 年度全国都市交通特性調査：国土交通省）

（小田原市：57.9%）

- ・駐車収容力 = 最大同時利用者数（人）× 交通手段別分担率
× 1 / 平均乗車率（人／台）
= 476 人 × 49.2% × 1/2 人／台 = 138 台
- ・駐車場面積 = 2,622 ㎡

（川崎市：32.8%）

- ・駐車収容力 = 最大同時利用者数（人）× 交通手段別分担率
× 1 / 平均乗車率（人／台）
= 476 人 × 32.8% × 1/2 人／台 = 78 台
- ・駐車場面積 = 1,482 ㎡

※1：交通手段（「平成 26 年度都市公園利用実態調査」）

- ・運動公園クラスの利用を想定する。
- ・貸切バスの利用は考慮しない。
- ・運動公園クラス：自動車（49.2%。）

単位：％

	徒歩	自転車	バス、電車等の公共交通	貸切バス	自家用車	バイク	その他	無回答	回答数(票)
街区公園	58.9	21.0	2.8	0.0	15.5	1.1	0.4	0.4	1,045
近隣公園	48.9	18.3	5.8	0.1	24.7	1.2	0.6	0.4	2,960
地区公園	47.4	17.7	3.8	0.1	28.6	1.3	0.6	0.5	4,075
運動公園	28.2	10.9	8.3	0.4	49.2	1.8	0.7	0.5	6,711
総合公園	28.4	10.5	7.9	0.6	50.2	1.2	1.0	0.3	10,417
広域公園	12.7	8.7	6.4	1.6	68.4	1.3	0.5	0.3	7,636
国営公園	3.2	5.0	11.0	5.4	73.3	0.6	1.3	0.2	7,507
全体	24.9	10.8	7.6	1.5	52.8	1.2	0.8	0.4	40,351

■交通手段

出典：「平成 26 年度都市公園利用実態調査」（国土交通省）

※2：乗車率

自動車（1 台当たり 2 人乗車として設定）

※3：駐車場寸法（現状面積と台数から換算）

現状から、19.0 m²/台（≒19.3 m²/台）（普通車換算）を採用する。

現状	12,500 m ² （公園台帳 12,648.23 m ² ） （普通車 19.3 m ² /台）	649 台（普通車 330 台＋普通車 123 台＋普通車 145 台＋軽 39 台＋軽 4 台＋車いす利用者用 8 台）
----	--	---

○参考：自動車駐車スペース（W≒300×L≒500）＋通路（w≒300×L≒500）≒30 m²

- ・通常、駐車スペースは場内のアプローチスペースを勘案し、30 m²/台である。
- ・なお、海老名運動公園は、19.0 m²/台（普通車換算）であり、比較的小面積単位である。これは、高架下駐車場の効率的な利用や、主な駐車場が整形地に近いことから、高効率な利用となっていることに起因すると考えられる。

■（参考）駐車ますの大きさ

〔単位：m〕

設 計 対 象 車 両	長さ	幅員
軽 自 動 車	3.6	2.0
小 型 乗 用 車	5.0	2.3
普 通 乗 用 車	6.0	2.5
小 型 貨 物 車	7.7	3.0
大型貨物車およびバス	13.0	3.3

出典：駐車場設計・施工指針について（日本道路協会）

12. 供給処理計画の考え方

12.1 給水計画

- ・貫抜川駐車場とスケートボードパークに水飲みと散水栓を設置する。
- ・新規設置、改修、配置換え等の施設についても、新規に給水施設を設置する。また、新規植栽地、芝生広場、多目的広場等に散水設備を設置する。
- ・海老名運動公園造園（その1）工事が昭和 57（1982）年 3 月 31 日竣工から 36 年近くが経過しているため、施設改修を行う範囲について、既存管を更新する。
- ・防火水槽を設置する。海老名市開発指導要綱（平成 27 年 5 月 1 日改正）に基づき、半径 100m に 1 か所配置する。

12.2 污水排水計画

- ・公園内で発生する污水は、すべて公共下水道に放流させる。
- ・新規整備の污水排水施設は、既存の施設に接続する。

12.3 電気設備計画

- ・現在、野球場の第一次変電室から陸上競技場東側の第二次変電室へ配電されているため、野球場の改修工事にあたっては、陸上競技場への単独での引き込みが必要になる。
- ・幹線からの引込は、現在と同じ野球場系統と総合体育館系統の 2 系統（高圧引き込み）を利用する。

13. 植栽計画の考え方

- ・ 既往の植栽は、竣工から 35 年以上が経過し、当初の想定よりも密生している。このため、視界を妨げるなど、公園利用者の動線の支障になっている。
- ・ 密生している場合は、除伐、間伐等を行い、利用者動線に支障となる場合は、除伐する。
- ・ ただし、植栽時から 35 年以上経過し、大径木になっている樹木は、都市においては稀少かつ重要であり、緑陰を提供する機能もすぐれている。このため、除伐にあたっては、支障について確認した上で対応する必要がある。
- ・ プロムナードの幅員を拡幅する提案をしている。緑陰の確保とプロムナードとしての修景性を向上させるために、高木による列植を行うこととする。

14. 鳥瞰図

海老名運動公園再整備計画の全貌を表す基本計画図及び鳥瞰図を以下に示す。



図 14.1 鳥瞰図（計画全景）

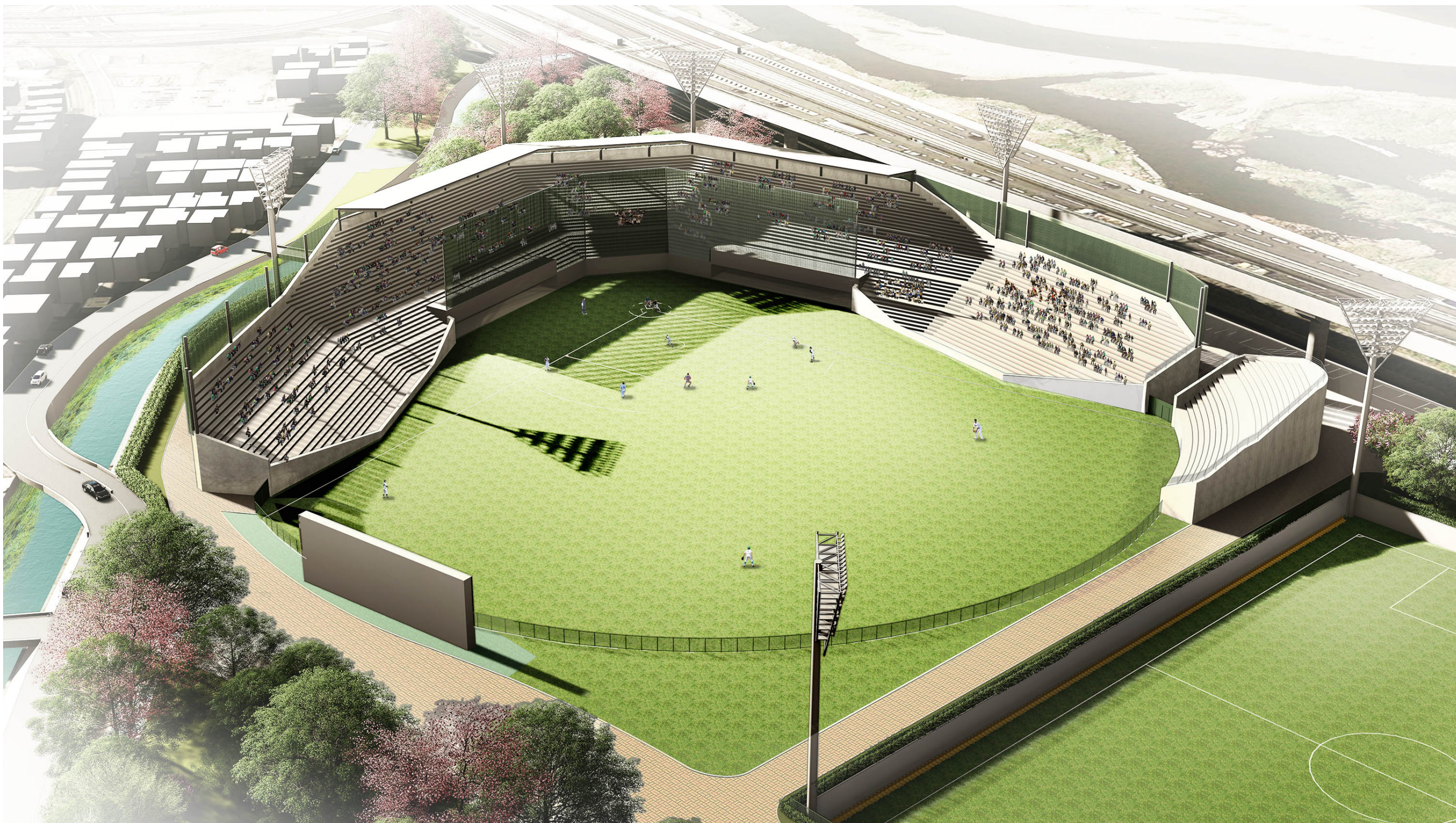


图 14.2 鸟瞰图（野球場）

15. 事業工程案と概算事業費

策定した基本計画の基づき、事業の概略工程案及び概算工事費を作成すると以下ようになる。

表 15.1 工程計画表（案）

事業項目	事業期間							維持運営期間	概算事業費 (単位：千円)
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度		
○公募設置管理制度等の検討									—
○募集・審査・協定・契約									—
1.実施設計 測量・地質調査（10箇所） 設計監理									5,554,250
2.第1期工事 スケートボードパーク、貴族川 左岸駐車場、水辺の広場、自由 広場、ドッグラン									
3.第2期工事 フロムナード、疎林広場、芝生 広場									
4.第3期工事 野球場、多目的広場、外周園路									
5.運営・維持管理									—
指定管理者制度/運営・維持管理									
概算事業費（単位：千円）	—	—				5,554,250			5,554,250

※1）運営・維持管理には、現在指定管理となっている海老名運動公園の総合体育館、陸上競技場等の既存施設の他、北部公園と中野多目的広場の施設も含む。
※2）概算事業費は、運営・維持管理費を含んでいない。



図 15.1 工区区分図

表 15.2 工区別概算工事費と事業費

(単位：千円)

工事工区	工事金額
1.第1期工事(第1工区)	
スケートボードパーク、貫抜川左岸駐車場	144,000
自由広場、ドッグラン	78,750
水辺の広場	14,000
合計	236,750
2.第2期工事(第2工区)	
プロムナード、疎林広場、芝生広場	500,000
合計	500,000
3.第3期工事(第3工区)	
野球場解体工事	188,000
野球場新設工事	3,906,500
多目的広場工事	363,000
合計	4,457,500
工事費総計	5,194,250

事業項目	金額
調査・設計費	
測量	17,000
地質調査 計画用 (D=30m、10箇所)	30,000
運動公園実施設計 (13.75ha)	53,000
野球場実施設計	165,000
多目的広場実施設計	25,000
野球場設計監理業務	70,000
調査・設計費合計	360,000
事業費合計 (工事費+調査・設計費)	5,554,250

16. 今後の課題

(1) 造成、雨水排水・供給処理施設整備にあたっての課題

本計画では、造成、雨水排水施設、供給処理施設（污水、給水、電気、通信）等に関し、概略的な計画を行っている。

また、本公園開設時から 30 年以上経過していることから、地盤高の変化、施設の老朽化、積み重なる変更工事等により、現況の公園施設には、既存の設計図書や調査資料では把握できない変化が生じている。

今後の設計や工事にあたっては、次に示す事項を事前に行うとともに、関係部署と協議を実施し、設計条件を明らかにする必要がある。

- ・既存の雨水排水、污水排水、給水、消火設備、電気設備、通信設備等について、詳細系統、種類、仕様、能力、老朽度等の確認。
- ・現況地形、雨水樹・人孔の地盤高、管種、流入管径・管底高、流出管径と管底高についての測量（実測）。
- ・雨水排水計画に配慮した造成計画（造成高、切土・盛土工）の検討。
- ・園路灯や野球場等のナイター設備における照明灯については、将来にわたってのランニングコストの削減や省エネルギー対策の観点から、イニシャルコストは高額ですが、LED ランプを導入する方向で検討する必要がある。

(2) 施設整備にあたっての課題

本計画では、各種の施設計画についても概略的な計画を行っている。

今後の設計や工事にあたっては、次に示す事項を事前に行うとともに、関係部署と協議を実施し、設計条件を明らかにする必要がある。

- ・野球場のスタンドは大規模な建築物になる。建築の構造設計に必要な地質調査（ボーリング調査等）を実施する必要がある。
- ・また、掘削土工や園路の舗装工の設計もあり、あわせて土質試験や CBR 試験等の実施も必要となる。
- ・海老名運動公園の周辺道路の整備等により、都市計画公園としての区域が実際の区域と一致していない状況になる。都市計画公園の変更手続きや、区域境界の実測（境界測量）が必要になる可能性がある。
- ・公園施設の規模設定に際しては、区域境界の変更等をふまえた検討が必要で、特に建築物と運動施設の規模は、この結果を受けて設計に着手する必要がある。
- ・本計画で算出している事業費は、概略の計画に基づいて算出している概算である点だけでなく、工事価格は変動する。このため、基本設計、実施設計の都度、事業工程計画とともに見直しを重ねていくことが重要である。

(3) イベント時のソフト運営

本計画では、通常時及びイベント時の必要駐車台数について検討している。検討結果によると、通常時は比較的充足しているが、イベント時は著しく駐車台数が不足する。

- ・イベント時は、事業者によるシャトルバス利用、公共交通機関の利用促進、北側用地の駐車場としての臨時活用等のソフト対策を検討する必要がある。
- ・また、複数のイベントが同日に行われても対応できるように、運営管理の機能・能力を充実させる必要もある。

(4) 将来の展開

本計画では、既存の敷地を最大限活用した再整備計画となっている。

しかしながら、今後、海老名運動公園北側用地所有者の意向によっては、北側への拡張も視野に入れながら、周辺環境の変化に対応していく必要がある。

こうした状況を踏まえ、拡張が可能となった場合においては、改めて、海老名運動公園の持つ機能を最大限に発揮し、海老名のシンボルとして魅力ある、市民に愛される施設となるよう、今後の動向に注視していく必要がある。

海老名運動公園再整備計画
基本計画書

平成 30 年 3 月 15 日

海老名市市民協働部文化スポーツ課

〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬 175 番地の 1